

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成25年3月11日（月）

社会・援護局 福祉基盤課

目 次

○重点事項

1	福祉・介護人材確保対策について	
(1)	福祉・介護人材確保の現状と課題	1
(2)	介護福祉士の資格取得方法の見直し等について	1
(3)	喀痰吸引等制度の円滑な実施について	3
(4)	福祉・介護人材確保対策の促進	5
(5)	福利厚生センターによる福利厚生事業	9
(6)	日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成	9
(7)	社会福祉事業従事者に対する研修等	10
2	経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	
(1)	現状	11
(2)	平成25年度の受入れ	11
(3)	候補者に対する学習支援策（平成25年度予算案）	12
(4)	候補者の滞在期間の延長について	13
(5)	ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて	13
(6)	配置基準の見直しについて	14
3	社会福祉法人を取り巻く状況について	
(1)	社会福祉法人の役割について	15
(2)	一般市への権限移譲について	17
(3)	個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における 税額控除制度の周知について	17
(4)	社会福祉法人の指導監査について	18
4	社会福祉施設の防災対策について	
(1)	社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について	20
(2)	社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について	22
(3)	災害福祉広域支援ネットワークについて	23
(4)	福島県相双地域における介護職員等応援事業について	24
(5)	被災地における共生型福祉施設の設置について	24
(6)	業務継続計画（BCP）の策定について	25
5	社会福祉施設の運営等について	
(1)	福祉サービス第三者評価推進事業について	27
(2)	苦情解決事業について	28
(3)	社会福祉法人新会計基準について	28
(4)	感染症の予防対策について	29
(5)	節電対策について	30
(6)	社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	31
(7)	社会福祉施設等の木材利用の推進について	31
6	独立行政法人福祉医療機構について	
(1)	福祉貸付事業について	33
(2)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	34

○参考資料

1	介護職員の推移と見通し	39
2	医療的ケア教員講習会都道府県別修了者数	40
3	平成24年度喀痰吸引等研修（第1・2号研修） 実態調査の結果について（概要・暫定版）	41
4	喀痰吸引等制度施行後の状況	76
5	介護福祉士の登録についての管理体制イメージ	80
6	介護職員等喀痰吸引制度の実施状況に 関する調査研究事業中間集計結果	81
7	福祉・介護人材確保緊急支援事業	86
8	介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充	87
9	被災三県の求人・求職動向	89
10	被災三県の福祉人材センターにおける取り組み	90
11	都道府県福祉人材センター事業実施状況	91
12	都道府県福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況	103
13	福利厚生センター関係資料	104
14	平成25年度社会福祉研修実施計画	108
15	国立保健医療科学院において実施する研修	109
16	社会福祉士会・介護福祉士会会員数都道府県別一覧	110
17	都道府県別社会福祉士会等職能団体名簿	111
18	経済連携協定（EPA）に基づく 外国人介護福祉士候補者の受入れ（概要）	114
19	EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について	115
20	EPA介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いの見直しについて	116
21	指導監査後の対応について	117
22	第三者評価の受審件数（都道府県別）	118
23	社会福祉法人の新会計基準について	119
24	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	139

重 点 事 項

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口全体は減少する見通しである。雇用政策研究会報告書(平成24年8月)のシミュレーションによると、平成22年の就業者数は、6,298万人であったが、平成32年には5,937~6,289万人に減少するものと推計されている。

一方、産業別で見た場合には、医療・福祉は656万人(平成22年)であったのが、757万人~860万人(同32年)にまで就業者数が増加する見込みである。

介護分野については、平成24年度の介護職員は約149万人と推計されており、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約237~249万人の介護職員が必要となる見込み(年平均約6.8~7.7万人。介護職員の増は約6.3万人(20年度→21年度))である。(参考資料1参照)

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成23年は約51.4万人(介護職員に占める介護福祉士の割合は36.7%)である。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

(平成18年度:1.74倍→平成20年度:2.20倍→平成22年度1.38倍→平成24年11月1.84倍)

このため、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要であるが、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿としても期待されているところである。

各都道府県におかれては、雇用政策関係部局や、関係団体、学校関係者等とも連携の上、管内における労働者の就業状況や、新卒者の福祉・介護分野への就職状況の把握などに配意するとともに、介護サービスの提供に当たって必要となる従事者の確保に向けた取り組みを進めていただくようお願いする。

(2) 介護福祉士の資格取得方法の見直し等について

「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書」(平成23年1月20日)における提言を踏まえ、現在国においては介護人材のキャリアパスの整備を進めているところである。

現行のホームヘルパー研修については簡素化し、在宅・施設を問わない介護職の入口として「介護職員初任者研修」を創設し、本年4月から施行予定である。

介護職員初任者研修の施行にあたり、従前のホームヘルパー研修は平成25年3月に廃止されることとなるが、当該施行前に従前のホームヘルパー研修を修了している者については、介護職員初任者研修修了者とみなし、また、施行の際、従前のホームヘルパー研修を受講中の者で、施行後に当該研修を修了した者についても、介護職員初任者研修修了者とみなし、訪問介護の業務に従事することが可能である。

また、介護職員基礎研修については、本年度をもって廃止とされる予定であり、今後は、実務者研修に一本化されることとなる。

については、各都道府県においても、4月からの介護職員初任者研修の円滑な実施について遺漏なきよう準備を進めていただくとともに、平成27年度の介護福祉士国家試験の受験にあたり、実務者研修の受講が必要となる実務経験3年以上の受験者が、実務者研修を円滑に受講することができるよう、管内の実務者研修事業者の地方厚生局における指定状況について把握し、管内関係機関、関係団体への適切な情報提供、受講指導等をお願いする。

一方、介護福祉士養成施設については、平成27年度の卒業生から国家試験の受験（平成28年1月）が義務付けられることとなる。各都道府県におかれても、この旨ご了解いただくようお願いする。

また、訪問介護員の具体的な範囲については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）において示しているが、実務者研修において履修する科目は、介護職員初任者研修において履修する科目を包含するため、当該通知を改正し、実務者研修修了者についても訪問介護員の具体的な範囲に含めることとされた。

なお、介護福祉士資格取得後のキャリアパスについては、昨年度から老人保健健康増進等事業において制度のあり方、研修カリキュラム等について検討し、「認定介護福祉士制度（仮称）の方向性について」（平成24年3月）として、中間まとめを発表したところである。（実施主体：日本介護福祉士会）引き続き、本年度においては、10月からモデル研修を実施し、50名の受講者が医学的知識やリハビリテーション、生活支援技術等を学んでいるところである。

来年度は、研修カリキュラムの検証等を踏まえつつ、認証の仕組み、認証組織のあり方などについて研究を進めることとしている。

※ 中間まとめ、モデル研修の概要（URL）

http://www.jaccw.or.jp/katudou/H24zyoseikinhokoku/H24_nintei.html

（３）喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成24年４月より施行されている介護職員等による喀痰吸引等の実施においては、次年度以降においても、適切かつ安全な体制の中での実施が継続されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について、引き続き徹底するよう、よろしくお願いしたい。

ア 平成25年度喀痰吸引等研修事業（セーフティーネット支援対策等事業費補助金の活用等）について

① 研修補助事業の活用について

「都道府県喀痰吸引等研修事業」については、本年度に引き続き、来年度においても、「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」（250億円）のメニュー事業として実施するので、各都道府県においては積極的に本事業に取り組まれない。

なお、省令に定める研修（第１～３号研修）以外の、都道府県における研修実施委員会等の体制整備、研修講師の養成確保、その他都道府県において喀痰吸引等研修の円滑な実施に必要と考えられる事業についても、引き続き補助対象とする予定であるので、講師及び研修修了者に対するフォローアップ等も含め、事業の活用につき積極的に検討されたい。

② 研修講師の養成について

都道府県における喀痰吸引等研修の研修講師の養成及び確保については、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等に基づき、今後も計画的な研修講師の養成確保が重要となる。

介護福祉士に関わる教育現場においては、介護福祉士養成施設等の教員養成を対象とした「医療的ケア教員講習会」についても行われているところである。

昨年度及び一昨年度には、こうした介護福祉士養成施設等の全国団体である（社）日本介護福祉士養成施設協会や、全国福祉高等学校長会においても、医療的ケアにかかる教員養成が行われてきたところである。

第1号及び第2号研修については、「指導者講習」等の修了者と「医療的ケア教員講習会」修了者である医師、看護師等については喀痰吸引等研修の講師として同等に望ましい扱いとしていることから、平成25年度以降、引き続き介護福祉士養成施設や、福祉系高校等の関係部局とも連携し、効果的な講師及び教員の養成・確保策が行われるよう努められたい。(参考資料2参照)

③ 研修の実施状況について

平成24年度における各都道府県の喀痰吸引等研修(第1・2号研修)の実施状況について、先般、各都道府県の協力の元、実施させていただいたところであるが、今般、平成25年度以降の研修計画策定等に資するよう、調査結果の概要(暫定版)についてお示しするので、適宜、活用されたい。(参考資料3参照)

イ 事業者等の登録及び管理について

本年度は施行初年度であることから、「登録特定行為事業者数」、「登録研修機関数」、「認定特定行為業務従事者認定証件数」につき、各都道府県から月次報告をいただいていたところであるが、施行後1年が経過したことから、平成25年度以降の報告については、本来の取扱いとして、平成23年11月11日付厚生労働省社会・援護局長通知でお示ししているとおり、毎年4月1日現在の状況を5月31日までに報告を行う方式に改めることとする。

(※本年度の取扱いとしては、平成24年9月27日付け事務連絡により、3月分報告まで行うこと(3月19日〆切))(参考資料4参照)

なお、平成27年度以降においては、喀痰吸引等の医行為実施の可否を含めた介護福祉士登録制度の運用が行われることになるが、その際には、介護福祉士の公益財団法人社会福祉振興・試験センターに対する登録申請上、現在、各都道府県において行われている「認定特定行為業務従事者」の登録管理の情報を介護福祉士が得る必要があることから、引き続き、登録及び管理事務についても徹底されたい。(参考資料5参照)

ウ その他の取り組みについて

平成24年度においては、制度施行後の状況について実態把握を行う観点から、複数の調査研究等(下記参照)についても実施されてきたところであるが、本年度末までの、こうした取り組みの成果も踏まえつつ、各都道府県の取組支援に資するよう、4月以降に厚生労働省HP～喀痰吸引等の制度について～についてもリニューアルを行う予定であるので、適宜活用されたい。

※ 平成24年度における調査研究等

- 『介護職員等喀痰吸引等制度の実施状況に関する調査研究事業』
(H24厚生労働省老人保健健康増進等事業：(株) 三菱総合研究所)
・ 中間集計結果（平成25年2月7日時点）の概要（参考資料 6 参照）
- 『民間介護事業者における介護職員等喀痰吸引制度の取組み意向並びに課題認識に関する調査研究事業』
(H24厚生労働省老人保健健康増進等事業：(社) シルバーサービス振興会)
- 『介護職員等の喀痰吸引等の在宅連携事例に関する調査研究事業』
(H24厚生労働省社会福祉推進事業：(社) 全国訪問看護事業協会)

<以下、参考資料 2～6 参照>

- 1 都道府県別「医療的ケア教員講習会」修了者数
～「(社) 日本介護福祉士養成施設協会」及び「全国福祉高等学校長会」～
- 2 平成24年度 喀痰吸引等研修（第1・2号研修）実態調査の結果について
- 3 喀痰吸引等制度施行後の状況（平成25年2月末現在値）
- 4 介護福祉士の登録についての管理体制イメージ
- 5 「介護職員等喀痰吸引等制度の実施状況に関する調査研究事業」
(H24 厚生労働省老人保健健康増進等事業：(株) 三菱総合研究所) 中間集計結果
(平成25年2月7日時点) の概要

(4) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設

福祉・介護人材確保対策については、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において、各都道府県において実施してきたところである。

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、前述のとおり、平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込みであり、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要があることから、従前の事業に新たなメニュー（※）を加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）に新たに位置づけ、喫緊の課題である福祉・介護人材確保の推進に緊急に対応するべく、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を使用して24年度から25年度までの切れ目のない事業実施を可能としたところである。

各都道府県におかれては、当該予備費を積極的に活用し福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取り組みをお願いしたい。（参考資料 7 参照）

なお、従前より福祉・介護分野への就職者等を事業成果として把握するために各都道府県より所定の様式に基づいて事業実施状況の報告を受けているところであるが、24年度の事業実施状況については、25年4月中旬に報告依頼をする予定としているのであらかじめ御了知いただくとともに、25年度の事業計画については、前述のとおり「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として実施するため、その報告様式については、従前の様式を若干整理した上で、別途お示しする。

【福祉・介護人材確保緊急支援事業における事業メニュー例】

1. 福祉・介護人材の参入促進
2. 潜在的有資格者等の再就業促進
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化
4. 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保（※）

介護現場に従事する者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講の際、その者の代替要員を確保する費用を補助し、その者が実務者研修受講中における施設のサービスの質を維持するとともに、その者の介護職としてのキャリアアップ・スキルアップを支援することを目的とする。

等

イ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充（参考資料 8 参照）

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資の確保を行ったところであるので、各都道府県におかれては、貸付希望者に必要な資金を交付されたい。

また、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用（以下「生活費加算」という。）を上乗せして貸与できることとする貸付内容の拡充を行ったところである。

各都道府県におかれては、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取り組みをお願いしたい。

なお、生活扶助基準の見直しが予定されているところであるが、生活費加算の加算額は、貸付申請時の生活扶助基準（第1類）の範囲内の額としているため、生活扶助基準の見直し前に貸付申請が行われる平成25年度入学者には生活扶助基準の見直しの影響は及ばないものである。各都道府県におかれては、生活費加算の貸付にあたって適切な対応をお願いしたい。

ウ 福祉人材センターにおける人材確保対策

（ア）被災三県における福祉・介護人材の確保

平成23年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成23年6月以降上昇し、平成24年についても引き続き高い傾向となっている。（参考資料9参照）

よって、被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災三県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。（参考資料10参照）

各都道府県におかれても、管内の求職者等に対して、被災三県の施設情報や求人情報を積極的に提供するよう、都道府県福祉人材センターと十分連携を図るなど、更なる取り組みに向け、協力をお願いしたい。

なお、福島県相双地域等における介護職員不足に対しては、福島県と協働で「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置し、相双地域やいわき市等を対象に県外からの介護職員等の応援事業を実施しており、引き続き協力をお願いしたい。

（イ）都道府県福祉人材センターにおける取り組み

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化事業等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

（参考資料11）

前述のとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業については従前の事業と新たなメニューを加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として実施することとしているが、その事業メニュー例として「福祉・介護人材マッチング機能強化」を継続することとしたので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

(ウ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。(参考資料12参照)

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

エ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知・啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間(11月4日から11月17日まで)を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

今年度も、各都道府県等において地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施・御尽力をいただいたことに関し、厚く御礼を申し上げたい。本年度の各都道府県等の取り組みについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

各都道府県等におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、協力願いたい。

(5) 福利厚生センターによる福利厚生事業

福利厚生センター（ソウェルクラブ）は、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の指定を受け、社会福祉従事者の福利厚生を増進するため、健康支援、余暇支援、生活支援、啓発支援といった分野毎に、多種多様なサービスを提供している。

昨年10月には「ソウェルクラブ“クラブオブ”」事業を開始し、優待割引サービス分野の充実を図り、また、WEB申請の拡大等による手続きの簡素化・迅速化も進めるなど、積極的な事業運営が行われている。

今後とも同センターが積極的に活用され、社会福祉事業従事者の福利厚生の一層の充実が図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。（参考資料13参照）

(6) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 社会福祉専門職大学院

専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

現在、新たな制度（認定社会福祉士・認定上級社会福祉士制度）への対応のためのカリキュラム改正が進められ、また、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れている。これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（2名）から職員が派遣されるなど、複雑化する社会福祉行政への対応として、行政機関からの職員派遣が増えつつあり、卒業後の現職での活躍が期待されているところであるので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

平成26年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL042-496-3000）

<入学試験日>

<出願期間>

・第Ⅰ期	平成25年10月20日（日）	25年 9月13日（金）～10月 3日（木）
・第Ⅱ期	平成25年12月 8日（日）	25年11月 5日（火）～11月21日（木）
・第Ⅲ期	平成26年 1月26日（日）	25年12月16日（月）～ 1月 7日（火）
・第Ⅳ期	平成26年 3月 1日（土）	26年 1月20日（月）～ 2月10日（月）

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス及び文京キャンパス（文京区茗荷谷）において、次のような社会人を対象とした各種講座を実施しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣方について検討するとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

- 福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」
- 福祉事務所等における処遇困難事例の対応策を学ぶ「福祉マイスター道場」
- 福祉経営に携わる職員向けの「福祉経営塾」

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「専門職大学院リカレント講座」を参照願いたい。http://www.jcsw.ac.jp/s_guniversity/skill_kouza.html）

（7）社会福祉事業従事者に対する研修等

平成25年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。（参考資料14参照）

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれては、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。（参考資料15参照）

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。（参考資料18参照）

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

インドネシア人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指す就労コースが設けられている。

	受入れた候補者数
平成20年度	104名
平成21年度	189名
平成22年度	77名
平成23年度	58名
平成24年度	72名

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、上記の就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

	受け入れた候補者数	
	就労コース	就学コース
平成21年度	190名	27名
平成22年度	72名	10名
平成23年度	61名	募集なし
平成24年度	73名	募集なし

(2) 平成25年度の受入れ

平成25年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行ったところである。今後は、母国での日本語研修を経て、平成25年6月頃、入国手続きを行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成25年度予算案）

平成23年度には、平成20年度に入国したインドネシア人候補者が初めて国家試験を受験し、35名が合格した。また、平成24年度は、平成21年度に入国したフィリピン人候補者が初めて国家試験を受験した。（参考資料19参照）

社会・援護局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、様々な支援を行っており、本年度から介護福祉士の資格を取得できずに帰国した者の再チャレンジ支援も行っているところである。

また、平成25年度予算案においては、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の対象経費を拡充し、候補者及び受入れ施設への支援を強化することとしており、その概要は以下のとおりである。

当該事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各都道府県におかれては、管内の受入れ施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は各都道府県に財政負担を求めるものではない。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

①受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備の費用及び②受入れ施設の研修担当者の活動に対する費用（手当）について補助する。

補助率	定額（10／10）
①候補者1人当たり	年間23.5万円以内
②1受入施設当たり	年間8.0万円以内

※ 対象となる学習経費等の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入及び受入れ施設の研修担当者の活動に対する支援（手当）等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を実施する。

（４）候補者の滞在期間の延長について

ア 平成２１年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者について

「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成２３年３月１１日閣議決定）に基づき、外交上の配慮の観点から、平成２１年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者のうち、平成２４年度の介護福祉士国家試験に合格しなかった候補者については、

- ・ 候補者本人から国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること
- ・ 受入機関により、国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、適切な研修を実施するとの意思が表明されていること
- ・ 介護福祉士国家試験の得点が一定の水準以上の者であること

等の条件を満たす場合に、追加的に１年間の滞在期間の延長が認められる。滞在期間の延長についての具体的な要件等は、今後関係省庁と調整のうえ、平成２４年度の介護福祉士国家試験の合格発表後を目途に、別途お知らせする予定である。

イ 平成２２年度以降に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者について

平成２２年度と平成２３年度に入国したインドネシア人とフィリピン人候補者及び平成２４年度に入国したフィリピン人候補者は、６か月間の訪日前の日本語研修を受けていないため、「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成２５年２月２６日閣議決定）により、上記アと同様の条件の下に、追加的に１年間の滞在期間の延長を認めることが決定されている。

（５）ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

平成２４年４月に「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」が完了し、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れに関する基本的枠組みについて、ベトナム政府と合意に至っている。合意された交換公文に基づき、

- ・ ベトナムにおける3年制又は4年制の看護の課程を修了し、かつ、ベトナム国内において日本語研修を受け、日本語能力試験N3に合格した介護福祉士候補者が、
- ・ 就労コース（雇用契約に基づき日本の受入れ施設で研修・就労するため、最大4年間の滞在を認め、滞在期間中の国家試験の合格を目指す）により入国することが予定されている。

第1陣の介護福祉士候補者は、現在、ベトナム国内で日本語研修を受講中であり、平成26年半ばの訪日を予定している。

(6) 配置基準の見直しについて

介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いについては、平成24年4月から、受入れ施設での就労開始日から1年を経過した候補者等を、夜勤の介護報酬加算等、一部の配置基準の算定対象に含めることを可能としたところである。

さらに、平成25年4月から、受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者等について、職員の基本の配置基準や夜勤の基本の配置基準への算入を認める告示の改正を、3月6日に行っている。見直し後の取扱いの詳細については、同日付けで、各都道府県等宛に発出した通知をご参照されたい。（参考資料20参照）

3 社会福祉法人を取り巻く状況について

(1) 社会福祉法人の役割について

ア 生活困窮者の生活支援への対応

先般、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」において生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに関する報告書が取りまとめられたところである。本報告書においては、社会福祉法人について、以下のとおり、相談支援や就労支援などの場面での活躍が期待する旨記載されている。

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書（抜粋）

Ⅲ 新たな生活困窮者支援制度の構築について

2 新たな相談支援の在り方について

- 現在、生活保護受給者以外の生活困窮者に対しては、公的な相談支援が十分に行われているとは言い難い。今後は、生活保護受給に至る前の層への支援を強化するため、本人の状況に合わせた丁寧な対応を行う新たな相談支援体制を構築することが必要である。
- 生活困窮者に対する相談支援事業の実施主体は地方自治体であるとしても、既存の福祉事務所が全てを担うことは困難である。このため、地方自治体からの委託を受け、社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO等の民間団体も事業を実施できるよう必要な法整備を行うことが必要である。

特に、社会福祉法人は社会福祉の中心的な担い手であることをあらためて自覚し、この分野でより積極的な役割を担うべきとの意見があった。

3 就労準備のための支援の在り方について

- 生活困窮者の就労意欲の喚起のためには、その前提としての動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、いくつかの段階を設けることが必要である。このため、生活困窮者の一般就労に向けてこうした能力を培うための支援を一貫して行う事業（以下「就労準備支援事業」という。）の実施が必要である。
- 就労準備支援事業の実施主体は、後述するような新たな相談支援事業の実施主体との連携の必要性等も踏まえると、福祉事務所を設置している自治体を中心とすることが考えられる。一方で、きめ細かな対応をするためには、住民に最も身近な基礎自治体が実施主体となることが適当であるとの意見もあった。
- その際、この分野では既に民間団体において先駆的な取組があることも踏まえ、事業の推進に当たっては、地方自治体からの委託を受け、社会福祉法人やNPO等の民間団体が主体的に役割を果たしていけるような制度設計を検討することが必要である。

4 中間的就労の在り方について

- 生活困窮者の中には、直ちに一般就労を求めることが難しい者もいるので、段階的に、中間的な就労の場や社会参加の場を設けることが必要である。
- 中間的就労は、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業の自主事業として考えるべきである。特に、一般の企業と比べて事業を立ち上げる上での支援を受けている社会福祉法人は積極的に取り組むべきであり、中間的就労を広げていくためにも、まずは社会福祉法人が成功事例をつくっていくことが期待される。

- なお、社会福祉法人が中間的就労を提供することについては、
 - ・ 社会福祉法人は社会福祉事業の実施という従来の制度対応のみならず、生活困窮者を始めとした地域の中の新たな課題に応えるために福祉的な支援をしていく必要がある。
 - ・ ただし、社会福祉法人には事業経営の専門家が不足しているため、団塊世代の企業OBの力を発揮してもらうことなども検討すべきである。これは事業内容の開発創造と安定した経営基盤の両面から期待されるところである等の意見が出された。

このように、社会福祉法人には、地域における公益的事業の担い手として従来の社会福祉事業のみならず、生活困窮者支援の実施等の役割が求められていることから、各都道府県等におかれては、このような社会福祉法人の役割を理解いただき、所管する社会福祉法人に対して、本報告書の情報提供等をお願いしたい。

イ 法人運営の透明性・適正性の確保について

昨年11月に開催された行政刷新会議規制・制度改革委員会において、社会福祉法人は税制優遇が措置され公益性を有する法人であることから、財務諸表の公開、外部監査の活用義務付け、全法人が第三者評価を受審するための仕組み作りを検討すべき等との指摘がなされたところである。

また、本年1月に設置された規制改革会議においても、以下のとおり検討課題として提言されている。

現行の社会福祉関係法令や関係通知では、外部監査等について、義務づけまでは行っていないところであるが、社会福祉法人の運営の透明性・適正性を確保する観点からは、法人自ら積極的な取り組みを行うことが望ましいものである。

現在、これらの取組状況について、所轄庁を通じて全国の社会福祉法人に対し、実態把握をお願いしているところであるが、これは今後、規制改革会議等に係る社会福祉法人の在り方を議論する上で、大変重要であると考えており、未だ回答をいただいていない所轄庁においては、所管する社会福祉法人から回答を取りまとめる上、できるだけ速やかに提出をお願いしたい。

第2回規制改革会議（平成25年2月15日開催）資料2 ～抜粋～

I. 健康・医療

13 介護事業の効率化

社会福祉法人は、その事業経営の透明性の確保を目的とし、外部監査を活用することが適当とされているところ、外部監査は積極的には活用されておらず、不適切な会計処理が散見されるとの指摘がある。

社会福祉法人の経営の透明性を向上させるとともに、競争原理によるサービス向上を実現する観点から、経営の一層の効率化を図り得る仕組みにすべきではないか。

ウ 社会福祉法人の合併、法人間連携等の推進について

平成18年に厚生労働省と社会福祉法人の経営者、学識経験者などで構成された社会福祉法人経営研究会が取りまとめた報告書「社会福祉法人経営の現状と課題」の中では、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした環境変化に的確に対応して、経営を効率化し、安定化させていくために、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策である、とされている。

その一つの方策として、「合併・事業譲渡・法人間連携」の推進が提起され、具体的な手順を示した「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」も取りまとめられている。

各都道府県におかれては、本手引きを参考にする等、所管する社会福祉法人に対して、必要な助言等をお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人経営の現状と課題」
(平成18年8月社会福祉法人経営研究会)
- ・「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」
(平成20年3月社会福祉法人経営研究会)

(2) 一般市への権限移譲について

平成23年8月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正により、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該市の区域を越えない法人については、本年4月から当該市が所轄庁となることとなっている。

このため、各都道府県は、一般市に所轄庁の権限が移譲される法人を把握するとともに、一般市に対し事務処理内容や個別法人への説明等権限移譲が円滑に進むよう、対応をお願いしたい。

(3) 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の周知について

平成23年6月の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人、特定非営利活動法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度かのいずれかを選択することができるようになっている。

税額控除制度は、個人による小口寄附を促進する効果があるものであり、新たな寄附者が増えることなどが期待されており、この制度利用のためには、社会福祉法人が申請し、一定の要件を満たしていることの所轄庁からの証明を受けることが必要となっている。

社会福祉法人については、他法人と比較して税額控除制度の利用状況が低調であることから、各都道府県等におかれては、所管法人に対して制度活用を積極的に周知いただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報についても併せてお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」
(平成23年8月2日社援基発0802第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

(4) 社会福祉法人の指導監査について

ア 対象法人の重点化について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の審査結果等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で特別監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な指導監査をお願いしたい。

また、効率的な監査実施、法人の負担軽減のため、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第4878号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の規定に基づき、施設・事業の監査と並行して行われるよう努められたい。

イ 問題発生時の対応及び再発防止について

法人運営に大きな問題がある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整する等組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施する等、徹底した改善をお願いしたい。

各都道府県等においては、このような問題が発生した法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令（同条第2項）、業務停止命令、理事の解職勧告（同条第3項）、法人の解散命令（同条第4項）等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。（参考資料21参照）

ウ 法人指導監査に係る留意事項について

- 資産の管理運用については、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものや、基本財産として寄附されたものに限るなど、一定の要件のもとに、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めている。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられるところであり、過去には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられる。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、役員や運用担当者等の当該金融商品のリスクについての理解等について留意するよう、指導されたい。

- 社会福祉法人は、税制上の優遇を受けている等きわめて公共性の高い法人であることから、役員報酬については、勤務実態に即して支給し、役員報酬規程等を整備した上で、支給する必要がある。

報酬額について、具体的な基準はないが、その報酬が当該法人の収支状況等から見てあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、社会的批判を受けるおそれがある。

各都道府県等におかれては、このような社会福祉法人の性格を踏まえ、指導監査にあたっては、十分留意されたい。

- 各都道府県等からの厚生労働省に対する法人監査報告によると、全国的には、競争契約によるべきところを随意契約として契約しているものや決算関係書類の記載誤り等の会計管理に関する文書指摘が数多く見受けられた。

このため、各都道府県等におかれては、指導監査にあたっては、これらの点について重点的に確認を行うとともに、外部監査の活用を奨励する等、必要な助言・指導をお願いしたい。

4 社会福祉施設の防災対策について

(1) 社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について

① 平成24年度補正予算について

社会福祉施設等の耐震化等整備については、平成21年度補正予算において創設した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により推進しているところであるが、平成24年度補正予算において、本基金に97億円を積み増し、実施期限を1年間延長するとともに、新たに、津波対策としての高台移転整備や小規模施設のスプリンクラー整備等を本基金の助成対象に追加したところである。

ア 高台移転整備の対象施設

現行の耐震化整備の対象施設（※）であって、都道府県が立地上津波対策としての高台移転が必要と認める施設

※ 対象施設

救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

イ スプリンクラー整備の対象施設の追加

現行のスプリンクラー整備の対象施設（※）であって、延べ面積27.5㎡未満の施設を追加

※ 対象施設

- ・ 救護施設、障害者支援施設、短期入所事業所、障害児入所施設、乳児院
- ・ 障害程度区分4以上の者又はこれと同様の者が利用するケアホーム、グループホーム、福祉ホーム

〔 ※ 本基金（平成24年度補正予算97億円の追加交付分）は、内閣府の地域の元氣臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の交付対象。 〕

併せて、平成24年度補正予算において、独立行政法人福祉医療機構に対する出資金46億円を計上し、耐震化整備やスプリンクラー整備に係る現行の優遇融資継続のほか、新たに、入所施設の高台移転整備の無利子化等の優遇措置を設けることとしたところである。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

社会福祉施設（入所）	
融資率	(通 常) 70～80% → (耐震化) 90% (高台移転) 95%
利率優遇	(耐震化) 通常利率 △0.5% (当初5年間) (高台移転) 無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

② 社会福祉施設等の耐震化及び高台移転整備の推進について

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の対象施設の耐震化整備については、全て耐震化を完了した県がある一方で、未だ多数の未耐震施設が残っている都道府県が存在しており、進捗状況にばらつきが生じている。

本基金対象施設については、自力避難が困難な障害児者や児童の入所施設であることから、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了するとともに、併せて、津波による被害が想定される施設の高台移転等についても促進していく必要がある。

各都道府県等におかれては、本基金や融資制度を積極的に活用するとともに、例えば対象施設について個別にヒアリングを行い耐震化整備等に向けた助言を行うなど、耐震化整備等を推進するための必要な支援をお願いします。

その他の社会福祉施設についても、社会福祉施設等施設整備費補助金、安心こども基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用等により、計画的に耐震化整備等を推進するための必要な支援をお願いします。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「(住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金において実施))」(国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3)があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いします。

また、社会福祉施設等については、地域の防災拠点として、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、震災時等においては緊急避難的な措置として必要な要援護者の受入れを積極的に行っていただくよう、管内事業者に対して周知徹底をお願いします。

③ 社会福祉施設等の防火安全対策の徹底について

先般、長崎県の認知症高齢者グループホーム及び新潟県の障害者のグループホームの火災により多数の者が死傷するという痛ましい事故が発生したところである。

これを受け、各都道府県等に対して、「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」(平成25年2月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)により、

社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底をお願いしたところである。

都道府県等におかれては、管内社会福祉施設等について、スプリンクラー等の消防設備の設置状況について点検を行うとともに、適切な対応がとられていない場合には、速やかな対応を講じるよう指導・助言を行うこと。

また、社会福祉施設等で万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制について、関係部局・機関や地域住民等と連携の下、万全の体制を確保するよう、管内市町村及び関係団体等へ周知徹底をお願いする。

なお、平成24年度補正予算により、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金について、消防法令上設置義務がない275㎡未満の障害児者、児童の入所施設や障害程度区分が4以上の者又はこれと同様の者が利用するケアホーム、グループホーム等をスプリンクラー整備の補助対象に追加するとともに、障害程度区分4以上の者がいない障害者のケアホーム・グループホームについても、従前より社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているところである。

また、設置者負担についても、独立行政法人福祉医療機構の融資制度が活用できるので、これらの制度を積極的に活用し、スプリンクラーの設置の促進に努めること。

(2) 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、今般、総務省行政評価局が社会福祉施設をはじめとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
→ 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
→ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応する

ため、以下について徹底すること。

- ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設（市町村管轄施設を含む。）の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するように市町村に依頼すること。
- ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

併せて、土砂災害のおそれがある地域に所在する社会福祉施設等については、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立する等、土砂災害対策に万全を期すよう必要な助言・指導をお願いする。

（３）災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援を必要としたが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に進まなかったことが大きな教訓となったところである。そのため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

今年度においては、災害福祉広域支援の体制及び緊急派遣チームの仕組み等について検討を行うとともに、先ずは都道府県単位でのネットワーク構築の足がかりとなる支援を目的に、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業により都道府県単位での福祉支援ネットワーク本部を設置するための事業等について、助成を行うこととしたところである。

既に福祉分野における広域的な支援ネットワークの構築に取り組まれている自治体もあると承知しているが、多くの自治体では未構築・検討されていない実情もあることから、平成25年度においても、引き続きネットワーク構築に係る助成事業について実施する予定である。詳細については決まり次第、独立行政法人福祉医療機構のホームページ等を通じてお知らせすることとしている。

都道府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、平時から管内市町村や、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、公民の連携による災害福祉広域支援体制を構築していただけるよう、格段のご協力をお願いしたい。

なお、災害福祉広域支援の体制及び緊急派遣チームの仕組み等について検討を行っているところであり、まともり次第、各都道府県に情報提供する予定であるので、念のため申し添える。

(4) 福島県相双地域における介護職員等応援事業について

東京電力福島第一原子力発電所等が位置する福島県相双地域等における介護職員等の確保対策を検討するため、福島県と協働で「福島県相双地域等福祉人材確保会議」を設置し、福島県福祉人材センターや福島労働局等の関係者が集まり、福祉人材確保のための取組みについて協議をするとともに、応急的な措置として、昨年6月から介護職員等の応援事業を実施してきている。

福島県相双地域等においては、引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況になっているところであり、この応援事業を平成26年3月末まで延長することとしている。

既に昨年12月の事務連絡でお知らせしているところであるが、引き続き福島県相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、管内市町村、事業者等へ周知していただくなどご協力をお願いしたい。

(参考)

・「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の延長等について」

(平成24年12月25日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課事務連絡)

(5) 被災地における共生型福祉施設の設置について

東日本大震災の被災地の復興に当たっては、福祉サービスの提供体制の再構築（社会福祉施設の再建を含む。）や地域コミュニティの再生・活性化が喫緊の課題であり、また、社会福祉施設再建の際には土地確保が課題として挙げられている。

これらの課題に対応するため、昨年7月に「被災地における共生型福祉施設の設置について」（平成24年7月31日付雇児総発0731第1号、雇児保発0731第1号、社基発0731第1号、障障発0731第2号、老高発0731第1号、老振発0731第2号）を発出し、被災地において、高齢者、障害児者及び子どもがともに利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う「共生型福祉施設」の設置を推進していくこととしたところである。

また、被災地において共生型福祉施設の設置を推進するため、平成24年度正予算において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象事業に被災地における共生型福祉施設整備事業を追加したところである。

【事業概要】

- ・設置主体 市町村、社会福祉法人、公益法人、NPO法人 等
- ・整備区分等 創設
 - ※ 新築の他、既存施設を活用して新たに事業を実施するために必要な改修を含む。
- ・補助単価 5,000万円（定額 基金10/10）
 - ※ 施設整備に併せて施設と一体的な設備を整備する場合は、当該設備整備費について500万円（定額 基金10/10）以内で加算できる。

これを受け、先般、交付要綱、管理運営要領並びに関係事務連絡を発出したところであり、岩手県、宮城県及び福島県におかれては、本事業を管内市町村や事業者、関係団体等に幅広く情報提供いただくとともに、高齢者・障害児者・児童関係部局や管内市町村と連携し、共生型福祉施設の設置・運営に関する問合せ等に対して、必要な助言を行うなど、特段のご配慮をお願いする。

また、現在、被災地における共生型福祉施設の設置運営に関する手引の作成に向けて検討を進めているところであり、まとめ次第、各都道府県等に情報提供する予定であるので、念のため申し添える。

(6) 事業継続計画（BCP）の策定について

社会福祉施設等における防災対策は、主に防災設備の設置や避難対策などの取組がなされてきた一方で、災害発生時の備えや発生直後の対応、災害発生後の復旧といった経過に応じた対応計画については、浸透しているとは言えない状況にある。

災害発生により社会福祉施設が事業継続できなくなると、福祉サービス利用者の安全や場合により生命を脅かされるおそれもある。このため、災害発生等緊急事態により、「職員が出勤できない」、「施設・設備が利用できない」、「物品（食料品や飲料水等）が調達できない」、「ライフラインが使用できない」といった事態になっても、限られた経営資源の中で、利用者へのサービスを継続できるようにするための計画（事業継続計画）を策定しておくことで、迅速な事業復旧を可能とし、サービス利用者への影響を最小限にとどめることも可能となる。各都道府県におかれては、所管する社会福祉法人等に対して、積極的な取組を指導していただきたい。

（参考）

- ・平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画（BCP;Business Continuity Plan）策定とその普及事業」報告書（平成24年3月31日株式会社浜銀総合研究所）

5 社会福祉施設の運営等について

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が施設運営における問題点を把握した上で、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業である。

平成16年5月に、現在の通知が発出されて以降の受審状況をみると、都道府県間に差があり、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料22参照)

昨年3月に全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会において、報告書が取りまとめられたところであり、第三者評価事業を推進するための方策として、

- ① 評価機関、評価調査者の質の向上を目指す
- ② より質の高いサービスを目指すため評価基準を定期的に更新する
- ③ 利用者や住民への周知の推進する

ことが示されている。

本報告書を踏まえ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を改正したところであり、各都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」

(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

- ・「「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について」

(平成16年8月24日雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/pdf/p-06.pdf> (「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」報告書)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)

http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

(2) 苦情解決事業について

ア 事業者における苦情解決の取り組みについて

苦情解決事業については利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

各都道府県におかれては、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(3) 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されていたところである。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められていたことから、平成23年7月に新たな「社会福祉法人会計基準」を定めたところである。(参考資料23参照)

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度(予算)から移行し、平成27年度(予算)には全ての法人において移行することとしている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、昨年度より「社会福祉法人会計基準(一元化)研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助(補助率1/2)しており、平成25年度においても引き続き実施する予定である。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、今年度に引き続き、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定しているため、積極的な参加をお願いしたい。

(4) 感染症の予防対策について

ア インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成24年11月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

- ・今冬のインフルエンザ総合対策（平成24年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza1/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>

- ・インフルエンザQ & A（平成24年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

- ・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
(平成24年11月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(5) 節電対策について

平成23年度に続いて策定された電力需給対策に基づき、本年度は全国的な節電要請が行われ、社会福祉施設等の節電対策に多大なご協力をいただいたところである。

社会福祉施設等の電力供給に関連する最大の懸案は計画停電への対応であるが、社会福祉施設等では、人口呼吸器による呼吸管理等が必要不可欠で、計画停電が生じた場合に生命や身体に重大な影響を及ぼすおそれがある者が利用している施設もある。

平成25年度における電力需給対策がどのようなものになるかは未定であるが、原子力発電所の再稼働が不透明な状況等を踏まえれば、現時点で行える計画停電への備えとして、自家発電機の購入の検討や、すでに自家発電機を保有している場合は、当該発電機の定期的な点検等を講ずるようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」
(平成24年6月22日社援総発0622第1号、障企発0622第1号、老発0622第1号厚生労働省
社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名
通知)

(6) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第3回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成24年8月24日雇児発0824第2号、社援発0824第3号、障発0824第2号、老発0824第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設について、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、積極的な活用を図り、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成25年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

なお、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

(7) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、木材利用の促進に係る取り組みを支援するため、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成25年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

6 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

平成25年度福祉貸付事業について

福祉分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を求められているところである。

このような状況の中、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び安心子ども基金の積み増し・延長など、福祉、介護サービスの基盤整備に必要な整備費が平成24年度補正予算及び予備費で予算計上されたこと等を踏まえ、政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているほか、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、2月5日付けで既に機構から各都道府県等あて連絡しているところであるが、平成25年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で3月22日に開催される予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

① 貸付規模

資金交付額 4,573億円（うち福祉貸付 2,515億円）

② 貸付条件の見直しについて

別表のとおり

③ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。また、「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）においても併せ貸し（協調融資）の一層の拡大を図ることとされていることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。（詳細は参考資料24参照）

（参考）

- 独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（抄）
（平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）

機構は、福祉・医療分野について、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。また、これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するとともに、借り手側にとってメリットがあるとされる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

（2）社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

- ① 平成25年度予算額（案）

ア 給付予定人員	71,893人
イ 給付総額	937億円

② 都道府県補助金について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成24年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成25年度においては、社会福祉施設職員等の退職者数が増加していること等から、補助金の増額が見込まれるため、必要な予算の確保及び早期執行について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、補助金の交付額については、平成18年3月27日社援発第0327020号「社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県の補助金の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局長通知に基づき通知する単位金額に、別途、福祉医療機構が通知する平成25年4月1日現在における都道府県内社会福祉施設等職員数及び特定職員数を合計した数を乗じて得た額となるが、平成25年度における単位金額については、現在のところ、48,000円程度となる見込みである（別途、通知する予定）。

(別表)

平成25年度福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

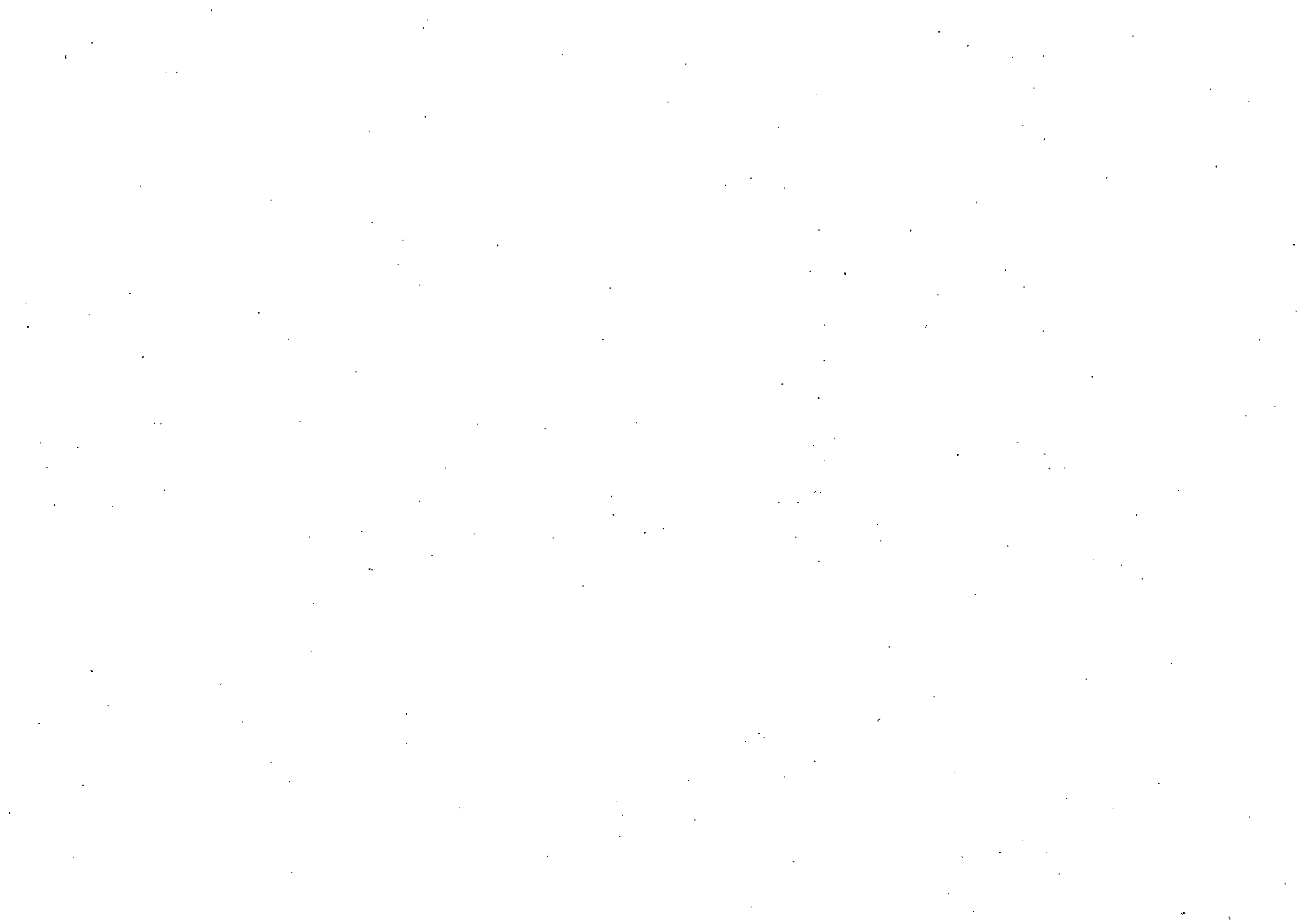
分類	事項名	見直し内容
新規	1) 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	・都市部とは、首都圏整備法等に規定される1都2府19県、全国の政令指定都市及び中核市とする。 ・融資率を90%に引き上げる。 ・耐火構造の施設は償還期間(うち据置期間)を30年以内(3年以内)とする。 ・対象施設は特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、保育所、障害福祉サービス事業所に限る。
	2) 国有地等の定期借地権制度を活用した社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	・首都圏整備法等に規定される1都2府19県に加え、全国の政令指定都市及び中核市を対象地域に追加する。
	3) 自家発電装置整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率を90%に引き上げる。 ・平成26年度末までとする。
	4) 保育所の貸付けの相手方の拡充	・貸付けの相手方を法人に拡充する。
	5) 児童養護施設等の家庭的養護への転換の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率は各施設の融資率に5%上乘せとする。
	6) 障害者自立支援基盤整備事業で対象となっていた整備種別に係る融資条件の優遇措置	・融資率は各施設の融資率に5%上乘せとする。 ・平成26年度末までとする。
	7) 特定有料老人ホームの融資条件の拡充	・貸付けの相手方を社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人及び一般社団・財団法人とする。 ・併設対象施設は、従来の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに、病院及び介護老人保健施設を加える。
	8) 再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資条件の優遇措置	・融資率を90%に引き上げる。 ・耐火構造の施設は償還期間(うち据置期間)を30年以内(3年以内)とする。 ・低炭素建築物として認定された建物であることを要件とする。
	9) 障害者優先調達推進法の円滑な施行のための障害者就労施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率を85%に引き上げる。 ・平成29年度末までとする。
	10) 償還期間の延伸	・代理貸付対象施設の償還期間を直接貸付と同様とする。
	11) オンコスト保証制度の相手方の拡充	・連帯保証人を不要とするオンコスト保証制度の対象の相手方を法人に拡充する。

分類	事項名		見直し内容
新規	12)	東日本大震災に係る被災地の復興のための優遇措置対象施設等の範囲拡充	・優遇措置の対象に保育所を追加する。
	13)	複合型サービス福祉事業の貸付けの相手方の拡充	・貸付けの相手方を法人に拡充する。
	14)	社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・対象施設に通所施設等を加える。 ・貸付利率の優遇については入所施設において国または都道府県等から耐震化整備に係る補助を受けたものに限る。 ・平成25年度末までとする。
	15)	スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・対象施設に小規模な入所系施設を加える。 ・平成25年度末までとする。
継続	16)	アスベスト対策事業に係る優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。

(参考)平成24年度補正予算(案)及び予備費での見直し内容について

分類	事項名		見直し内容
新規	1)	社会福祉施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置	・社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の交付が行われた施設整備に限る。 ・融資率を95%に引き上げる。 ・貸付利率を無利子とする。 ・その他二重ローン対策として個別に償還期限の延長等を実施する。 ・平成25年度末までとする。
継続	2)	社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	3)	スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	4)	介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。 ・貸付金利の優遇(当初5年間財融借入金利▲0.5%)については、耐震化整備に係るものに限る。

参 考 資 料



介護職員の推移と見通し

○ 介護保険制度の施行後、介護職員数は増加し、10年間で倍以上となっている。また、2025年には、介護職員は更に1.5倍以上必要と推計されている。

	平成12年度 (2000年度)	平成24年度 (2012年度) (推計値)	平成27年度 (2015年度) (推計値)	平成37年度 (2025年度) (推計値)
介護職員	55万人	149万人	167～176万人 (164～172万人)	237～249万人 (218～229万人)

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「医療・介護に係る長期推計」

(注1) 平成27年度・平成37年度の数値は社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。()内は現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによる数値。

(注2) 2015年、2025年の推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。

医療的ケア教員講習会都道府県別修了者数

～「(社)日本介護福祉士養成施設協会」及び「全国福祉高等学校長会」主催分～

(人)

都道府県名	日本介護福祉士養成施設協会主催			全国福祉高等学校長会主催		
	平成23年度	平成24年度	合計	平成23年度	平成24年度	合計
北海道	16	2	18	4	8	12
小計	16	2	18	4	8	12
青森県	3	5	8	3	1	4
岩手県	5	2	7	1	5	6
宮城県	8	2	10	2	2	4
秋田県	2	1	3	2	0	2
山形県	0	2	2	0	0	0
福島県	5	2	7	0	1	1
小計	23	14	37	8	9	17
茨城県	2	2	4	3	0	3
栃木県	5	1	6	4	0	4
群馬県	6	1	7	0	6	6
埼玉県	8	2	10	2	0	2
千葉県	10	4	14	0	10	10
東京都	29	11	40	1	7	8
神奈川県	8	3	11	0	5	5
新潟県	7	0	7	0	0	0
山梨県	3	1	4	0	0	0
長野県	8	2	10	1	2	3
小計	86	27	113	11	30	41
富山県	4	2	6	1	1	2
石川県	4	3	7	0	2	2
岐阜県	6	3	9	0	2	2
静岡県	3	6	9	6	7	13
愛知県	9	5	14	1	4	5
三重県	3	3	6	0	1	1
小計	29	22	51	8	17	25
福井県	2	0	2	2	0	2
滋賀県	2	1	3	1	1	2
京都府	4	2	6	1	0	1
大阪府	21	12	33	1	1	2
兵庫県	6	1	7	4	2	6
奈良県	0	0	0	1	0	1
和歌山県	2	0	2	1	0	1
小計	37	16	53	11	4	15
鳥取県	0	1	1	1	0	1
島根県	0	0	0	1	0	1
岡山県	6	5	11	3	2	5
広島県	10	3	13	1	0	1
山口県	3	0	3	3	0	3
徳島県	2	0	2	1	0	1
香川県	5	0	5	1	1	2
愛媛県	3	1	4	1	1	2
高知県	2	1	3	0	0	0
小計	31	11	42	12	4	16
福岡県	11	3	14	12	8	20
佐賀県	3	1	4	2	0	2
長崎県	4	2	6	2	4	6
熊本県	3	1	4	3	1	4
大分県	2	1	3	4	0	4
宮崎県	4	3	7	4	1	5
鹿児島県	6	2	8	17	10	27
沖縄県	1	1	2	1	0	1
小計	34	14	48	45	24	69
	256	106	362	99	96	195

平成24年度 喀痰吸引等研修(第1・2号研修)実態調査の結果について(概要・暫定版)

※H25. 2. 26現在の集計結果によるもの。

(報告データの一部については精査されていないため、データ値等については、今後変更がありうる。)

◎■1～■6については、「平成24年度 喀痰吸引等研修(第1・2号研修)の実態調査について(依頼)」(平成25年1月16日事務連絡)の別紙1「都道府県・総括票」、別紙2「研修実施主体別・個別票」のそれぞれから、以下の通り集計したもの。

別紙1「都道府県調査票」からの集計	■1～■4	■5及び■6
別紙2「研修実施機関別調査票」からの集計	■4-1～■4-3-3	

■1. 平成24年度実施計画及び平成25年度実施予定

(実施「有」=○、実施「無」=×)

都道府県	平成24年度実施計画				平成25年度 実施計画		都道府県	平成24年度実施計画				平成25年度 実施計画	
	23年未了分		新規分					23年未了分		新規分			
	第1号	第2号	第1号	第2号	第1号	第2号		第1号	第2号	第1号	第2号	第1号	第2号
01 北海道	○	○	○	○	○	○	26 京都府	○	○	○	○	○	○
02 青森県	×	○	×	○	×	○	27 大阪府	×	×	×	×	×	×
03 岩手県	×	×	○	○	○	○	28 兵庫県	○	○	○	○	○	○
04 宮城県	○	○	○	○	○	○	29 奈良県	○	○	○	○	○	○
05 秋田県	○	○	○	○	○	○	30 和歌山県	×	×	○	○	○	○
06 山形県	○	○	○	○	×	×	31 鳥取県	○	○	○	○	○	○
07 福島県	○	○	○	○	○	○	32 島根県	○	○	○	○	○	○
08 茨城県	○	○	○	○	○	○	33 岡山県	○	○	○	○	○	○
09 栃木県	○	○	○	○	○	○	34 広島県	○	○	×	×	×	×
10 群馬県	○	○	○	○	○	○	35 山口県	○	○	○	○	○	○
11 埼玉県	×	×	○	○	○	○	36 徳島県	○	○	○	○	○	○
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	37 香川県	×	×	○	○	○	○
13 東京都	×	○	×	○	×	○	38 愛媛県	×	○	○	○	○	○
14 神奈川県	○	○	○	○	○	○	39 高知県	○	○	○	○	○	○
15 新潟県	○	○	○	○	×	×	40 福岡県	×	×	○	×	○	○
16 富山県	○	○	○	○	○	○	41 佐賀県	×	×	○	○	○	○
17 石川県	○	○	○	○	○	○	42 長崎県	×	×	○	×	○	×
18 福井県	×	×	×	×	×	×	43 熊本県	○	○	○	○	○	○
19 山梨県	○	○	○	○	○	○	44 大分県	○	○	○	○	×	×
20 長野県	×	×	○	○	×	×	45 宮崎県	○	○	○	○	○	○
21 岐阜県	×	×	×	×	×	×	46 鹿児島県	○	○	×	×	×	×
22 静岡県	×	×	×	○	×	×	47 沖縄県	×	×	○	○	○	○
23 愛知県	×	×	×	×	×	×	計	28	32	38	39	34	35
24 三重県	×	×	○	○	○	○							
25 滋賀県	×	○	○	○	○	○							

(注)H24～25については、「登録研修機関のみ」により実施している都道府県等の場合、「×」としている場合がある。

■2.「研修実施委員会」等の都道府県内行政組織内の実施体制

(1)実施体制構築の有無

「有」	24	都道府県
「無」	23	都道府県

※「無」の場合の未構築の理由

- ・事業委託先または登録研修機関において設置。
- ・委員会という形はとらず、関係部署、講師、有識者と連携をとりながら実施。

～以下、(2)～(6)は上記(1)で「有」の場合について～

(2)具体的な関係部局(都道府県行政組織内)

区分	都道府県数	人数(計)
介護保険関係部局	24 都道府県	46 名
自立支援関係部局	16 都道府県	25 名
介護福祉士資格関係部局	3 都道府県	5 名
医療・看護政策関係部局	3 都道府県	3 名
特別支援学校関係部局	3 都道府県	3 名
健康福祉部	2 都道府県	2 名

(3)外部関係者(ex 関係団体、大学関係者等)のメンバー参画

「有」	23	都道府県
「無」	1	都道府県

◎具体的な外部関係者(例)

所属団体・関係者役職等の区分		都道府県数	
職能団体	都道府県 医師会	6	都道府県
	都道府県 看護協会	8	都道府県
	都道府県 介護福祉士会	6	都道府県
事業者団体	都道府県 老人福祉施設協議会	8	都道府県
	都道府県 介護老人保健施設協会	7	都道府県
	都道府県 病院協会	1	都道府県
	都道府県 訪問看護ステーション連絡協議会	6	都道府県
	都道府県 ホームヘルパー連絡協議会	3	都道府県
	都道府県 グループホーム協会	1	都道府県
	都道府県 デイサービスセンター協議会	1	都道府県
	都道府県 障害者支援施設協議会	4	都道府県
	都道府県 社会福祉協議会	4	都道府県
	シルバーサービス事業者連絡会	1	都道府県
研修講師	病院 看護師	4	都道府県
	特別養護老人ホーム 看護師	4	都道府県
	訪問看護ステーション 看護師	2	都道府県
その他	弁護士	1	都道府県
	その他	13	都道府県

(4) 取組内容

都道府県	計画 策定	講師 選定	教材 選定	筆記 試験	演習 実地研修	委託先 選定	講師 養成	事業者 説明	コスト	今後の 計画	その他
合計	23	20	21	22	23	10	18	1	4	4	2
01 北海道	○	○	○	○	○		○				
02 青森県	○	○	○	○			○				
04 宮城県	○	○	○	○	○	○	○				
05 秋田県	○	○	○	○	○						
09 栃木県	○	○	○	○	○		○				
10 群馬県	○	○	○	○	○	○	○				
11 埼玉県	○	○	○	○	○						
15 新潟県	○	○	○	○	○		○				
16 富山県	○	○	○	○	○	○					
17 石川県	○	○	○	○	○		○				
19 山梨県	○		○		○		○				受講生のフォローアップ研修
20 長野県				○	○	○	○		○	○	演習及び実地研修の詳細方法
25 滋賀県	○	○	○	○	○		○		○		
26 京都府	○	○	○	○	○	○	○			○	
28 兵庫県	○				○	○	○		○	○	協議委員会・合資利定委員会の設置
29 奈良県	○	○	○	○	○		○				
30 和歌山県	○	○	○	○	○						
31 鳥取県	○	○	○	○	○						
32 島根県	○	○		○	○	○	○			○	
35 山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		登録事務に関する報告
36 徳島県	○	○	○	○	○		○				
38 愛媛県	○	○	○	○	○		○				
39 高知県	○		○	○	○	○	○				
41 佐賀県	○	○	○	○	○	○					

(5) 活動状況(平成24年度実績(年度内予定を含む。))

都道府県	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
01 北海道			第1回			第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回
02 青森県			第1回				第2・3回					第4回
04 宮城県			第1回				第2回					第3回
05 秋田県				第1回						第2回		
09 栃木県				第1回	第2回				第3回	第4回	第5・6回	
10 群馬県			第1回									
11 埼玉県					第1回			第2回			第3回	
15 新潟県						第1・2回		第3・4回	第5回			
16 富山県	第1回						第2回					第3回
17 石川県	第1回				第2・3回	第4・5回			第6回	第7回		第8回
19 山梨県			第1回			第2回						第3回
20 長野県											第1回	
25 滋賀県					第1回	第2回						第3回
26 京都府			第1回	第2回	第3・4・5回	第6回	第7・8回	第9回		第10回		第11・12回
28 兵庫県								第1回				第2回
29 奈良県					第1回	第2～6回	第7回	第8～11回				
30 和歌山県					第1回							第2回
32 島根県		第1回		第2回			第3回			第4回		第5回
35 山口県		第1回									第2回	
36 徳島県						第1回		第2回				
38 愛媛県			第1回		第2回	第3・4回						
39 高知県				第1・2回	第3回	第4・5回		第6・7回				
41 佐賀県				第1回	第2・3回							第4回

(6) 研修委員会の運営等に関する工夫点、今後の課題等（主なもの）

(工夫点)

◎組織構成に関すること

- 研修体制について都道府県と登録研修機関の二重構造を導入し、各登録研修機関には研修の運営方法等を話し合う「研修委員会」を設置し、県はその上位組織として登録研修機関における資質向上策や実施体制等を検討するための「検討委員会」を設置していること。
- 筆記試験問題等作成については、関係団体等のメンバーから構成される研修委員会とは別に、医師、看護師、学識経験者からなる判定部会を設置したこと。
- 登録研修機関に対して、研修委員会のメンバーとして県職員が参画し、助言指導を行い、研修の平準化を図っていること。
- 研修体制については、第1～3号研修の関係者を参集した上で、第1・2号研修と第3号研修実施の詳細検討については、それぞれ「専門部会」を設置したこと。

◎組織の構成員等に関すること

- 実地研修の受皿確保などを考え、高齢・障害両事業者団体の参画を求めたこと。
- 研修委員会により、高齢・障害部局の一体的な体制での研修実施を行っていること。
- 多種多様な意見が取り入れられるよう、構成員となる関係団体を多く設定していること。
- 医師会への協力を求めていること。（研修講師、実地研修で使用する医師指示書や筆記試験問題作成、医学的観点に基づく助言・指導等）
- 医師資格を有する県職員を構成員にし、筆記試験問題作成等に関して医学的観点に基づく検討を行ったこと。
- 看護系大学、保健福祉大学からも構成員として協力いただき、専門性の確保を図ったこと。
- 在宅における実地研修の実施協力体制の確保の観点から、訪問介護事業者団体及び訪問看護ステーション関係団体の参画を求めていること。
- 研修の指導方針・講義内容の統一化を図る観点から、研修講師である指導看護師全員が参画していること。
- 認定看護師の参画により、専門的な見地からの意見を反映していること。
- 実施研修中における事故対応等の観点から、弁護士を委員に選定していること。

◎組織の運営に関すること

- 研修実施計画の策定については、昨年度（平成23年度）の研修講師からも課題・反省点等についてヒヤリングを実施したこと。
- 多忙な委員の負担軽減のため、集合開催を必要最小限にとどめ、勤務先への訪問やメール等で意見や助言をもらう方式で運用したこと。
- コスト節約観点から開催回数を最小限にとどめる為、研修計画全般につき効率的な協議の場となるよう、事務局運営（資料準備等）に注意していること。
- 作問委員会について核となる委員を中心に一気に作問作業を行い、開催回数を最小限にとどめたこと。
- 国の新たな動きや通知、登録事務の現状報告など、周辺情報の周知や連絡の場としても活用していること。

(今後の課題等)

○研修委員会に参画すべき人材がまだ不十分。さらなる外部からの参加・協力要請を行い、喀痰吸引等研修に対する客観的評価体制の構築が必要。

○施設系事業だけでなく、訪問介護事業者等の居宅サービス系事業者の参画や意見の集約を行う必要がある。

○今後は研修委員会の下に、地域ブロック単位での組織体を設置し、各地域の実情に応じた研修実施についても取り組んでいくことが必要。

○登録研修機関の登録促進の方策を検討する必要がある。

○喀痰吸引等研修修了後も、都道府県行政として行われる事業者への実地指導との関連性から、障害者施設の担当部署との連携が必要。

○経過措置対象者へのフォローアップ研修等の必要性の協議、実施方法等について検討する場としての活用が必要。

○将来的に、研修実施体制の主軸を都道府県から登録研修機関に移行した後においても、複数の登録研修機関を束ねる組織体として、喀痰吸引等研修の質の維持・向上についての協議を行うなど、継続して運用していく必要がある。

○今後、登録研修機関の登録が進めば、研修内容の充実を図る必要性等から、登録研修機関の関係者を含めた研修委員会体制の構築が必要となる。

■3. 講師養成(指導者講習／伝達講習等の状況)

(1) 講師数

(単位:人)

都道府県	H22				H23				H24				H25 予定	H26 予定	H27 予定								
	国(試行事業)				国(指導者講習)				国(指導者講習)							伝達講習							
	医師	看護師	その他	計	医師	看護師	その他	計	医師	看護師	その他	計				医師	看護師	その他	計				
合計	5	103	0	108	41	423	0	433	45	5,490	0	5,081	26	436	0	452	12	4,104	4	3,862	3,830	1,440	1,440
01 北海道					2	12		14	3	203		206		13		13	1	130		131			
02 青森県					1	6		7		99		99		10		10		56		56			
03 岩手県	2	1		3		13		13		106		106		10		10		77		77	200	200	200
04 宮城県	2	2		4	1	7		8		70		70	1	10		11	1	90		91	100		
05 秋田県						7		7		50		50		7		7		50		50	100		
06 山形県						12		12	3	319		322		13		13	1	93		94	90	90	90
07 福島県						8		8	1	100		101	1	3		4		64		64	50		
08 茨城県						10		10		94		94		12		12		120		120	90		
09 栃木県						7		7		148		148		10		10		109		109			
10 群馬県		1		1		8		8		126		126		9		9		55		55	70	70	70
11 埼玉県					3	11				65				10									
12 千葉県						10		10		79		79		6		6					30	30	30
13 東京都					7	4		11		61		61	5	12		17		109		109			
14 神奈川県					1	39		40		34		34		20		20		115		115			
15 新潟県		8		8	1	9		10		120		120	2	12		14		168		168	300		
16 富山県						22		22					1	21		22							
17 石川県						10		10	1	122		123		1		1	1	146		147	160		
18 福井県						7		7		102		102		9		9							
19 山梨県					1	9		10					2	8		10					110		
20 長野県						9		9		44		44		14		14	2	177		179	120	80	80
21 岐阜県						8		8		93		93		9		9		67		67	80	80	80
22 静岡県						7		7		96		96		10		10		124		124			
23 愛知県						10		10		110		110	2	6		8	1	110		111	400	400	400
24 三重県		1		1		7		7		45		45		11		11		85		85			
25 滋賀県		70		70		8		8		55		55		13		13		25		25	100		
26 京都府					3	9		12		225		225	1	10		11		106		106	100	100	100
27 大阪府		5		5		2		2	5	436		441	1	16		17							
28 兵庫県		2		2	2	13		15	1	119		120		15		15		34		34	30	30	30
29 奈良県					1	12		13		66		66		15		15		87		87			
30 和歌山県	1	3		4		9		9		69		69		6		6	1	59		60			
31 鳥取県		6		6		10		10		256		256		9		9		76		76	300		
32 島根県		2		2	2	7		9	8	312		320	1	7		8		87		87	80		
33 岡山県						9		9		50		50		10		10		58		58	100		
34 広島県					5	1		6	12	355		368	2	11		13	1	188		189			
35 山口県						11		11		74		74		6		6		77		77	60		
36 徳島県					1	9		10	2	167		169						69		69	100		
37 香川県		1		1		7		7		60		60		9		9		99		99	200	200	200
38 愛媛県					1	4		5		73		73						66		66	100	100	100
39 高知県						4		4		59		59		4		4	1	54	4	59	60	60	60
40 福岡県						7							3	3		6	1	322		323			
41 佐賀県						3		3		8		8		10		10		65		65	100		
42 長崎県					2	6		8		71		71	2	4		6		96		96	150		
43 熊本県		1		1	4	10		14	1	194		195	1	9		10		60		60	100		
44 大分県						7		7		82		82		14		14		171		171	0	0	0
45 宮崎県					2	8		10	1	80		81		10		10		103		103	100	0	0
46 鹿児島県					1	9			5	385							1	157			200		
47 沖縄県						6		6	2	8		10	1	9		10		100			50		

(2) 平成24年度 都道府県伝達講習の実施状況

都道府県	実施主体	協力機関	定員	使用教材	募集方法
01 北海道	委託 北海道社会福祉協議会	-	200	社協作成資料、国指導者講習テキスト	道、委託先HPIに掲載、関係団体、事業所へ通知
02 青森県	委託 青森県老人保健施設協会	-	84	中央法規テキスト	県HPIに掲載、関係団体へ通知
03 岩手県	委託 岩手県社会福祉協議会	-	100	国指導者講習テキスト	委託先HPIに掲載、関係事業所に通知
04 宮城県	委託 宮城県社会福祉協議会	-	100	県作成資料、中央法規テキスト、講師作成資料	県、委託先HPIに掲載
05 秋田県	委託 (財)秋田県長寿社会振興財団	-	50	国指導者講習テキスト、中央法規テキスト	委託先HPIに掲載
06 山形県	直接 -	-	130	国指導者講習テキスト、中央法規テキスト、特定の指導者講習用DVD	県HPIに掲載、関係事業所に通知
07 福島県	委託 福島県看護協会	-	50	県作成資料、中央法規テキスト	県、委託先HPIに掲載、関係事業所に通知
08 茨城県	委託 茨城県老人福祉施設協議会	-	120	県作成資料、中央法規テキスト	県HPIに掲載、関係事業所に通知
09 栃木県	委託 栃木県看護協会 国際医療福祉大学	- -	180 70	国指導者講習テキスト	県HPIに掲載、関係事業所に通知
10 群馬県	直接 -	-	80	国指導者講習テキスト、中央法規テキスト	県HPIに掲載、関係事業所に通知
11 埼玉県	- 未実施	-	-	-	-
12 千葉県	- 未実施	-	-	-	-
13 東京都	委託 東京都福祉保健財団	-	-	国指導者講習テキスト	委託先HPIに掲載、関係事業所に通知
14 神奈川県	委託 神奈川県高齢者福祉施設協議会 (NPO)フー・ジョンコムかながわ	- -	70	国指導者講習テキスト	県、委託先HPIに掲載 県、委託先HPIに掲載
15 新潟県	委託 新潟県老人福祉施設協議会	-	168	県作成資料、中央法規テキスト	県HPIに掲載、関係事業所に通知
16 富山県	- 未実施	-	-	-	-
17 石川県	委託 (福)石川県社会福祉協議会	○ 石川県立看護大学	230	県作成資料、講師作成資料、中央法規テキスト	県、委託先HPIに掲載、関係事業所に通知
18 福井県	- 未実施	-	-	-	-
19 山梨県	委託 (財)総合健康推進財団 (学)佐久学園	- -	70 40	県作成資料、国指導者講習テキスト	関係事業所に通知
20 長野県	委託 (学)高松学園 (学)松本学園 (財)介護労働安定センター	- - -	40 40 40	国指導者講習テキスト、中央法規テキスト	県HPIに掲載、関係団体・事業所に通知
21 岐阜県	直接 -	○ 岐阜県老人福祉施設協議会、中部学院大学	80	県作成資料、講師作成資料、中央法規テキスト	県HPIに掲載、関係団体へ通知
22 静岡県	委託 (福)豊橋福祉事業団	-	124	国指導者講習テキスト	各施設へ通知
23 愛知県	直接 -	○ 日本福祉大学社会福祉総合研修センター	100	国指導者講習テキスト、中央法規テキスト	県HPIに掲載、関係団体、登録研修機関、市町村へ通知
24 三重県	委託 三重県社会福祉協議会	-	100	国指導者講習テキスト、中央法規テキスト	県、委託先HPIに掲載、関係事業所に通知
25 滋賀県	委託 滋賀県看護協会	-	28	国指導者講習テキスト、中央法規テキスト	研修申し込みの際に指導者候補がいない施設へ通知
26 京都府	委託 (社)京都府看護協会	-	100	国指導者講習テキスト、中央法規テキスト	フムネット京都府センターへ掲載、関係団体へ通知
27 大阪府	- 未実施	-	-	-	-
28 兵庫県	委託 兵庫県看護協会	-	34	中央法規テキスト	各施設へ通知
29 奈良県	直接 -	-	87	国指導者講習テキスト	県HPIに掲載、関連事業所に通知
30 和歌山県	直接 -	-	70	県作成資料、国指導者講習テキスト	県、委託先HPIに掲載、関係事業所に通知
31 鳥取県	直接 -	-	100	中央法規テキスト、県作成資料	県HPIに掲載、関連事業所に通知
32 島根県	直接 -	-	160	国指導者講習テキスト	県HPIに掲載、関連事業所に通知
33 岡山県	委託 岡山県老人福祉施設協議会	-	120	国指導者講習テキスト	県、委託先HPIに掲載、関係団体へ通知
34 広島県	直接 -	○ 県医師会、県老人保健施設協議会、県老人福祉施設連盟、広島市老人福祉施設連盟、日本認知症グループホーム協会広島支部	189	国指導者講習テキスト、独自作成資料	県HPIに掲載、関連団体へ通知
35 山口県	委託 山口県社会福祉協議会	-	120	県作成資料、中央法規テキスト	委託先HPIに掲載、関連事業所に通知
36 徳島県	委託 徳島県老人福祉施設協議会	-	100	委託先作成資料、中央法規テキスト	委託先HPIに掲載、関連事業所に通知
37 香川県	委託 (社)香川県看護協会	-	200	県作成資料、国指導者講習テキスト	県HPIに掲載、関連事業所に通知
38 愛媛県	直接 -	○ 愛媛県立医療技術大学	66	国指導者講習テキスト	協力先から候補の講師の推薦を依頼。実地研修指導者分については関連事業所に通知。
39 高知県	委託 高知県社会福祉協議会	-	60	県作成資料、中央法規テキスト	委託先HPIに掲載、関連事業所に通知
40 福岡県	委託 麻生教育サービス株式会社	-	290	中央法規テキスト	-
41 佐賀県	直接 -	○ 社団法人佐賀県看護協会	30	国指導者講習テキスト	研修受講予定の事業所の中から、県老協、介士会、老健協から推薦を受けた者を対象
42 長崎県	直接 -	-	150	中央法規テキスト	関連事業所に通知
43 熊本県	直接 -	-	100	国指導者講習テキスト、県作成資料	県HPIに掲載、関連事業所に通知
44 大分県	委託 大分県社会福祉協議会、 大分県看護協会 社会福祉法人	- - -	68 69 34	県作成資料、国指導者講習テキスト、メーカー作成資料	県HPIに掲載
45 宮崎県	委託 宮崎県社会福祉協議会	○ 県老人保健施設協会、洞和リハビリテーション振興財団	100	国指導者講習テキスト	委託先HPIに掲載、関連事業所に通知
46 鹿児島県	委託 鹿児島県老人福祉施設協議会	-	130	老協作成資料、中央法規テキスト	県、委託先HPIに掲載、関係団体へ通知
47 沖縄県	委託 (社)沖縄県看護協会	-	50	国指導者講習テキスト、講師作成資料	県HPIに掲載、関連事業所に通知

(3) 講師確保・養成等に関する工夫点、今後の課題等（主なもの）

(工夫点)

◎講師の確保に関すること

- 特別養護老人ホーム、病院、訪問介護事業所など、幅広い事業所から研修講師の確保を行ったこと。
- 看護協会や訪問看護ステーション連絡協議会を通じて講師依頼をしたこと。
- 関係団体からの推薦制度により、多様な関係団体との関与を促したこと。
- 登録研修機関で実施しているが、県からも事業者団体等に講習会開催案内送付など周知した。

◎講師養成(伝達講習等)の実施に関すること

- 事業所等に所属する看護師が参加しやすいよう、複数回分けて開催した。
- 開催に先立ち、受講者(看護師)へのアンケートを実施し、講習の運営に反映させた。
- 講習前日にシミュレーターを使用し演習手順の確認を行うなど、研修に取り組む講師間の意思の統一化と指導レベルの均一化を図った。
- 市販のテキストのみならず、オリジナル資料等を活用し、よりわかりやすい研修を実施した。
- 評価票の記載方法、成功率の算定方法等についてきめ細かく説明するなど、指導の均一化を図った。
- 講義・演習以外に質疑応答の時間を設け、より制度や介護職員への指導方法を深めるよう工夫した。
- 講習内容に「指導のポイント・評価」を設け、講師・指導者としての視点・心構えの確認を行った。
- 講習会修了後、あらためて講師が集まり、次回以降をよりよい研修としていくための検討の場を設けた。
- 講習会修了後、講習受講を踏まえ、「介護職への指導のあり方についての意見交換会」を開催した。

◎講師養成(伝達講習等)の講師に関すること

- 医師には、医療倫理や医療法、保険医療制度などを一コマにまとめ、総論として講義してもらった。
- 介護福祉士養成施設の教員(看護師)が主に基礎知識に係る講義科目を、現場の看護師が演習と実地研修に関連する講義科目を中心に担当するようにした。

◎その他の工夫

- 「喀痰吸引等研修」の受講者である介護職員の研修申込と併せて指導看護師の有無を確認し、指導看護師がいない場合には伝達講習を一緒に申し込んでもらった。
- 他法人の介護職員の受け入れ等が可能な施設・事業所の看護師から優先的に受講決定を行った。
- 平成24年度の国主催の「指導者講習」に準じて、講師や事業所等関係者によるパネルディスカッションを開催し、県内の現状等についても伝達した。
- 事業者に対し看護師等の講師としての参画を促す際に、当面の喀痰吸引等研修だけでなく、平成28年度以降の介護福祉士(実地研修未修了者)に対する実地研修を視野に入れた指導看護師等の講師の必要性についても積極的に勧奨した。
- 実地研修等の指導講師となる看護師だけでなく、介護職員についても参画を促した。(講師としての認定は行っていないが、実地研修の際に、看護師と介護職員の双方での受講者フォローアップ体制確保に資するようにした。)
- 講習会修了後、修了者間(登録研修機関間)ネットワークとして、本人の同意を得た上で講師名簿を作成し、各講師に配布した。

◎講師の確保

○在宅の訪問介護事業所や障害者支援施設等の自職場において指導を行う看護師等の確保が必要。

◎講師の支援

○研修講師(主に事業所で従事する看護師等)のスケジュール確保等

○特定の研修講師(指導看護師等)に負担が偏らないよう、講師グループ制度の導入につき検討が必要。

◎講習会のレベルアップ

○一部ではあるが、研修講師になるための講習であることを認識せずに受講した者も見受けられたため、
今後は募集段階から、明確な役割提示を行った上での講師養成が必要。

○制度全体の統一理解が不足していることから、制度説明の時間を少し増やすことが必要。

○「解剖学」や「生理学」については、講師側の看護師によっても得手不得手の違いがあるため、こうした面での統一ツール(講義資料等)の開発検討が必要。

◎フォローアップ対策等

○指導のバラツキや意向の差異なども見受けられることから、新旧の指導者に対するフォローアップ体制を構築し、指導レベルの共有・標準化や不安解消を図っていく必要がある。

○第1～3号研修の指導レベルの共有化(特に3号研修においてはDVD視聴のみであるためレベルが生じやすい)が必要。特に訪問介護事業所の看護師等の間でも違いが見られるため、それぞれの研修に関わる講師間での共有化が必要。

○いわゆる実質的違法性阻却時代のノウハウしか蓄積されていない施設・事業所(例えば、14時間研修時代のノウハウを持つ看護師等しかいない特別養護老人ホーム等)の講師資格を有する職員へのフォローアップ体制を構築し、指導レベルの均一化を図ることが必要。

○平成28年度以降の登録喀痰吸引事業者における研修(実地研修を修了していない介護福祉士に対する実地研修)の講師養成につき、講習(伝達講習)の開催が必要。

■4. 研修実施機関別 実施状況一覧(平成24年度)

都道府県	No.	実施主体名	実施形態	研修区分	実施期間												研修受講者	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計画数 (人)	修了者数 (人)
合計																	9,600	4,853
01 北海道	1	北海道社会福祉協議会	委託	1・2			6/1~3/31										200	181
02 青森県	1	(社)青森老人保健施設協会	委託	2			7/26~2/28										150	10
03 岩手県	1	岩手県社会福祉協議会	委託	1・2					8/20~1/31								150	177
04 宮城県	1	宮城県社会福祉協議会	委託	1・2					8/10~2/28								150	
05 秋田県	1	(財)秋田県長寿社会振興財団	委託	1・2	4/5~3/31												150	102
06 山形県	1	山形県老人福祉施設協議会	委託	1・2					8/1~								50	19
	2	山形県老人福祉施設協議会	登録	1・2				7/2~									240	137
	3	特別養護老人ホーム 長生園	登録	1・2				6/27~2/28									20	19
	4	特別養護老人ホーム みずほの里	登録	2					8/1~								30	30
	5	特別養護老人ホーム サンシャイン大森	登録	1・2					8/11~12/8								50	24
	6	介護老人保健施設 紅寿の里	登録	2					8/8~								15	13
	7	特別養護老人ホーム ながまち荘	登録	1・2									12/3~				15	10
	8	介護老人保健施設 うらら	登録	1・2								10/31~					10	18
	9	介護老人保健施設 かけはし	登録	2									11/5~12/27				7	7
07 福島県	1	(社)福島県老人保健施設協会	委託	1・2					9/10~								100	86
08 茨城県	1	茨城県老人福祉協議会	委託	1・2				7/19~9/28						1/8~			240	229
09 栃木県	1	(社)栃木県看護協会	委託	1・2					9/28~12/25								250	156
	2	国際医療福祉大学	委託	1・2							10/20~12/25						100	51
10 群馬県	1	群馬県	直接	1・2					8/10~1/31								84	78
11 埼玉県	1	(株)ニッソーネット	委託	1・2				7/25~3/31									285	258
12 千葉県	1	(社)千葉県看護協会	委託	1							10/20~3/3						20	
	2	(医)実幸会 いはら診療所	登録	1・2									12/8~				180	
13 東京都	1	(財)東京都福祉保健財団	委託	2							10/8~3月						240	240
	2	(株)ベネッセスタイルケア	登録	2						9/9~3月							40	40
14 神奈川県	1	(社)神奈川高齢者福祉施設協議会	委託	1・2							10/11~3月						70	
	2	(NPO)フージョンコムかながわ	委託	1・2							10/21~3月						60	
	3	(社)かながわ福祉サービス振興会	登録	1・2							10/31~3/26						340	
	4	川崎市キャリア開発センター	登録	1・2										1/16~3月			40	
15 新潟県	1	(社)新潟県老人福祉施設協議会	委託	1・2							10月~12月						192	186
16 富山県	1	富山福祉短期大学	委託	1・2					8/18~								48	
17 石川県	1	(福)石川県社会福祉協議会	委託	1・2			5/31~12/31										300	304
	2	山中温泉医療センター	登録	1・2					9/3~10/11								50	3
	3	(学)アリス国際学園	登録	1・2							10/1~12/21						25	
18 福井県	1	新田塚ハウス	登録	1・2			6/4~										80	88
	2	九頭竜ワークショップ介護人材研修センター	登録	2				7/2~12・7									20	18
	3	プライムハイツ春江	登録	1・2				7/27~									90	40
	4	敦賀ケアセンターかくた訪問看護ステーション	登録	1・2				7/17~11/16									30	7
	5	福井県老人福祉施設協議会	登録	1・2					9/3~								150	86
	6	介護老人保健施設なごみ	登録	1・2						10/1~							20	14
19 山梨県	1	(財)総合健康推進財団	委託	1・2			6/22~10/31					11/13~3/31					70	94
20 長野県	1	(学)佐久学園	委託	1・2									12/7~3月				100	
	2	(学)高松学園	委託	1・2					8/27~1月								100	
	3	(学)松本学園	委託	1・2					9/30~2月								100	
	4	(財)介護労働安定センター	委託	1・2					9/15~3月								100	
21 岐阜県	1	中部学院大学	登録	2										1/26~			72	72
22 静岡県	1	(福)聖隷福祉事業団	委託	2				7/7~3/15									105	126
23 愛知県	1	カレッジ花梨	登録	2				8/15~3/31									33	29
	2	日本福祉大学社会福祉総合研修センター	登録	2							10/2~3/31						90	83
	3	おかざき福祉会略称吸引等研修事業所	登録	2										2/4~			10	10
	4	ヘルパースクール・カイ	登録	2										1/8~1/31			5	2
	5	三幸福祉カレッジ	登録	2										1/15~3/31			10	6
	6	(株)ベネッセスタイルケア	登録	2										1/17~			10	10
	7	NPO法人 介護研修会笑	登録	2										2/1~			24	13
24 三重県	1	三重県社会福祉協議会	委託	1・2					9/18~3/29								100	
25 滋賀県	1	滋賀県看護協会	委託	1・2					8/20~3/31								80	42

都道府県	No.	実施主体名	実施 形態	研修 区分	実施期間												研修受講者	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計画数 (人)	修了者数 (人)
26 京都府	1	(社)京都府看護協会	委託	1・2					8/20～3/31								200	135
	2	洛和会	登録	1・2										2/16～3/31			40	
27 大阪府	1	(株)マザーハウス 天神の森研修センター	登録	1・2													20	
	2	(福)大阪府社会福祉協議会	登録	1								1/1～					10	
				2													80	
	3	(株)EE21	登録	1									1/27～				16	
	4	(有)ヒューマン・ケア・ステーション	登録	2									2/15～				15	
	5	青空福祉学院	登録	2									2/1～				15	
	6	特別養護老人ホームホームベルアルブ	登録	2									1/16～				40	
28 兵庫県	1	兵庫県看護協会	委託	1				7/2～7/14									50	54
			委託	2								11/5～11/17					50	54
29 奈良県	1	奈良県	直接	1・2									12/10～				94	
30 和歌山県	1	和歌山県	直接	1・2							10月～						50	
31 鳥取県	1	(福)鳥取県厚生事業団	委託	1・2							10/10～3/15						100	
	2	(福)こうほうえん	委託	1・2							10/10～3/15						100	
	3	(福)こうほうえん	登録	2						9/10～3/31							50	
	4	(福)敬仁会	委託	1・2							10/10～3/15						100	
32 島根県	1	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	委託	1						9/4～3/31							80	74
	2	島根総合福祉専門学校	委託	1					8/27～3/31								40	43
	3	島根整肢学園	委託	1								11/13～3/31					23	17
	4	(医)創健会	登録	1					8/6～3/31								65	65
	5	(医)同仁会	登録	1						9/5～3/31							34	34
33 岡山県	1	介護老人保健施設つつじ苑	登録	2			6/4～										19	
	2	介護老人福祉施設すまいる苑	登録	2			6/5～										7	
	3	くらしき総合福祉専門学校	登録	2													30	
	4	介護老人保健施設日立養力センター	登録	1													5	
34 広島県	1	学校法人木村学園	登録	1・2													60	
	2	介護老人保健施設 ゆうゆうの園	登録	1														
	3	多機能地域ケアホーム ありがとろグループホーム	登録	1・2													20	
	4	広島原爆看護ホーム 倉掛のぞみ園	登録	2													21	
	5	山陽病院	登録	1・2													10	
	6	(福)桜樹会	登録	1・2													80	
	7	(福)清音会	登録	2													6	
	8	(福)松風会	登録	1・2													50	
	9	尾道福祉専門学校	登録	1・2													60	
	10	指定介護老人福祉施設 あいあい	登録	1・2													40	
	11	介護老人保健施設 きさか	登録	2													20	
	12	介護老人保健施設 呉中央コスモス園	登録	2													20	
	13	介護老人保健施設 ぬまぐま	登録	1													20	
35 山口県	1	山口県社会福祉協議会	委託	1・2				7/25～9/28			10/12～12/20						120	105
36 徳島県	1	徳島県老人福祉施設協議会	委託	1・2						9/3～3/31							200	
37 香川県	1	(社)香川県看護協会	委託	1・2				5/30～3/31									160	122
38 愛媛県	1	愛媛県	直接	1・2					8/16～								100	81
39 高知県	1	高知県社会福祉協議会	委託	1・2				7/18～3/31									60	54
40 福岡県	1	麻生教育サービス株式会社	委託	1								12/6～3/17					200	180
	2	(株)誠心	登録	1							10/8～1/17						60	16
41 佐賀県	1	社団法人佐賀県看護協会	委託	1・2				7月～									100	
42 長崎県	1	長崎県	直接	1								12/17～3/8					300	202
43 熊本県	1	(財)総合健康推進財団	委託	1・2								11/29～3/29					200	82
44 大分県	1	大分県社会福祉協議会	委託	1・2			5/10～2/14										90	
	2	特別養護老人ホーム いずみの園	委託	1・2				7/2～2/28									60	
	3	大分県看護協会	委託	1・2								11/16～3/9					180	
	4	(株)ハートウェル	登録	1・2									2/21～				50	
	5	(株)ティーエスケー大分校	登録	1・2									2/7～				50	
45 宮崎県	1	(社)宮崎県社会福祉協議会	委託	1・2					8/2～3/31								150	
46 鹿児島県	1	鹿児島県社会福祉協議会	登録	1・2	4/5～7/27				8/25～12/26、9/19～12/26、9/21～12/26								330	290
	2	鹿児島県医療生活協同組合	登録	1・2					8/2～12/12、8/23～12/26								80	79
47 沖縄県	1	(社)Kukuru	委託	1・2				7/5～3/31									50	48

■4-1.「研修実施機関別」研修委員会の設置及び運営状況

都道府県	No.	実施主体名	設置形態			委員構成			協議事項						
			独自 設置	県一括	設置 なし	医師	看護 師等	その他	計画 策定	教材 選定	講師 選定	筆記 試験	委託先 選定	その他	
01 北海道	1	北海道社会福祉協議会	○			1名	2名	10名	○	○	○	○	○		
02 青森県	1	(社)青森県老人保健施設協会		○		1名	2名	9名	○	○	○	○	○		
03 岩手県	1	岩手県社会福祉協議会	○			1名	3名	2名	○	○	○				
04 宮城県	1	宮城県社会福祉協議会		○											
05 秋田県	1	(財)秋田県長寿社会振興財団	○			1名	1名	9名	○	○	○	○	○		
06 山形県	1	山形県老人福祉施設協議会	○			1名	1名	6名	○	○	○	○	○	受講募集方法	
	2	山形県老人福祉施設協議会	○			1名	1名	6名	○	○	○	○	○	受講募集方法	
	3	特別養護老人ホーム 長生園	○			1名	3名	10名	○	○	○	○	○	受講募集方法	
	4	特別養護老人ホーム みずほの里	○			1名	3名	4名	○	○	○	○	○		
	5	特別養護老人ホーム サンシャイン大森	○			1名	2名	3名	○	○	○	○	○		
	6	介護老人保健施設 紅寿の里	○			1名	5名	2名	○	○	○	○	○	受講生の決定、実施要領の決定	
	7	特別養護老人ホーム ながまち荘	○			1名	2名	5名	○	○	○	○	○	運営予算、費用運営	
	8	介護老人保健施設 うらら	○			1名	1名	1名	○	○	○		○	受講募集方法	
	9	介護老人保健施設 かけはし	○			1名	3名	3名	○	○	○	○	○	受講募集方法	
07 福島県	1	(社)福島県老人保健施設協会			○										
08 茨城県	1	茨城県老人福祉施設協議会			○										
09 栃木県	1	(社)栃木県看護協会		○											
	2	国際医療福祉大学		○											
10 群馬県	1	群馬県		○											
11 埼玉県	1	(株)ニッソーネット		○		1名	2名	2名	○	○	○	○	○	受講者決定、修了証交付	
12 千葉県	1	(社)千葉県看護協会	○			4名	6名	1名	○	○	○	○	○	修了認定に関する事	
	2	(医)実業会 いちはら診療所	○			1名	2名	1名	○	○	○	○	○	研修実施に関する事務	
13 東京都	1	(財)東京都福祉保健財団		○											
	2	(株)ベネッセスタイルケア	○			1名	2名	2名	○	○	○	○	○		
14 神奈川県	1	(社)神奈川高齢者福祉施設協議会	○			1名	3名	3名	○	○	○	○	○	研修会場、指導者講習関係	
	2	(NPO)フージュコムかながわ	○			1名	3名	3名	○	○	○			修得程度の評価、実務的な管理運営等	
	3	(社)かながわ福祉サービス振興会	○			1名	4名	4名	○		○	○	○	研修会場、指導者講習関係	
	4	川崎市キャリア開発センター	○			1名	3名	3名	○			○		受講募集、指導者講習関係	
15 新潟県	1	(社)新潟県老人福祉施設協議会		○											
16 富山県	1	富山福祉短期大学		○											
17 石川県	1	(福)石川県社会福祉協議会	○				16名		○	○	○	○	○		
	2	山中温泉医療センター	○			1名	5名	1名	○	○	○	○	○	研修実施に必要な事項	
	3	(学)アリス国際学園	○				2名	4名	○	○	○				
18 福井県	1	新田塚ハウス	○			1名	4名	3名	○	○	○	○	○	受講募集方法	
	2	丸根電ワークショップ介護人材研修センター	○			1名	7名	5名	○	○	○	○	○		
	3	プライムハイム香江	○			1名	2名	7名	○	○	○	○	○		
	4	敬愛ケアセンターかくた訪問看護ステーション	○			1名	7名	1名	○	○	○	○	○	募集方法	
	5	福井県老人福祉施設協議会	○			1名	3名	9名	○	○	○	○	○		
	6	介護老人保健施設なごみ	○			2名	2名	1名	○	○	○	○	○		
19 山梨県	1	(財)総合健康推進財団	○			1名	3名	5名	○	○					
20 長野県	1	(学)佐久学園	○				8名	1名	○	○	○	○	○	募集方法	
	2	(学)高松学園	○				3名	1名	○	○	○	○	○	受講募集方法	
	3	(学)松本年園	○			1名	2名	2名	○	○	○			受講募集方法、募集要項	
	4	(財)介護労働安定センター	○				6名	5名	○	○	○	○	○		
21 岐阜県	1	中部学院大学	○			1名	4名					○			
22 静岡県	1	(福)豊後福祉事業団	○			1名	19名	2名	○	○	○	○	○	指導看護師伝達研修の実施	
23 愛知県	1	カレッジ花梨	○			2名	3名	2名	○	○	○	○	○	安全管理体制、募集方法、修了判定	
	2	日本福祉大学社会福祉総合研修センター	○			1名	2名	1名	○				○	実地研修の諸課題	
	3	おかざき福祉会居施設等研修事業所	○			1名	2名	1名	○	○	○	○	○		
	4	ヘルパースクール・カイ	○			1名	1名	4名	○	○	○	○	○		
	5	三幸福祉カレッジ	○			1名	1名	5名	○	○	○	○	○		
	6	(株)ベネッセスタイルケア	○			1名	2名	2名	○	○	○	○	○		
	7	NPO法人 介護研修会	○			1名	3名	2名	○	○	○	○	○	受講募集方法	
24 三重県	1	三重県社会福祉協議会	○			1名	3名	1名	○	○	○	○		受講募集、伝達講習	
25 滋賀県	1	(社)滋賀県看護協会		○											

都道府県	No.	実施主体名	設置形態			要員構成			協議事項					
			独自 設置	単一 施設	設置 なし	医師	看護師 等	その他	計画 決定	教材 決定	講師 決定	筆記 試験	受託先 決定	その他
26 京都府	1	(社)京都府看護協会		○										
	2	洛和会	○			1名	6名	4名	○	○	○	○	○	
27 大阪府	1	(株)マザーハウス 天神の森研修センター	○			1名	4名	3名	○			○	○	受講状況、研修時間配分、制度の周知状況、センターの業務範囲等
	2	(福)大阪府社会福祉協議会	○			2名	1名	3名	○	○	○	○		
	3	(株)EE21	○			1名	3名	3名	○	○	○	○	○	
	4	(有)ヒューマンケア・ステーション	○			1名	4名	1名	○	○	○	○	○	
	5	青空福祉学院	○			1名	3名	2名	○	○	○	○	○	
	6	特別養護老人ホームホームベルアルプ	○			1名	11名	11名	○	○	○	○	○	受講募集、選定等
28 兵庫県	1	(社)兵庫県看護協会	○			3名	2名	8名	○				○	指導者養成
29 奈良県		奈良県		○					○	○	○	○		
30 和歌山県	1	和歌山県	○			1名	1名	3名	○	○	○			
31 鳥取県	1	(福)鳥取県厚生事業団		○										
	2	(福)こうほうえん		○										
	3	(福)こうほうえん	○			1名	3名	1名	○	○	○	○		受講募集方法
	4	(福)敬仁会		○										
32 島根県	1	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校		○										
	2	島根総合福祉専門学校		○										
	3	島根整肢学園		○										
	4	(医)新健会	○			1名	3名	3名	○	○	○	○	○	
	5	(医)同仁会	○			1名	3名	2名	○	○	○	○	○	
33 岡山県	1	介護老人保健施設つつじ苑	○			1名	1名		○	○	○	○	○	
	2	介護老人福祉施設すまいる苑	○			1名	1名		○	○	○	○	○	
	3	くらしき舞会福祉専門学校	○			1名	2名	3名	○	○	○	○		受講者募集方法
	4	介護老人保健施設日立美カセンター	○			1名	2名	1名	○	○	○	○		受講者募集方法と受入れ体制
34 広島県	1	学校法人木村学園	○			1名	4名	5名	○	○	○	○		受講募集方法
	2	介護老人保健施設 ゆうゆうの園	○			1名	1名		○	○	○	○		
	3	多機能地域ケアホームあがりとうらグループホーム	○			1名	4名	4名	○	○	○	○	○	
	4	広島県福祉ケアホーム 倉掛のぞみ園	○			1名	2名	5名	○	○	○	○	○	
	5	山陽病院	○			1名	2名		○	○	○	○	○	感染対策、安全管理について
	6	(福)桜樹会	○			1名	5名		○	○	○	○	○	
	7	(福)済善会	○			1名	1名	5名				○		
	8	(福)松風会	○			1名	1名	3名	○	○	○			
	9	尾道福祉専門学校	○			1名	4名	5名	○	○	○	○		受講募集方法
	10	指定介護老人福祉施設 あいあい	○			1名	3名	3名	○	○	○			受講募集方法
	11	介護老人保健施設 きさか	○			1名	2名	3名	○	○	○	○		
	12	介護老人保健施設 呉中央コスモス園	○			1名	2名	4名	○	○	○			受講生の修了等確認
	13	介護老人保健施設 めまぐま	○			1名	6名	3名	○	○	○	○		
35 山口県	1	(福)山口県社会福祉協議会		○										
36 徳島県	1	徳島県老人福祉施設協議会	○			1名	2名	2名	○	○	○	○		伝達講習に関する事項
37 香川県	1	(社)香川県看護協会	○			1名	5名		○	○	○	○		受講募集方法、受講者決定
38 愛媛県	1	愛媛県		○										
39 高知県	1	高知県社会福祉協議会		○										
40 福岡県	1	麻生教育サービス株式会社	○			1名	1名	2名	○	○		○		
	2	(株)誠心	○			1名	1名	2名	○	○	○	○	○	
41 佐賀県	1	社団法人佐賀県看護協会		○										
42 長崎県	1	長崎県			○									
43 熊本県	1	(財)総合健康推進財団 九州支部		○										
44 大分県	1	大分県社会福祉協議会		○										
	2	(福)九州キリスト教社会福祉事業団		○					○	○	○			
	3	(社)大分県看護協会		○										
	4	(株)ハートウェル	○						○	○	○	○	○	
	5	(株)ティースケール大分校	○				6名	1名	○	○	○	○	○	受講生募集方法
45 宮崎県	1	(社)宮崎県社会福祉協議会	○			1名	2名	6名	○	○	○	○		受講者募集方法
46 鹿児島県	1	鹿児島県社会福祉協議会	○			1名	5名		○	○	○	○	○	
	2	鹿児島県福祉生活協同組合	○			1名	3名	2名	○	○	○	○		受講生選定
47 沖縄県	1	(社)Kukuru	○			4名	2名		○	○	○	○	○	受講募集方法及び受講生の選定方法

■4-2-1.「研修実施機関別」基本研修の実施状況(平成24年度)

都道府県	実施主体名	回数	募集 定員 (人)	講義			筆記試験			演習		
				実施期間	受講者数 (人)	修了者数 (人)	実施日	受験者数 (人)	合格者数 (人)	実施日	受講者数 (人)	修了者数 (人)
01 北海道	1 北海道社会福祉協議会	4回	80	8日間	80	10/5	80	80	4日間	80	80	
			40	8日間	27	10/5	27	27	4日間	27	27	
			40	8日間	41	11/10	41	41	4日間	41	41	
			40	8日間	34	12/8	33	32	4日間	33	33	
02 青森県	1 (社)青森県老人保健施設協会	1回	150	8日間	132	10/13	132	117	2日間 2日間 2日間	132	117	
03 岩手県	1 岩手県社会福祉協議会	2回	100	7日間	78	8/30	78	75	3日間	75	75	
			100	7日間	99	11/8	98	98	3日間	98	98	
04 宮城県	1 宮城県社会福祉協議会	1回	139	8日間	139	11/711/27(再試)	139	139	3日間	139	138	
05 秋田県	1 (財)秋田県長寿社会振興財団	3回	50	8日間	50	3/20	47	42	5日間	47	42	
			33	8日間	33	8/2	33	33	5日間	33	33	
			33	8日間	33	9/28	32	30	5日間	30	28	
06 山形県	1 山形県老人福祉施設協議会	3回	60	9日間	2	2/8/24	2	2	5日間	2	2	
			60	9日間	10	10/5	10	10	5日間	10	10	
			60	9日間	7	7/11/9	7	7	5日間	7	7	
	2 山形県老人福祉施設協議会	4回	60	9日間	42	7/20	42	42	5日間	42	42	
			60	9日間	58	8/24	58	55	5日間	58	58	
			60	9日間	49	4/910/5	52	49	5日間	49	49	
	3 特別養護老人ホーム 長生園	1回	60	9日間	52	11/9	55	54	5日間	52	52	
			20	7日間	20	19/9/19	19	19	2日間	19	19	
			15	9日間	15	15/10/4	15	15	2日間	15	15	
4 特別養護老人ホーム みずほの里	2回	15	9日間	15	12/20	15	15	4日間	15	実施中		
5 特別養護老人ホーム サンシャイン犬森	1回	50	21日間	25	10/4、10/11(再試)	25	25	8日間	25	25		
6 介護老人保健施設 紋寿の里	1回	15	8日間	13	11/28	13	13	8日間 2日間	8	実施中		
7 特別養護老人ホーム ながまち荘	1回	15	7日間	10	1/7	10	10	5日間	10	10		
8 介護老人保健施設 うらら	1回	18	7日間	18	12/26	18	16					
9 介護老人保健施設 かけはし	1回	7	7日間	7	7/12/4	7	7	3日間	7	7		
07 福島県	1 (社)福島県老人保健施設協会	2回	50	9日間	39	10/4	39	38	5日間	39	39	
			50	9日間	49	1/16	49	48	5日間	49	49	
08 茨城県	1 茨城県老人福祉施設協議会	2回	100	8日間	99	9/7	99	99	3日間	99	99	
			140	8日間	135	2/22	131		6日間			
09 栃木県	1 (社)栃木県看護協会	1回	250	8日間	162	12/25	158	156	2日間	161	161	
	2 国際医療福祉大学	1回	250	8日間	53	12/25	53	51	4日間	53	53	
10 群馬県	1 群馬県	1回	80	3日間	77	9/14	77	76	5日間	76	76	
11 埼玉県	1 (株)ニッソーネット	3回	80	10日間	75	9/26~9/27	75	75	4日間	75	75	
			105	10日間	99	12/5~12/6	98	95	4日間	95	95	
			105	10日間	92	1/8~1/9	89	88	4日間	88	88	
12 千葉県	1 (社)千葉県看護協会	1回	200	8日間	192	11/28、12/11,21(再試)	190	190	2日間	190	190	
	2 (医)実業会 いはら診療所	1回	20	9日間	9	1/26	9	9	2日間	9	9	
13 東京都	1 (財)東京都福祉保健財団	1回	240	17日間	240	11/28	240	240	3日間	237	237	
	2 (株)ベネッセスタイルケア	2回	20	7日間	5	12/19	5	5	2日間	5	5	
			20	7日間	9	2/28	9		2日間	9		
14 神奈川県	1 (社)神奈川高齢者福祉施設協議会	1回	70	7日間	70	12/18	70	69	2日間	70	69	
	2 (NPO)フージョンコムかながわ	1回	120	8日間	40	1/6、1/27(再試)	40	40	2日間	40	40	
	3 (社)かながわ福祉サービス振興会	1回	40	6日間	40	2/19			1日間			
	4 川崎市キャリア開発センター	3回	200	8日間	51	11/19、11/24,26(再試)	50	50	2日間	50	50	
			70	9日間	35	2/13、2/23,25(再試)			2日間			
			70	9日間		3/18			2日間			
15 新潟県	1 (社)新潟県老人福祉施設協議会	3回	110	8日間	110	11/14、12/5(再試)	108	107	1日間	108	108	
			40	8日間	40	11/14、12/5(再試)	40	40	1日間	40	40	
			40	8日間	40	3/11/14、12/5(再試)	37	37	1日間	37	37	
16 富山県	1 富山福祉短期大学	1回	40	10日間	48	8/27	48	48	3日間	48	48	
17 石川県	1 (協)石川県社会福祉協議会	2回	150	8日間	156	7/178/19	156	156	2日間	155	155	
	2 山中温泉医療センター	1回	150	8日間	151	12/7、1/8,21	150	150	2日間	149	149	
			50	7日間	3	10/29	3	3	1日間	3	3	
18 福井県	1 新田塚ハウス	4回	30	7日間	21	6/18	21	21	4日間	21	21	
			30	7日間	19	19/6/30	19	18	4日間	19	18	
			30	7日間	26	11/17	26	26	4日間	26	26	
			30	7日間	22	12/1	22	22	4日間	22	22	
	2 九頭竜ワークショップ介護人材研修センター	2回	10	10日間	7	7/7/19	7	7	1日間	7	7	
			10	8日間	11	11/10/16	11	11	2日間	11	11	
3 プライムハイツ春江	3回	20	8日間	14	9/14	14	14	2日間	14	14		
		20	8日間	13	11/30	13	13	3日間	13	13		
		20	8日間	13	13/3/8	13	13	3日間	13	13		
		4 救済ケアセンターかくた訪問看護ステーション	1回	10	8日間	10	8/13	10	7	1日間	7	7
5 福井県老人福祉施設協議会	1回	150	7日間	86	10/14	86	85	5日間	86	86		
6 介護老人保健施設なごみ	1回	20	28日間	14	12/18,19	14	14	10日間	14	14		
19 山梨県	1 (財)総合健康推進財団	2回	35	8日間	43	8/1	43	43	2日間	43	43	
			35	8日間	47	12/26	47	46	2日間	47	47	
20 長野県	1 (学)法政大学	1回	100	9日間	100	12/25	100	100	2日間	100	100	
	2 (学)高松学園	1回	100	8日間	96	9/6/30	96	96	2日間	96	96	
	3 (学)松本学園	1回	100	7日間	96	95/12/2	95	95	3日間	95	94	
	4 (財)介護労働安定センター	1回	100	8日間	96	11/5	95	95	3日間	95	95	
21 岐阜県	1 中部学院大学	1回	60	7日間	72	2/16	72					
22 静岡県	1 (協)聖隷福祉事業団	1回		7日間					1日間			
				7日間					1日間			
				7日間					1日間			

都道府県		実施主体名	回数	募集 定員 (人)	講義		筆記試験		演習				
					実施期間	受講者数 (人)	修了者数 (人)	実施日	受験者数 (人)	合格者数 (人)	実施日	受講者数 (人)	修了者数 (人)
23 愛知県	1	カレッジ花梨	2回	8	7日間	8	8	11/7	8	8	2日間	8	8
	2	日本福祉大学社会福祉総合研修センター	1回	25	7日間	21	21	12/23	21	21	2日間	21	21
	3	おかざき福祉会呼吸器等研修事業所	1回	90	8日間	83	83	10/31	83	83	2日間	83	83
	4	ヘルパースクール・カイ	1回	10	8日間	10							
	5	ヘルパースクール・カイ	1回	5	8日間	2	2	1/15	2	2	1日間	2	2
	6	三幸福祉カレッジ	1回	10	8日間	6	6	2/16	6	6	2日間	6	6
	7	(株)ベネッセスタイルケア	1回	10	8日間	10	10	2/26	10	10	2日間	10	10
24 三重県	1	NPO法人 介護研修会笑	1回	24		13							
	2	三重県社会福祉協議会	2回	50	8日間	55	55	1/11	55	54	1日間	54	54
25 滋賀県	1	三重県社会福祉協議会	2回	50	8日間	50	48	1/11	48	47	1日間	47	47
	2	(社)滋賀県看護協会	1回	80	8日間	60	58	9/18	57	57	6日間	57	57
26 京都府	1	(社)京都府看護協会	1回	200	7日間	141	140	10/16、10/23(再試)	139	137	5日間	137	135
	2	洛和会	1回	40	7日間			3/21			2日間		
27 大阪府	1	(株)大阪府社会福祉協議会	1回	90	8日間	65	65	1/15	65	65	3日間	65	65
	2	特別養護老人ホームホームベルアルプ	1回	45	7日間	45		2/27	45		2日間	45	
28 兵庫県	1	(社)兵庫県看護協会	2回	50	8日間	54	54	7/14	54	54	4日間	54	54
	2	(社)兵庫県看護協会	2回	50	9日間	54	54	11/17	54	54	4日間	54	54
29 奈良県	1	奈良県	1回	100	10日間	94	94	12/22	94	89	4日間	94	93
30 和歌山県	1	和歌山県	1回	50	8日間	64	64	11/3	64	64	5日間	63	63
	2	(株)鳥取県厚生事業団	1回	100	9日間	83	81	12/22、1/17(再試)	81	81	2日間	81	81
31 鳥取県	1	(株)こうほうえん	1回	100	8日間	103	99	12/27	99	99	5日間	99	99
	2	(株)こうほうえん	1回	50	7日間	72	69	11/9	69	69	3日間	69	69
	3	(株)敬仁会	1回	100	10日間	70	68	12/11	68	67	4日間	67	67
	4	(株)敬仁会	1回	100	10日間	70	68	12/11	68	67	4日間	67	67
32 島根県	1	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	1回	80	7日間	77	77	9/30	77	76	4日間	77	77
	2	島根総合福祉専門学校	1回	40	7日間	40	40	10/13	40	38	1日間	40	38
	3	島根整肢学園	1回	40	7日間	23	23	11/22	23	23	2日間	23	23
	4	(医)創健会	1回	60	38日間	65	65	1/16,17	65	32	4日間	65	65
	5	(医)同仁会	1回	20	7日間	16	16	10/8	16	16	1日間	16	16
33 岡山県	1	介護老人保健施設つつじ苑	3回	7	19日間	7	7	-			33日間	7	7
	2	介護老人福祉施設すまいる苑	1回	7	25日間	7	7	12/11	7	7	41日間	7	7
	3	くらしき総合福祉専門学校	1回	30	7日間			3/25			3日間		
	4	介護老人保健施設日立薬力センター	1回	6									
34 広島県	1	学校法人木村学園	1回	60	7日間	34	34	10/11	34	31	3日間	31	31
	2	介護老人保健施設 ゆうゆうの園	1回	11	58日間	11	11	11/14	11	11		11	11
	3	多機能地域ケアホーム おりがとらグループホーム	1回	20	19日間	25	9	2/4	9	9	3日間		
	4	広島県看護専門学校 倉樹のぞみ園	1回	21	7日間	15							
	5	山陽病院	2回	11	11日間	11	11	7/6,7	11	10	7日間	10	10
	6	(株)桜樹会	1回	10	13日間	10	10	1/29、1/31(再試)	11	10		10	
	7	(株)桜樹会	1回	80	7日間	79	78	10/13	78	78	4日間	78	78
	8	尾道福祉専門学校	2回	60	7日間	0	0	9/28					
	9	指定介護老人福祉施設 あいあい	1回	60	7日間	25	25	2/20	25			25	
	10	指定介護老人福祉施設 あいあい	1回	40	6日間	9	9	3/15	9			9	
	11	介護老人保健施設 きさか	1回	20		20		2月	20			20	
	12	介護老人保健施設 呉中央コスモス園	3回	20	24日間	11	11	7/17	11	11	3日間	11	11
	13	介護老人保健施設 めまくま	3回	20	23日間	16	16	9/25	16	16	6日間	16	16
35 山口県	1	(株)山口県社会福祉協議会	2回	20	23日間	20	20	11/28	20	20	10日間	20	20
	2	介護老人保健施設 めまくま	1回	20	12日間	20	20	1/1	20	20	8日間	20	20
36 徳島県	1	(株)山口県社会福祉協議会	2回	60	8日間	44	44	9/5	43	43	5日間	40	40
	2	徳島県老人福祉施設協議会	1回	60	8日間	61	61	11/30	62	62	5日間	65	65
37 香川県	1	徳島県老人福祉施設協議会	1回	200	8日間	179	174	11/13	174	170	8日間	170	170
	2	(社)香川県看護協会	2回	80	9日間	52	52	9/14	51	48	2日間	52	52
38 愛媛県	1	(社)香川県看護協会	2回	80	9日間	77	77	11/13	77	74	2日間	77	77
	2	愛媛県	1回	100	6日間	81	81	9/10	81	81	6日間	81	81
39 高知県	1	高知県社会福祉協議会	1回	60	7日間	54	54	12/21	54	54	3日間	54	54
	2	府社教育サービス株式会社	2回	100	8日間	109	104	1/21	104	104	6日間	104	103
40 福岡県	1	府社教育サービス株式会社	2回	100	8日間	91	82	1/21	80	80	6日間	80	77
	2	(株)誠心	2回	30	8日間	22	22	4/10/15			1日間		
41 佐賀県	1	社団法人佐賀県看護協会	1回	30	8日間	20	12	1/14	12	12	3日間	12	12
	2	社団法人佐賀県看護協会	1回	100	8日間	89	89	8/25、9/11(再試)	84	84	5日間	84	84
42 長崎県	1	長崎県	4回	50	8日間	12	12	1/18	12	11	5日間	11	11
	2	長崎県	4回	50	8日間	11	11	2/1	11	11	5日間	11	11
	3	長崎県	4回	100	8日間	109		3/1			10日間		
	4	長崎県	4回	100	8日間	70		3/7			10日間		
43 熊本県	1	(財)総合健康推進財団 九州支部	2回	100	8日間	18	18	12/12	18	16	4日間	16	16
	2	(財)総合健康推進財団 九州支部	2回	100	8日間	69	69	12/25	69	66	4日間	66	66
44 大分県	1	大分県社会福祉協議会	1回	90	9日間	90	89	7/3	89	74	2日間	74	63
	2	(株)九州キリスト教社会福祉事業団	1回	60	8日間	38	38	7/27	38	38	8日間	36	36
	3	(社)大分県看護協会	1回	180	9日間	156	154	12/20	153	150	10日間	119	119
	4	(株)ハートウェル	1回	50	7日間	40		2/21	40		2日間	45	
	5	(株)ディーエスケー大分校	2回	2	8日間	2		4/11	2		1日間	10	
45 宮崎県	1	(社)宮崎県社会福祉協議会	2回	100	8日間	103	99	11/5	102	101	1日間	100	99
	2	(社)宮崎県社会福祉協議会	2回	50	8日間	58	56	11/5	56	56	1日間	59	59
46 鹿児島県	1	鹿児島県協老人福祉施設協議会	2回	200	8日間	120	115	7/27	115	114	4日間	115	115
	2	鹿児島県協老人福祉施設協議会	2回	200	8日間	120	114				4日間	114	114
	3	鹿児島県協老人福祉施設協議会	2回	200	8日間	17	17	12/26	176	162	1日間	17	17
	4	鹿児島県協老人福祉施設協議会	2回	200	8日間	46	45				4日間	45	45
47 沖縄県	1	鹿児島県協老人福祉施設協議会	2回	41	8日間	41	40	12/12	80	79	4日間	80	80
	2	鹿児島県協老人福祉施設協議会	2回	40	8日間	40	40						
48 沖縄県	1	(社)Kukuru	1回	50	10日間	35	32	12/2	32	32	5日間	32	32

■4-2-2.「研修実施機関別」基本研修(講義)

都道府県	実施主体名	人間と社会		保健医療制度とチーム医療		安全な療養生活		清潔保持と感染予防		健康状態の把握	
		時間(分)	研修講師	時間(分)	研修講師	時間(分)	研修講師	時間(分)	研修講師	時間(分)	研修講師
01 北海道	1 北海道社会福祉協議会	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
02 青森県	1 (社)青森県老人保健施設協会	1.5	看護師	1.5	看護師	4.5	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
03 岩手県	1 岩手県社会福祉協議会	1.5	看護師	1.5	看護師	4.0	看護師(2名)	2.5	看護師	3.0	看護師
04 宮城県	1 宮城県社会福祉協議会	1.5	看護師	2.0	医師	4.0	看護師	4.0	看護師	3.0	看護師
05 秋田県	1 (財)秋田県高齢者社会振興財団	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
06 山形県	1 山形県老人福祉施設協議会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 山形県老人福祉施設協議会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	3 特別養護老人ホーム 長生園	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 特別養護老人ホーム みずほの里	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	5 特別養護老人ホーム サンシャイン大森	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	6 介護老人保健施設 紅の星	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	7 特別養護老人ホーム ながまら荘	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	8 介護老人保健施設 うらら	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	9 介護老人保健施設 かけはし	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
07 福島県	1 (社)福島県老人保健施設協会	1.5	医師	2.0	医師	4.0	医師	2.5	看護師	3.0	看護師
08 茨城県	1 茨城県老人福祉施設協議会	1.5	県庁職員	2.0	県庁職員	4.0	看護師	4.0	看護師	3.0	看護師
09 栃木県	1 (社)栃木県看護協会	1.5	看護協会長	2.0	県庁職員	4.0	看護師、救急救命士	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 国際医療福祉大学	1.5	看護師	2.0	県庁職員	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
10 群馬県	1 群馬県	1.5	看護師	2.0	県庁職員	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
11 埼玉県	1 (株)ニッソーネット	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
12 千葉県	1 (社)千葉県看護協会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 (財)実業学校 いらばら診療所	1.5	医師	2.0	看護師	4.0	看護師(2名)	2.5	看護師(2名)	3.0	看護師
13 東京都	1 (財)東京都福祉振興財団	1.5	医師	2.0	医師	4.0	医師、看護師	2.5	医師	3.0	医師
	2 (株)ベネッセスタイルケア	1.5	医師、看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
14 神奈川県	1 (社)神奈川県高齢者福祉施設協議会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 (NPO)フロンティアかながわ	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	3 (社)かながわ福祉サービス振興会	1.5	医師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 川崎市キャリア開発センター	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
15 新潟県	1 (社)新潟県老人福祉施設協議会	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
16 富山県	1 富山福祉短期大学	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
17 石川県	1 (株)石川県社会福祉協議会	1.5	県庁職員、看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 山中温泉医療センター	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
18 福井県	1 新田原ハイツ	1.5	看護師、看護教員	2.0	看護師、看護教員	4.0	看護師、看護教員	2.5	看護師、看護教員	3.0	看護師、看護教員
	2 九頭竜ワークショップ介護人材研修センター	1.5	看護教員その他	2.0	看護教員その他	4.0	看護師	2.5	看護師(2名)	3.0	看護師(2名)
	3 プライムハイツ事業	1.5	看護教員	2.0	看護教員	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 東武ウエブセンターかきだ訪問看護ステーション	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	5 福井県老人福祉施設協議会	1.5	看護師	2.0	看護師(2名)	4.0	看護師(2名)消防署員(4名)	2.5	看護師(2名)	2.0	看護師(2名)
	6 介護老人保健施設がむこみ	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
19 山梨県	1 (財)総合医療推進財団	1.5	医師	2.0	医師、看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
20 長野県	1 (学)佐久学園	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 (学)高松学園	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	3 (学)松本学園	1.5	保健師	2.0	保健師	4.5	保健師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 (財)介護労働安定センター	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	保健師	4.0	看護師	3.0	看護師
21 岐阜県	1 中部学院大学	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
22 静岡県	1 (株)福祉福祉事業団	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
23 愛知県	1 カレッジ花田	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 日本福祉大学社会福祉総合研修センター	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	3 おかざき福祉会等施設等研修事業所	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 ヘルパースクールカイ	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	5 三幸福祉カレッジ	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	6 (株)ベネッセスタイルケア	1.5	医師、看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	7 NPO法人 介護研修会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
24 三重県	1 三重県社会福祉協議会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
25 滋賀県	1 (社)滋賀県看護協会	1.5	看護師	2.0	看護師	3.0	看護師	2.5	看護師	4.0	看護師
26 京都府	1 (社)京都府看護協会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 基和会	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
27 大阪府	1 (財)大阪府社会福祉協議会	1.5	医師、看護師	2.0	看護師	4.0	看護師、救急救命士	2.5	看護師	2.0	医師
	2 特別養護老人ホームホームヘルプアルプ	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
28 兵庫県	1 (社)兵庫県看護協会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師、救急救命士	2.5	看護師	3.0	看護師(2名)、助産師
29 奈良県	1 奈良県	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師、救急救命士、消防士	2.5	看護師	3.0	看護師
30 和歌山県	1 和歌山県	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師、救急救命士	2.5	看護師	3.0	看護師
31 鳥取県	1 (株)鳥取県厚生事業団	1.5	施設職員、看護師	2.0	施設職員、看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 (株)こころの未来	1.5	看護師	2.0	看護師	2.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	3 (株)こころの未来	1.5	看護師	2.0	看護師	2.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 (株)敬仁会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
32 島根県	1 トリニティカレッジ出雲看護福祉専門学校	1.5	教員(社会福祉士)	2.0	教員(社会福祉士)	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 島根総合福祉専門学校	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	3 島根福祉専門学校	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 (医)新井会	1.5	医師	2.0	医師	4.0	医師	2.5	医師	3.0	医師
	5 (医)岡仁会	1.5	医師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
33 岡山県	1 介護老人保健施設つづじ苑	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 介護老人福祉施設つづじの里	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	3 くらしき総合福祉専門学校	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 介護老人保健施設自立支援センター	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
34 広島県	1 学校法人木村学園	1.5	特養施設長	2.0	特養施設長	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 介護老人保健施設 ゆうゆうの園	1.5	医師、看護師	2.0	医師、看護師	4.0	医師、看護師	2.5	医師、看護師	3.0	医師、看護師
	3 多岐野地ケアホームあけがたグループホーム	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	4 広島県介護老人ホーム 豊後のぞみ園	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	5 山陽興業	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	6 (株)桜井会	1.5	施設職員	2.0	施設職員	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	7 広島看護専門学校	1.5	施設職員	2.0	施設職員	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	8 指定介護老人福祉施設 あいあい	1.5	介護支援専門員、看護師	2.0	介護支援専門員、看護師	4.0	看護師、消防士、救急救命士	2.5	看護師	3.0	看護師
	9 介護老人保健施設 きさか	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	10 介護老人保健施設 島中央コスモス園	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	11 介護老人保健施設 おまぐち	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	12 介護老人保健施設 おまぐち	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
35 山口県	1 (福)山口県社会福祉協議会	1.5	医師	2.0	医師	4.0	看護師、救急救命士	2.5	看護師	3.0	看護師
36 徳島県	1 徳島県老人福祉施設協議会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
37 香川県	1 (社)香川県看護協会	1.5	看護師	2.0	県庁職員	4.0	看護師	2.5	看護師	3.5	看護師
38 愛媛県	1 愛媛県	1.5	医師、看護師	2.0	医師、看護師	4.0	医師、看護師	2.5	医師、看護師	3.0	医師、看護師
39 高知県	1 高知県社会福祉協議会	1.5	理学療法士	2.0	理学療法士	4.0	看護師(2名)、救急救命士	2.5	看護師(2名)	3.0	看護師
40 福岡県	1 厚生教育サービス株式会社	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 (株)誠心	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
41 佐賀県	1 社会法人佐賀県看護協会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
42 長崎県	1 長崎県	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
43 熊本県	1 (財)総合医療推進財団 九州支部	1.5	字医経験者	2.0	字医経験者	4.0	医師	2.5	看護師	3.0	看護師
44 大分県	1 大分県社会福祉協議会	1.5	県立施設職員	2.0	県庁職員	4.0	看護師、日赤救急法指導員	4.0	看護師	3.0	看護師
	2 (財)九州キリスト教社会福祉事業団	1.5	県立施設職員	2.0	県庁職員	4.0	看護師	4.0	看護師	3.0	看護師
	3 (社)大分県看護協会	1.5	県立施設職員	2.0	県庁職員	4.0	看護師、日赤救急法指導員	4.0	看護師	3.0	看護師
	4 (株)ハートウェル	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	5 (株)ティーエスケー大分校	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
45 宮崎県	1 (社)宮崎県社会福祉協議会	1.5	医師	2.0	医師	4.0	医師	2.5	看護師	3.0	看護師
46 鹿児島県	1 鹿児島県社会福祉協議会	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	医師、看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
	2 鹿児島県医療生活協同組合	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	医師、看護師	2.5	看護師	3.0	看護師
47 沖縄県	1 (社)Kufuru	1.5	看護師	2.0	看護師	4.0	看護師(2名)	2.5	看護師(2名)	3.0	看護師

都道府県	実施主体名	療養施設(新設)		療養施設(実地指導)		経営実地(概論)		経営実地(実地指導)	
		研修施設	研修講師	研修施設	研修講師	研修施設	研修講師	研修施設	研修講師
01 北海道	1 北海道社会福祉協議会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
02 青森県	1 (社)青森県老人保健施設協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
03 岩手県	1 岩手県社会福祉協議会	12.0	看護師(2名)	8.0	看護師(3名)	10.0	看護師(2名)	8.0	看護師(2名)
04 宮城県	1 宮城県社会福祉協議会	11.0	医師、看護師(3名)	8.0	看護師	10.0	医師、看護師(3名)	8.0	看護師(2名)
05 秋田県	1 (財)秋田県立社会福祉財団	11.0		8.0		10.0		8.0	
06 山形県	1 山形県老人福祉施設協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 山形県老人福祉施設協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	3 特別養護老人ホーム 長生園	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 特別養護老人ホーム みずほの里	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	5 特別養護老人ホーム サンシャイン大森	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	6 介護老人保健施設 紅芳の里	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	7 特別養護老人ホーム ながま荘	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	8 介護老人保健施設 うらら	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	9 介護老人保健施設 かけはし	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
07 福島県	1 (社)福島県老人保健施設協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
08 茨城県	1 茨城県老人福祉施設協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
09 栃木県	1 (社)栃木県看護協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 国際医療福祉大学	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
10 群馬県	1 群馬県	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
11 埼玉県	1 (株)ニッソーネット	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
12 千葉県	1 (社)千葉県看護協会	11.0	医師、看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 (財)千葉県福祉財団	11.0	看護師(2名)	8.0	看護師	10.0	看護師(2名)	8.0	看護師(2名)
13 東京都	1 (財)東京都福祉財団	11.0	医師	8.0	医師、看護師	10.0	医師、看護師	8.0	医師
	2 (株)ベネッセスタイルケア	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
14 神奈川県	1 (社)神奈川県高齢者福祉施設協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 (NPO)フュージョンコムかながわ	11.0		8.0		10.0		8.0	
	3 (社)かながわ福祉サービス振興会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 川崎市キャリア開発センター	11.0	看護師(2名)	8.0	看護師	10.0	看護師(2名)	8.0	看護師
15 新潟県	1 (社)新潟県老人福祉施設協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
16 富山県	1 富山福祉短期大学	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
17 石川県	1 (株)石川県社会福祉協議会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 山中温泉医療センター	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
18 福井県	1 新田町ハラス	11.0	看護師、看護教員	8.0	看護師、看護教員	10.0	看護師、看護教員	8.0	看護師、看護教員
	2 丸根福祉サービスセンター	11.0	医師	8.0	看護師(2名)	10.0	医師、看護師(2名)	8.0	看護師(2名)
	3 フライムハイツ東江	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 熱海ケアセンター(仮)訪問看護ステーション	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	5 福井県老人福祉施設協会	11.0	看護師(3名)	8.0	看護師(2名)	10.0	看護師(3名)	8.0	看護師(3名)
19 山梨県	6 介護老人保健施設 なごみ	11.0	医師、看護師	8.0	看護師	10.0	医師、看護師	8.0	看護師
	1 (財)総合医療推進財団	11.0	医師、看護師(3名)	8.0	看護師(3名)	10.0	看護師(3名)	8.0	看護師(3名)
20 長野県	1 (学)信州大学	12.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 (学)高松学院	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	3 (学)松本学院	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 (財)介護労働安定センター	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
21 岐阜県	1 中部学院大学	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
22 静岡県	1 (株)新緑福祉事業団	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 カレッジ花菱	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	3 日本福祉大学社会福祉総合研修センター	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 おかざき福祉会臨床実習等研修事業所	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	5 ヘルパースクール・カイ	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	6 三幸福祉カレッジ	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	7 (株)ベネッセスタイルケア	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
23 愛知県	1 NPO法人 介護研修会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 三重県社会福祉協議会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
24 三重県	1 (社)三重県看護協会	9.0	看護師(2名)	10.0	看護師(4名)	10.0	看護師(2名)	7.0	看護師(4名)
25 滋賀県	1 (社)滋賀県看護協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
26 京都府	1 済和会	11.0		8.0		9.0		8.0	
27 大阪府	2 (株)大阪府社会福祉協議会	10.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	3 特別養護老人ホームホームベルアルプ	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
28 兵庫県	1 (社)兵庫県看護協会	11.0	医師、看護師(3名)、助産師	8.0	看護師、助産師	10.0	医師、看護師(3名)	8.0	看護師(3名)
29 奈良県	1 奈良県	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
30 和歌山県	1 和歌山県	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
31 鳥取県	1 (株)鳥取県厚生事業団	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 (株)こうほうえん	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	3 (株)こうほうえん	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 (株)新仁会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
32 島根県	1 トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 島根県看護専門学校	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	3 島根県看護専門学校	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 (医)新島会	11.0	医師	8.0	医師	10.0	医師	8.0	医師
	5 (医)新仁会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
33 岡山県	1 介護老人保健施設 つつじ花	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 介護老人保健施設 すまいる南	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	3 くらき総合福祉専門学校	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 介護老人保健施設 日立立力センター	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	1 学校法人木村学園	11.0	看護師(3名)	8.0	看護師(2名)	10.0	看護師(3名)	8.0	看護師(2名)
34 広島県	2 介護老人保健施設 ゆうゆうの園	11.0	医師、看護師	8.0	医師、看護師	10.0	医師、看護師	8.0	医師、看護師
	3 多岐地域ケアホームありがらグループホーム	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 広島県福祉ホーム 倉敷のぞみ園	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	5 山陽病院	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	6 (株)桜樹会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	7 尾道福祉専門学校	11.0	看護師(3名)	8.0	看護師(3名)	10.0	看護師	8.0	看護師(2名)
	10 指定介護老人福祉施設 あいあい	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	11 介護老人保健施設 きさか	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	12 介護老人保健施設 島中中央コスモス園	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	13 介護老人保健施設 めまき	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	1 (株)山口県社会福祉協議会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
35 山口県	1 (株)山口県社会福祉協議会	11.0	医師、看護師	8.0	看護師	10.0	医師、看護師	8.0	看護師
36 徳島県	1 (社)徳島県看護協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
37 香川県	1 (社)香川県看護協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
38 愛媛県	1 愛媛県	11.0	医師、看護師	8.0	医師、看護師	10.0	医師、看護師	8.0	医師、看護師
39 高知県	1 高知県社会福祉協議会	11.0	看護師(3名)	8.0	看護師(3名)	10.0	看護師(3名)	11.0	看護師(3名)
40 福岡県	1 厚生医療サービス株式会社	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 (株)誠心	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
41 佐賀県	1 社団法人佐賀県看護協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
42 長崎県	1 長崎県	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
43 熊本県	1 (財)総合医療推進財団 九州支部	11.0	医師、看護師	8.0	看護師	10.0	医師、看護師	8.0	看護師
44 大分県	1 大分県社会福祉協議会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 (財)九州キリスト教社会福祉事業団	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	3 (社)大分県看護協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	4 (株)ハートウェル	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	5 (株)ティーズスター大分校	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
45 宮崎県	1 (社)宮崎県社会福祉協議会	11.0	医師	8.0	医師、看護師	10.0	医師	8.0	医師、看護師
46 鹿児島県	1 鹿児島県老人福祉施設協会	11.0	看護師	8.0	看護師	10.0	看護師	8.0	看護師
	2 鹿児島県生活協同組合	11.0	看護師(3名)	8.0	看護師(2名)	10.0	看護師(2名)	8.0	看護師(2名)
47 沖縄県	1 (社)Kukuru	11.0	医師、看護師	8.0	看護師	10.0	医師、看護師	8.0	看護師

■4-2-3. 基本研修(講義)における工夫点及び今後の課題(主なもの)

(工夫点)

◎研修教材に関すること

- 研修テキストの他、参考資料やDVD、インターネット情報等を活用した。
- 研修テキストの他、講師が独自にパワーポイント等で資料を作成した。
- 喀痰吸引・経管栄養に使用する機材等(滅菌手袋、カテーテル、栄養剤等)につき、実物を用意した。
- 看護技術のDVD教材を用い、実際の手順を画像で確認した。
- 「解剖生理」への理解を深めるため、人体模型や風船などを使用したり、パワーポイント等で作成した絵図資料(解剖図)や写真等を用いた。
- 解剖生理学用ワークシートを使用することで、体内の視覚的イメージや器官の名称等の理解促進を図った。

◎指導方針・姿勢などに関すること。

- 講師自身の現場経験を盛り込みながら説明。
- 介護福祉士養成施設の教員(看護師等)により、生活支援と医行為の関係など、介護の専門性をベースにしつつ講義。(受講者側が同じ介護職ということもあり、一定程度の好評も得られた。)
- 講義の最終日に、「危険、事後の安全」に関しまとめた授業編成し、実地研修に出る前の心構えを学ばせた。

◎グループワーク/ロールプレイの導入等

- できるだけグループワークを取り入れて受講者同士の交流の確保が図られるよう配慮したり、具体的な事例を通してポイントを押さえながらの指導を行った。
- グループについては、毎回異なるように編成し、チーム力形成能力等の修得についても促した。
- グループワークとして、実際に事例を元に、「ヒヤリハット・アクシデント報告書」の作成検討を行った。
- チーム医療、カンファレンスなどのロールプレイを導入し、医行為であることの理解を深めた。
- 「説明と同意」や「急変・事故発生時の対応」に関して、事例をもとにロールプレイを実施し、リスク管理に対する理解を促した。

◎「救急蘇生法(演習)」との抱き合わせ

- 「救急蘇生法(演習)」について、講義の最終日に「1時間」実施。
- 「救急蘇生法(演習)」として、病院で救急救命に従事している看護職員を招き、受講者全員に、救急蘇生の実地演習を実施。
- 「救急蘇生法(演習)」の講師として、AHAのBLSインストラクター資格を持つ臨床工学技士に協力要請。
- 日赤サービスのDVDを使用した。(分かり易く好評であった。)

◎科目別:「清潔保持と感染予防」

- マスク、ガウン、滅菌手袋を受講者分用意して、スライドで装着手順を説明し、実際に装着させている。
- マスクの正しい装着法、ガウンテクニック、手洗い後のチェッカーによる洗い残し確認など、体感できるメニューを組み入れた。
- 清潔、不潔の概念や手洗いの必要性等を徹底するため、手洗い評価キット等を使用し、体験的に学習。

◎科目別:「健康状態の把握」

- 「バイタルサイン測定として正しい体温測定、受講者同士での脈拍測定などの体験メニューを組み入れた。

(工夫点(続き))

◎科目別:「喀痰吸引概説」

- 実際に受講者同士で吸引チューブを入れてみるなど、利用者の立場での経験学習を行った。
- 「いつもと違う呼吸状態」について、様々な呼吸音をCDで流し、イメージし易いようにした。
- 「人口呼吸器と吸引」では、口鼻マスク人口呼吸器を用意し、受講者全員が装着体験。
また、気管カニューレの実物を手にとり、カフ膨脹の様子やサードチューブの仕組み、長さや形状についての理解を促した。
- 「人工呼吸器と吸引」では、人工呼吸器の使用方法について、操作方法のビデオ等を活用。
気管カニューレと人口呼吸器との接続部分の取り外しなど、実際に作業状況を受講者に体験させた。
- 「子どもの吸引について」では、小児用気管カニューレや小児用気管チューブの実物を手に取らせた。

◎科目別:「(喀痰吸引・経管栄養)実施手順概説」

- 手順ごとに写真を撮影し、スライドで手順を説明するなど、演習要素を盛り込んだ授業を実施。
- 関連物品の確認については、一斉講義の後にグループ毎に振り分け、説明と体験の場を設けた。

◎その他

- 受講者が受けやすいよう、夕方時間帯(18時~21時)にカリキュラムを設けた。
- 補講の発生を考慮して、講義については全てビデオカメラ撮影(補講用)を行った。

(今後の課題等)

- 講師レベルの均一化を図る観点から、県、関係団体を含め、講師能力等についての情報共有化のための取り組み検討が必要。
- 受講者の講義に対する理解度を深めるために、科目毎の小テストやアンケートの実施等が必要。
- 医学用語について、少しでも介護職員にわかりやすく講義を受けてもらうための工夫について検討が必要。
- 講師側(看護師)の知識を常識とせず、介護職員にも分かり易く理解できるような指導方法について検討が必要。
- 手技伝達を裏付けをもって行うため、さらに分かりやすく伝えるための教材開発や工夫が必要。
- 「急変・事故発生時に関する授業」と「救急蘇生法」は、講義及び演習終了後に配置した方が、教育効果が高くなると見込まれるため、カリキュラム順等の再編成につき検討が必要。
- 講義と修了試験の間を詰めずに、受講者にはきちんと自己学習を行わせ、試験にのぞめるようなプログラム日程につき検討が必要。
- 講義内容(指導のポイント)に、介護職が医行為実施に及ぶ予防的対応の重要性などを盛り込むなどについても、工夫が必要。

都道府県	実施主体名	開催回数	実施場所	班	日程・時間		受講者数 (人)	グループ 数	講師数 (人)	実施行為						修了者数 (人)			
					日程	時間				口腔内	鼻腔内	カニール	経管栄養	経鼻	救急蘇生法				
01 北海道	1 北海道社会福祉協議会	1	TKPR線かつランセンスセンター	1-2	9/19	2.0	80	10	11								80		
			札幌医科大学保健医療学部	1	9/22	8.0	40	10	10	○	○	○							
					9/23	8.0	39	10	10				○	○					
					9/29	8.0	40	10	10	○	○	○							
					9/30	8.0	41	10	10				○	○					
		2	釧路キャスルホテル	1	10/6	2.0		4	5							○		27	
			釧路医師会看護専門学校	1	10/13	8.0	27	8	8	○	○	○							
					10/14	8.0		8	8				○	○					
					11/5	2.0		5	6							○			
					11/8	8.0	41	10	10	○	○	○							
02 青森県	1 (社)青森県老人保健施設協会	1	特別養護老人ホーム敬生園	1	11/9	8.0		10	10					○		41			
					11/9	8.0		10	10				○	○					
					12/5	2.0		5	6								○		
					12/6	8.0	33	9	9	○	○	○							
					12/7	8.0		9	9				○	○					
		※1:人工呼吸器設置者	※2:半個室実習	※1 北海道立道民活動センター	1	1/15	3.0	3	2	2	○	○	○					3	
				延寿会特別養護老人ホーム	1	1/17	2.5	6	2	2				○				6	
				北海道立道民活動センター	2	1/27	2.5	5	2	2				○				5	
				東奥保育・福祉専門学校	1	8/16-17	10.0	40	6	6	○	○	○	○	○	○		40	
				弘前大学看護学部	1	9/8-9	10.0	48	8	8	○	○	○	○	○	○		48	
03 岩手県	1 (福)岩手県社会福祉協議会	1	東奥保育・福祉専門学校	1	9/22-23	10.0	44	8	8	○	○	○	○	○	○		44		
					弘前大学看護学部	1	9/22-23	10.0	44	8	8	○	○	○	○	○	○		44
					弘前大学看護学部	1	9/22-23	10.0	44	8	8	○	○	○	○	○	○		44
					弘前大学看護学部	1	9/22-23	10.0	44	8	8	○	○	○	○	○	○		44
					弘前大学看護学部	1	9/22-23	10.0	44	8	8	○	○	○	○	○	○		44
		2	産業文化センターアビオ研修室	1-2	11/14	2.5	98	4	5							○		98	
					11/14	4.0	98	25	27	○									
					11/15	7.0	49	25	27		○	○							
					11/16	7.0	49	25	26				○	○					
					11/16	7.0	49	25	26					○	○				
04 宮城県	1 (福)宮城県社会福祉協議会	1	宮城県介護研修センター	1	11/8	7.0	47	10	11	○	○	○	○	○	○		47		
					11/9	7.0	46	10	11	○	○	○	○	○	○		44		
					11/12	7.0	46(3)	10	11	○	○	○	○	○	○		44		
					11/19	3.0	2(2)	1	11	○				○	○		1		
					11/19	3.0	2(2)	1	11	○				○	○		1		
		2	産業文化センターアビオ研修室	1-2	11/14	2.5	98	4	5							○		98	
					11/14	4.0	98	25	27	○									
					11/15	7.0													

都道府県	実施主体名	開催 回数	実施場所	班	日程・時間		受講者数 (人)	グル ープ 数	講師数 (人)	実施行為						修了者数 (人)	
					日程	時間 (時)				口腔内	院内	在宅	経管 栄養	救急 衛生法			
12 千葉県	1 (社)千葉県看護協会		千葉県立保健医療大学	1	12/8,9	5.5	23	6	17	○	○	○	○	○	○	23	
			千葉市看護専門学校	1	12/8,9	5.5	22	6	15	○	○	○	○	○	○	22	
			市原看護専門学校	1	12/8,9	5.5	24	6	15	○	○	○	○	○	○	24	
			千葉県立野田看護専門学校	1	12/8,9	5.5	23	6	15	○	○	○	○	○	○	23	
			千葉中央看護専門学校	1	12/8,15	5.5	19	5	15	○	○	○	○	○	○	19	
			山王看護専門学校	1	12/15,16	5.5	20	5	15	○	○	○	○	○	○	20	
			千葉医療センター附属千葉看護学校	1	12/15,22	5.5	23	6	15	○	○	○	○	○	○	23	
			城西国際大学看護学部	1	12/22,23	5.5	35	9	19	○	○	○	○	○	○	35	
2 (医社団)実幸会 いはら診療所		いはら診療所	1	1/27,2/2	11.0	9	3	3	○	○	○	○	○	○	9		
		東京都福祉保健財団多目的定館	1	12/3,11,12	19.5	48	5	5	○	○	○	○	○	○	48		
13 東京都	1 (財)東京都福祉保健財団		東京都社会福祉保健医療研修センター他	2	12/6,1/10,15	19.5	47	5	5	○	○	○	○	○	○	47	
			東京都社会福祉保健医療研修センター他	3	12/7,11,1/16	19.5	48	5	5	○	○	○	○	○	○	48	
			東京都社会福祉保健医療研修センター他	4	12/10,1/12,17	19.5	46	5	5	○	○	○	○	○	○	46	
			東京都社会福祉保健医療研修センター他	5	12/13,1/13,18	19.5	48	5	5	○	○	○	○	○	○	48	
			ベネッセスタイルケア 泊江研修会場	1	1/10 1/11	8.0 8.0	5	2	2	○	○	○	○	○	○	5	
14 神奈川県	3 (社)かながわ福祉サービス振興会		神奈川県立保健福祉大学実践教育センター実習室	1	11/24	6.0	24	5	6	○	○	○	○	○	○	24	
			神奈川県立保健福祉大学実践教育センター実習室	2	11/26	6.0	26	6	7	○	○	○	○	○	○	26	
15 新潟県	1 (社)新潟県老人福祉施設協議会		新潟青陵大学看護実習室	1	10/20	6.0	54	27	55	○	○	○	○	○	○	54	
			新潟青陵大学看護実習室	2	10/21	6.0	54	27	55	○	○	○	○	○	○	54	
			新潟青陵大学看護実習室	1	11/3	6.0	40	20	41	○	○	○	○	○	○	40	
16 富山県	1 (学)富山学園 富山福祉短期大学		富山福祉短期大学	1	9/8 9/15 9/17	3.0 6.5 6.5	48	10	4	○	○	○	○	○	○	48	
			石川県立看護大学看護実習室	1	8/2 8/9 8/3 8/10 8/4 8/11	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	27	10	14	○	○	○	○	○	○	27	
17 石川県	1 (協)石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター		石川県立看護大学看護実習室	1	8/2 8/9 8/3 8/10 8/4 8/11	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	27	10	14	○	○	○	○	○	○	27	
			石川県立看護大学看護実習室	1	8/2 8/9 8/3 8/10 8/4 8/11	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	27	10	14	○	○	○	○	○	○	27	
			石川県立看護大学看護実習室	1	8/2 8/9 8/3 8/10 8/4 8/11	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	24	8	12	○	○	○	○	○	○	24	
			石川県立看護大学看護実習室	1	8/2 8/9 8/3 8/10 8/4 8/11	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	26	10	14	○	○	○	○	○	○	26	
			石川県立看護大学看護実習室	1	8/2 8/9 8/3 8/10 8/4 8/11	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	26	9	14	○	○	○	○	○	○	26	
			石川県立看護大学看護実習室	1	12/13 12/20 12/15 12/22 12/16 12/23	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	30	11	14	○	○	○	○	○	○	30	
			石川県立看護大学看護実習室	1	12/13 12/20 12/15 12/22 12/16 12/23	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	22	7	10	○	○	○	○	○	○	22	
			石川県立看護大学看護実習室	1	12/13 12/20 12/15 12/22 12/16 12/23	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	23	8	13	○	○	○	○	○	○	23	
			石川県立看護大学看護実習室	1	12/13 12/20 12/15 12/22 12/16 12/23	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	31	11	13	○	○	○	○	○	○	31	
			石川県立看護大学看護実習室	1	12/13 12/20 12/15 12/22 12/16 12/23	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	21	8	10	○	○	○	○	○	○	21	
			石川県立看護大学看護実習室	1	12/13 12/20 12/15 12/22 12/16 12/23	8.5 9.5 8.5 9.5 8.5 8.0	22	8	11	○	○	○	○	○	○	22	
2 (社)地域医療振興協会 山中温泉研修センター		山中温泉医療センター研修所	1	11/12	7.0	3	3	5	○	○	○	○	○	○	○	3	
		福井総合クリニック研修ホール	1-2	6/11 6/12 6/14 6/13 6/15	1.5 7.5 7.5 7.5 7.5	21	7	4	○	○	○	○	○	○	21		
18 福井県	1 (福)白寿院 新田塚ハウス		福井総合病院研修室	1	6/12 6/14 6/13 6/15	7.5 7.5 7.5 7.5	12	4	4	○	○	○	○	○	○	○	12
			福井総合病院研修室	2	6/13 6/15	7.5 7.5	9	4	4	○	○	○	○	○	○	○	9
			福井総合クリニック研修ホール	1-2	6/25 6/26 6/27 6/28 6/29	1.5 7.5 7.5 7.5 7.5	19	7	4	○	○	○	○	○	○	19	
			福井総合病院研修室	1	6/26 6/27 6/28 6/29	7.5 7.5 7.5 7.5	11	4	4	○	○	○	○	○	○	11	
			福井総合病院研修室	2	6/28 6/29	7.5 7.5	8	4	4	○	○	○	○	○	○	8	
			福井総合クリニック研修ホール	1-2	11/12 11/13 11/15 11/14 11/16	1.5 7.5 7.5 7.5 7.5	26	9	5	○	○	○	○	○	○	26	
			福井総合病院研修室	1	11/13 11/15 11/14 11/16	7.5 7.5 7.5 7.5	12	4	4	○	○	○	○	○	○	12	
			福井総合病院研修室	2	11/14 11/16	7.5 7.5	14	5	5	○	○	○	○	○	○	14	
			福井総合クリニック研修ホール	1-2	11/26 11/27 11/29 11/28 11/30	1.5 7.5 7.5 7.5 7.5	22	8	4	○	○	○	○	○	○	22	
			福井総合病院研修室	1	11/27 11/29 11/28 11/30	7.5 7.5 7.5 7.5	11	4	4	○	○	○	○	○	○	11	
			福井総合病院研修室	2	11/28 11/30	7.5 7.5	11	4	4	○	○	○	○	○	○	11	
2 九頭竜ワークショップ介護人材研修センター		九頭竜ワークショップ介護人材研修センター	1	7/19 7/19	3.0 1.0	7	4	2	○	○	○	○	○	○	○	7	
		九頭竜ワークショップ大会議室	1	10/15 10/15,16	1.0 6.0	11	1	2	○	○	○	○	○	○	○	11	
		九頭竜ワークショップ介護人材研修センター	1	9/28 10/5 12/14	7.0 7.0 7.0	7	3	3	○	○	○	○	○	○	7		
		九頭竜ワークショップ大会議室	1	10/15 10/15,16	1.0 6.0	11	1	2	○	○	○	○	○	○	11		
		九頭竜ワークショップ介護人材研修センター	1	9/28 10/5 12/14	7.0 7.0 7.0	7	3	3	○	○	○	○	○	○	7		
		九頭竜ワークショップ大会議室	1	10/15 10/15,16	1.0 6.0	11	1	2	○	○	○	○	○	○	11		
		九頭竜ワークショップ介護人材研修センター	1	9/28 10/5 12/14	7.0 7.0 7.0	7	3	3	○	○	○	○	○	○	7		
		九頭竜ワークショップ大会議室	1	10/15 10/15,16	1.0 6.0	11	1	2	○	○	○	○	○	○	11		
		九頭竜ワークショップ介護人材研修センター	1	9/28 10/5 12/14	7.0 7.0 7.0	7	3	3	○	○	○	○	○	○	7		
		九頭竜ワークショップ大会議室	1	10/15 10/15,16	1.0 6.0	11	1	2	○	○	○	○	○	○	11		
		3 プライムハイツ春江		プライムハイツ春江	1	9/28 10/5 12/14	7.0 7.0 7.0	7	3	3	○	○	○	○	○	○	○
プライムハイツ春江	2			10/5 12/14	7.0 7.0	7	3	3	○	○	○	○	○	○	7		
プライムハイツ春江	1			12/14 12/21 12/28	7.0 7.0 7.0	5	3	3	○	○	○	○	○	○	5		
プライムハイツ春江	2			12/21 12/28	7.0 7.0	4	3	3	○	○	○	○	○	○	4		
プライムハイツ春江	3			12/28	7.0	4	2	2	○	○	○	○	○	○	4		
プライムハイツ春江	1~7			7/30 8/21,30 8/21,22,9/2 8/21,28,9/4 8/23,24,9/5 8/23,27,9/3 8/23,24,28,9/5	2.0 9.5 11.0 9.5 18.0 14.5 20.0	7	1	1	○	○	○	○	○	○	7		
プライムハイツ春江	1			8/21,30 8/21,22,9/2 8/21,28,9/4 8/23,24,9/5 8/23,27,9/3 8/23,24,28,9/5	9.5 11.0 9.5 18.0 14.5 20.0	1	1	1	○	○	○	○	○	○	1		
プライムハイツ春江	2			8/21,22,9/2 8/21,28,9/4 8/23,24,9/5 8/23,27,9/3 8/23,24,28,9/5	11.0 9.5 18.0 14.5 20.0	1	1	1	○	○	○	○	○	○	1		
プライムハイツ春江	3			8/21,28,9/4 8/23,24,9/5 8/23,27,9/3 8/23,24,28,9/5	9.5 18.0 14.5 20.0	1	1	1	○	○	○	○	○	○	1		
プライムハイツ春江	4			8/23,24,9/5 8/23,27,9/3 8/23,24,28,9/5	18.0 14.5 20.0	1	1	1	○	○	○	○	○	○	1		
4 教養ケアセンターかくた セミナーハウス				教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20	
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		教養ケアセンターかくた セミナーハウス	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				
		5 福井県老人福祉施設協議会		福井県社会福祉センター	1	9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20	
福井県社会福祉センター	1			9/24 9/25 9/26 9/27 9/28	7.0 7.0 7.0 7.0 7.0	20 20 19 14 20	10 10 11 7 10	11 11 11 8 10	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	20 20 19 14 20				

都道府県	実施主体名	開催回数	実施場所	班	日程・時間		受講者数 (人)	グループ 数	講師数 (人)	実施行為						修了者数 (人)
					日祝	時間 (00)				口腔内	口腔外	加圧	経管栄養	経鼻	他	
20 長野県	1 (学)佐久学園 佐久大学	1	佐久学園 佐久大学	1	1/8	9.5	50	10	13	○	○	○	○	○	○	50
				2	1/11	9.0	50	10	11	○	○	○	○	○	○	50
	2 (学)高松学園 飯田女子短期大学	1	飯田女子短期大学 基礎看護実習室	1	10/6,7	15.0	45	9	11~13	○	○	○	○	○	○	45
				2	10/13,14	14.0	51	10	12~14	○	○	○	○	○	○	51
	3 (学)松本学園 松本短期大学	1	松本短期大学基礎看護実習室 松本短期大学介護実習室、基礎看護実習室	1-2	12/1	2.0	95	10	3	○	○	○	○	○	○	95
				1	12/11,15	20.0	48	10	11	○	○	○	○	○	○	48
	4 (財)介護労働安定センター長野支部	1	日本赤十字社長野支部	1	12/22,25	19.0	47	10	11	○	○	○	○	○	○	47
				1	9/8,9	7.5	20	4	5	○	○	○	○	○	○	20
				2	9/12,13	7.5	20	4	5	○	○	○	○	○	○	20
				1-2	9/14	7.5	15	5	5	○	○	○	○	○	○	15
				3	9/15,16	7.5	19	4	6	○	○	○	○	○	○	19
				4	9/26,27	7.5	17	4	6	○	○	○	○	○	○	17
				5	9/28,29	7.5	19	4	6	○	○	○	○	○	○	19
				1~5	10/21	2.0	96	6	3	○	○	○	○	○	○	96
	1 (福)聖隷福祉事業団	1	聖隷研修センター グランシップ静岡 聖隷沼津病院	1	9/18	7.5	47	6	6	○	○	○	○	○	○	47
				2	9/11	7.5	39	6	6	○	○	○	○	○	○	39
				3	9/28	7.5	41	6	6	○	○	○	○	○	○	41
23 愛知県	1 カレッジ花梨	1	大山国際センターフロイデ 愛知県立看護専門学校フロンティア	1	11/14,28	18.0	8	2	2~5	○	○	○	○	○	○	8
				2	1/10/17	18.0	21	4	6	○	○	○	○	○	○	21
	2 日本福祉大学社会福祉総合研修センター	1	日本福祉大学名古屋キャンパス	1	11/6	6.5	14	3	3	○	○	○	○	○	○	14
				2	11/7	5.0	14	3	3	○	○	○	○	○	○	14
				2	11/8	6.0	14	3	3	○	○	○	○	○	○	14
				2	11/9	5.0	14	3	3	○	○	○	○	○	○	14
				3	11/13	7.5	15	3	3	○	○	○	○	○	○	15
				3	11/14	5.5	14	3	3	○	○	○	○	○	○	14
				4	11/20	5.5	14	3	3	○	○	○	○	○	○	14
				4	11/21	5.0	14	3	3	○	○	○	○	○	○	14
				5	11/9	5.0	13	3	3	○	○	○	○	○	○	13
				5	11/13	7.5	14	3	3	○	○	○	○	○	○	14
				6	11/24	5.5	13	3	3	○	○	○	○	○	○	13
				6	11/26	4.0	13	3	3	○	○	○	○	○	○	13
24 三重県	1 (福)三重県社会福祉協議会	1	三重県人権センター	1	1/22	8.5	54	8	9	○	○	○	○	○	○	54
				2	1/23	8.5	47	8	8	○	○	○	○	○	○	47
25 滋賀県	1 (社)滋賀県看護協会	1	草津看護専門学校	1	10/15~10/17	18.0	28	7	16	○	○	○	○	○	○	28
				2	10/18~10/23	18.0	29	7	16	○	○	○	○	○	○	29
26 京都府	1 (社)京都府看護協会	1	総合福祉施設京都桂川園 特別養護老人ホームももやま バプテスト老人保健施設 介護老人保健施設ヤマフローラ 特別養護老人ホーム山崎ぬくもりの里 アザレア舞鶴 特別養護老人ホーム岩崎あじさい苑	1	9/26,27,10/23,24 10/3		16		10	○	○	○	○	○	○	16
				2	9/24,10/1,29,11/2 10/3		22		15	○	○	○	○	○	○	22
				3	9/26,27,10/24,25 10/10		25		18	○	○	○	○	○	○	25
				4	9/22,23,10/27,28 10/4		20		15	○	○	○	○	○	○	20
				5	10/4,5,11/1,2 10/1		15		13	○	○	○	○	○	○	15
				6	9/27,28,10/29,30 10/3		22		13	○	○	○	○	○	○	22
				7	10/1,8,26,11/5 9/25		20		13	○	○	○	○	○	○	20
27 大阪府	2 (福)大阪府社会福祉協議会	1	大阪社会福祉指導センター	1~3	11/1	2.0	65	5	7	○	○	○	○	○	○	65
				1	12/10,21	8.0	21	8	8	○	○	○	○	○	○	21
				2	12/13,25	8.0	22	6	8	○	○	○	○	○	○	22
28 兵庫県	1 (社)兵庫県看護協会	1	兵庫県看護協会 技術講習室及び講義室 兵庫県看護協会 技術講習室及び講義室	1	12/14,26	8.0	22	8	8	○	○	○	○	○	○	22
				1	1/7	5.0	11	4	4	○	○	○	○	○	○	11
				2	2/28(予定)	8.5	45	8	16	○	○	○	○	○	○	45
29 奈良県	1 奈良県	1	奈良県社会福祉総合センター 介護・実習室及センター	1	7/4	2.5	54	5	6	○	○	○	○	○	○	54
				1	7/11~7/12	12.5	54	10	10	○	○	○	○	○	○	54
30 和歌山県	1 和歌山県	1	和歌山県立親野高等学校	1	11/7	2.5	54	5	6	○	○	○	○	○	○	54
				1	11/14~11/15	12.5	54	10	10	○	○	○	○	○	○	54
31 鳥取県	1 (福)鳥取県厚生事業団	1	鳥取県立福祉人材研修センターイレイバッド白 習室	1-2	12/11	2.0	47	6	3	○	○	○	○	○	○	47
				1	1/8	6.0	46	8	8	○	○	○	○	○	○	46
				1	1/10	6.0	46	10	10	○	○	○	○	○	○	46
				2	1/9	6.0	48	10	10	○	○	○	○	○	○	48
				2	1/11	6.0	48	10	10	○	○	○	○	○	○	48
				1	11/20	6.5	12	6	5	○	○	○	○	○	○	12
				2	11/21	6.5	12	6	4	○	○	○	○	○	○	12
				3	11/26	6.5	14	7	6	○	○	○	○	○	○	14
				4	11/29	6.5	12	6	6	○	○	○	○	○	○	12
				5	11/30	6.5	13	7	6	○	○	○	○	○	○	13
31 鳥取県	1 (福)鳥取県厚生事業団	1	鳥取県立福祉人材研修センターイレイバッド白 習室	1	11/28	7.0	28	6	6	○	○	○	○	○	○	28
				2	12/1	7.0	27	6	6	○	○	○	○	○	○	27
				3	11/29	7.0	27	6	6	○	○	○	○	○	○	27
				3	12/4	7.0	26	6	6	○	○	○	○	○	○	26
				3	11/30	7.0	26	6	6	○	○	○	○	○	○	26
				3	12/5	7.0	26	6	6	○	○	○	○	○	○	26
				1~3	11/14		45		1	○	○	○	○	○	○	45
				1~3	11/27		36		1	○	○	○	○	○	○	36
				1	11/21	2.0	69	11	13	○	○	○	○	○	○	69
				1	11/21	7.0	69	11	13	○	○	○	○	○	○	69
				1	11/22	7.0	69	11	12	○	○	○	○	○	○	69
31 鳥取県	2 (福)こうほうえん	2	養和病院	1	10/23	2.0	99	10	11	○	○	○	○	○	○	99
				1	12/18	7.0	51	11	12	○	○	○	○	○	○	51
				1	12/19	7.0	51	11	12	○	○	○	○	○	○	51
				1	12/21	7.0	52	11	12	○	○	○	○	○	○	52
				1	12/22	7.0	50	11	12	○	○	○	○	○	○	50
				1	12/4	2.0	36	6	7	○	○	○	○	○	○	36
				2	12/6	7.0	31	5	7	○	○	○	○	○	○	31
				2	12/5	7.0	31	5	7	○	○	○	○	○	○	31
				2	12/7	7.0	31	5	7	○	○	○	○	○	○	31
				1-2			67	7	7	○	○	○	○	○	○	67

都道府県	実施主体名	開催 回数	実施場所	班	日程・時間		受講者数 (人)	グループ 数	講師数 (人)	実施行為							修了者数 (人)
					日程	時間 (分)				口腔内	喉嚨内	舌下	経管栄養	経鼻	救急 処置法		
32 鳥根県	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	1	トリニティカレッジ 出雲医療福祉専門学校	1	9/25	10.5	20	5	5	○	○	○	○	○	○	20	
				2	9/26	10.5	19	5	5	○	○	○	○	○	○	19	
				3	9/27	10.5	20	5	5	○	○	○	○	○	○	20	
				4	9/28	10.5	18	5	5	○	○	○	○	○	○	18	
				5	9/29	10.5	18	5	5	○	○	○	○	○	○	18	
33 岡山県	鳥根総合福祉専門学校	1	鳥根総合福祉専門学校	1	11/12,13	17.5	40	8	8	○	○	○	○	○	○	40	
				2	11/22,23	14.0	23	6	6	○	○	○	○	○	○	23	
				3	9/15,10/14	18.0	33	6	6	○	○	○	○	○	○	33	
				4	(医社団)創健会				6	6	○	○	○	○	○	○	32
				5	(医)同仁会					4	4	○	○	○	○	○	○
34 広島県	(国)ももたらう介護老人保健施設すまいる苑	1	ももたらう介護老人保健施設すまいる苑	1	6/11~ 2/~(予定)	8.0	7	1	1	○	○	○	○	○	○	○	7
				2	7/2~ 2/~(予定)	1.0	6	1	1	○	○	○	○	○	○	○	6
				3	7/5~ 2/~(予定)	1.0	6	1	1	○	○	○	○	○	○	○	6
				4	7/5~ 2/~(予定)	1.0	6	1	1	○	○	○	○	○	○	○	6
				5	7/5~ 2/~(予定)	1.0	6	1	1	○	○	○	○	○	○	○	6
35 山口県	学校法人木村学園	1	トリニティカレッジ広島 医療福祉専門学校	1	10/11	2.0	34	2	2	○	○	○	○	○	○	○	34
				2	10/17	6.0	10	4	4	○	○	○	○	○	○	○	10
				3	10/25	6.0	9	4	4	○	○	○	○	○	○	○	9
				4	10/29	6.0	12	4	4	○	○	○	○	○	○	○	12
				5	11/28,30,12/1,4 12/11,13,14,17 12/29/14	20.0	11	1	1	○	○	○	○	○	○	○	11
				6	7/12~8/7		10	2	1	○	○	○	○	○	○	○	10
				7	特別養護老人ホームさんよう		10	2	1	○	○	○	○	○	○	○	10
				8	特別養護老人ホームさんよう		10	2	1	○	○	○	○	○	○	○	10
				9	救済リハビリテーションSAKURA		44		5	○	○	○	○	○	○	○	44
				10	地域密着型介護老人福祉施設すまいる苑		34		3	○	○	○	○	○	○	○	34
				11	2/20					○	○	○	○	○	○	○	
				12	2/25,26 2/27,28 3/1,4					○	○	○	○	○	○	○	
				13	介護老人保健施設 きさか		20	2	1	○	○	○	○	○	○	○	
36 徳島県	徳島県老人福祉施設協議会	1	徳島県老人福祉施設協議会	1	7/18~23		11		1	○	○	○	○	○	○	○	11
				2	9/26~10/4		16		1	○	○	○	○	○	○	○	16
				3	11/30~12/16		20		1	○	○	○	○	○	○	○	20
				4	1/13,15,27,28,12/4,6,8	55.0	20	5	4	○	○	○	○	○	○	○	20
				5	9/21	7.0	9	6	10	○	○	○	○	○	○	○	9
				6	9/25	7.0	7	6	8	○	○	○	○	○	○	○	7
				7	9/26	7.0	8	6	8	○	○	○	○	○	○	○	8
				8	9/27	7.0	8	6	8	○	○	○	○	○	○	○	8
				9	9/28	7.0	8	6	8	○	○	○	○	○	○	○	8
				10	12/14	7.0	12	8	10	○	○	○	○	○	○	○	12
				11	12/17	7.0	14	8	13	○	○	○	○	○	○	○	14
				12	12/18	7.0	13	8	10	○	○	○	○	○	○	○	13
				13	12/19	7.0	14	8	14	○	○	○	○	○	○	○	14
37 香川県	(社)香川県看護協会	1	香川県看護協会 看護研修センター	1	12/20	7.0	12	8	13	○	○	○	○	○	○	○	12
				2	11/28	5.5	33			○	○	○	○	○	○	○	
				3	11/30	5.5	34			○	○	○	○	○	○	○	
				4	12/1	5.5	35			○	○	○	○	○	○	○	
				5	12/2	5.5	33			○	○	○	○	○	○	○	
				6	12/3	5.5	35			○	○	○	○	○	○	○	
				7	12/4	5.5	35			○	○	○	○	○	○	○	
				8	12/5	5.5	34			○	○	○	○	○	○	○	
				9	12/6	5.5	32			○	○	○	○	○	○	○	
				10	12/7	5.5	34			○	○	○	○	○	○	○	
				11	12/8	5.5	35			○	○	○	○	○	○	○	
				12	8/29	9.0	14	8	11	○	○	○	○	○	○	○	14
				13	9/2	9.0	13	8	10	○	○	○	○	○	○	○	13
38 愛媛県	愛媛県	1	愛媛県立医療技術大学	1	9/6	9.0	13	8	9	○	○	○	○	○	○	○	13
				2	9/10	8.5	13	8	9	○	○	○	○	○	○	○	13
				3	9/16	7.0	20	8	9	○	○	○	○	○	○	○	20
				4	9/18	5.5	12	8	7	○	○	○	○	○	○	○	12
				5	9/19	6.5	12	8	8	○	○	○	○	○	○	○	12
				6	10/28	9.0	14	12	8	○	○	○	○	○	○	○	14
				7	10/29	8.5	15	12	8	○	○	○	○	○	○	○	15
				8	11/1	8.5	16	12	9	○	○	○	○	○	○	○	16
				9	11/6	8.5	16	12	9	○	○	○	○	○	○	○	16
				10	11/7	8.5	16	12	9	○	○	○	○	○	○	○	16
				11	11/12	7.0	26	10	7	○	○	○	○	○	○	○	26
				12	11/15	7.0	21	11	6	○	○	○	○	○	○	○	21
				39 高知県	高知県社会福祉協議会	1	高知県社会福祉協議会 多目的ホール	1	8/23	2.5	81	40	2	○	○	○	○
2	8/27,28,29	16.5	40					16	17	○	○	○	○	○	○	○	40
40 福岡県	ももと・パレス 西新パレス	1	ももと・パレス 西新パレス	1	8/30,31,9/1	16.5	41	16	17	○	○	○	○	○	○	41	
				2	12/10	2.0	54	7	6	○	○	○	○	○	○	○	54
				3	12/13,20,21	18.0				○	○	○	○	○	○	○	
				4	2/1,10,18	18.0	38			○	○	○	○	○	○	○	38
				5	10/15	7.0	4	1	1	○	○	○	○	○	○	○	4
41 佐賀県	(株)誠心	1	(株)誠心本社	1	10/15	8.0	4	1	1	○	○	○	○	○	○	4	
				2	10/16	8.0	4	1	1	○	○	○	○	○	○	4	
				3	10/17	8.0	4	1	1	○	○	○	○	○	○	4	
				4	10/17	8.0	4	1	1	○	○	○	○	○	○	4	
				5	10/17	8.0	4	1	1	○	○	○	○	○	○	4	
42 長崎県	佐賀県看護協会	1	佐賀県看護協会 看護研修センター	1	8/21,23,9/3,4,6	14.0	48	6	6	○	○	○	○	○	○	48	
				2	11/5,7,12,16,19	14.0	37	6	6	○	○	○	○	○	○	○	37
				3	8/6,11/19	14.0	85			○	○	○	○	○	○	○	85
				4	2/5	4.0	3	1	1	○	○	○	○	○	○	○	3
				5	2/6	3.0	6	2	2	○	○	○	○	○	○	○	6
				6	2/7	3.0	3	1	1	○	○	○	○	○	○	○	3
				7	2/8	3.0	4	1	1	○	○	○	○	○	○	○	4
				8	2/8	3.0	3	1	1	○	○	○	○	○	○	○	3
				9	2/9	3.0	3	1	1	○	○	○	○	○	○	○	3
				10	2/9	3.0	3	1	1	○	○	○	○	○	○	○	3
				11	2/9	3.0	3	1	1	○	○	○	○	○	○	○	3
				12	2/9	3.0	3	1	1	○	○	○	○	○	○	○	3
				13	2/9	3.0	3	1	1	○	○	○	○	○	○	○	3

都道府県	実施主体名	開催回数	実施場所	班	日程・時間		受講者数 (人)	グループ 数	講師数 (人)	実施行為						修了者数 (人)
					日程	時間 (分)				口腔内	鼻腔内	水ニレ	経管栄養	経鼻	救急法	
43 熊本県	1 (財)総合健康推進財団 九州支部	1	熊本県庁	1	12/15	6.0	11	4	4	○	○	○	○	○	○	11
				2	12/16	7.0				○	○	○	○	○	○	5
		2	熊本県庁	1	12/22	6.0	5	2	2	○	○	○	○	○	○	5
				2	12/23	7.0				○	○	○	○	○	○	
44 大分県	1 大分県社会福祉協議会	1	大分県社会福祉 介護研修センター	1	1/12	6.5	30	8	6	○	○	○	○	○	○	30
				2	1/13	7.0				○	○	○	○	○	○	
				3	1/14	6.5	36	10	7	○	○	○	○	○	○	36
				4	1/15	7.0				○	○	○	○	○	○	
				5	7/18	5.5	15	6	2	○	○	○	○	○	○	10
				6	7/19	5.5				○	○	○	○	○	○	15
				7	7/25	5.5	14	6	2	○	○	○	○	○	○	11
				8	7/26	5.5				○	○	○	○	○	○	
				9	7/31	5.5	17	6	2	○	○	○	○	○	○	17
				10	8/1	5.5				○	○	○	○	○	○	
				11	8/2	5.5	13	6	2	○	○	○	○	○	○	13
				12	8/3	5.5				○	○	○	○	○	○	
				13	8/28	5.5	15	6	2	○	○	○	○	○	○	15
				14	8/29	5.5				○	○	○	○	○	○	14
	2 (株)九州キリスト教社会福祉事業団	1	九州キリスト教 社会福祉事業団研修室	追1	12/5	2.0	2	2	1			○		○		1
				追2	12/19	1.0	1	1	1			○		○		1
				追3	1/31	5.5	15	6	3			○		○	○	15
				追4	2/2	5.5	14	6	3			○		○	○	14
				追5	2/2	5.5	15	6	3			○		○	○	14
				1~4	7/21	2.0	38	3	4						○	38
				1	9/3	6.0	9	4	3	○	○	○	○	○	○	8
				2	9/4	6.0				○	○	○	○	○	○	
				3	9/5	6.0	9	4	3	○	○	○	○	○	○	7
				4	9/6	6.0				○	○	○	○	○	○	9
				5	9/7	6.0	8	4	3	○	○	○	○	○	○	8
				6	9/10	6.0				○	○	○	○	○	○	
				7	9/20	6.0	10	4	3	○	○	○	○	○	○	10
				8	9/27	6.0				○	○	○	○	○	○	
45 宮崎県	1 (株)大分県看護協会	1	大分県看護研究会館 研修室	追1	2/18	6.0	11	4	3			○		○		
				追2	2/19	6.0	8	4	3			○		○		
				1~5	11/19	2.0	77	10	2						○	77
				6	12/5	2.0	82	10	2						○	82
				1	1/15	6.0	12	10	5	○	○	○	○	○	○	12
				2	1/16	6.0				○	○	○	○	○	○	
				3	1/17	6.0	25	10	5	○	○	○	○	○	○	25
				4	1/18	6.0				○	○	○	○	○	○	
				5	1/22	6.0	27	10	4	○	○	○	○	○	○	27
				6	1/23	6.0				○	○	○	○	○	○	
				7	1/24	6.0	25	10	4	○	○	○	○	○	○	25
				8	1/25	6.0				○	○	○	○	○	○	
				9	1/28	6.0	31	11~12	4	○	○	○	○	○	○	30
				10	1/29	6.0				○	○	○	○	○	○	
46 鹿児島県	1 鹿児島県社会福祉協議会	1	鹿児島県市町村自治会館	1	2/22~23(予定)	6.0	22	6	6	○	○	○	○	○	○	
				2	2/25~26(予定)	6.0	23	6	6	○	○	○	○	○	○	
				3	2/26(予定)	6.5	8	3	4	○	○	○	○	○	○	
				4	9/3	7.0	20	10		○	○	○	○	○	○	
				5	9/4	7.0	20	10		○	○	○	○	○	○	
				6	9/5	7.0	20	10		○	○	○	○	○	○	
				7	9/6	7.0	20	10		○	○	○	○	○	○	
				8	9/7	7.0	20	10		○	○	○	○	○	○	
				9	10/17	7.0	20	10		○	○	○	○	○	○	
				10	10/18	7.0	20	10		○	○	○	○	○	○	
				11	10/19	7.0	19	10		○	○	○	○	○	○	
				12	12/2	9.0	30	10	10	○	○	○	○	○	○	30
				13	7/3	9.0	28	10	10	○	○	○	○	○	○	28
				14	7/4	9.0	28	10	10	○	○	○	○	○	○	28
47 沖縄県	1 (株)kukuru	1	名桜大学	1	7/5	9.0	29	10	10	○	○	○	○	○	○	29
				2	12/11	9.0	30	10	10	○	○	○	○	○	○	30
				3	12/12	9.0	29	10	10	○	○	○	○	○	○	29
				4	12/13	9.0	26	10	10	○	○	○	○	○	○	26
				5	12/14	9.0	29	11	11	○	○	○	○	○	○	29
				6	12/18	9.0	17	9	9	○	○	○	○	○	○	17
				7	11/18	9.0	12	7	7	○	○	○	○	○	○	12
				8	11/25	9.0	11	7	7	○	○	○	○	○	○	11
				9	12/2	9.0	11	7	7	○	○	○	○	○	○	11
				10	12/9	9.0	11	7	7	○	○	○	○	○	○	11
				11	11/26	7.5	18	10	10	○	○	○	○	○	○	18
				12	11/29	7.5	21	10	10	○	○	○	○	○	○	21
				13	12/3	7.5	20	10	10	○	○	○	○	○	○	20
				14	12/6	7.5	21	10	10	○	○	○	○	○	○	21

■4-2-5. 基本研修(演習)における工夫点及び今後の課題 (主なもの)

(工夫点)

◎研修教材に関すること

- 市販のDVDを補助教材として活用した。
- 講師による実施手順の解説ナレーションと実演状況をビデオ撮影し、独自のDVDを作成し活用した。
- 経管栄養に用いる各種栄養剤の実物を用意し、実際に使用してみることでの難しさを学ばせた。
- 半固形に使用するトロミ剤は実物を用意し、トロミの固さ等を体験してもらった。
- 滅菌精製水の空容器で簡易シミュレーター(気管切開、胃ろう、経鼻経管)を作成し、あわせて、吸引カテテル、経管栄養一式、胃チューブなどについて、演習期間中に持ち帰らせ、受講者の自己学習を促した。

◎演習実施環境に関すること

- 十分に手技がマスターできるよう、受講者1人につき1ベッドを確保し演習指導を行った。
- 少人数制(1グループ:4名程度)とした上で、シミュレーターを2台ずつリースで配置した。
- 演習終了後においてもシミュレーターによる練習ができるよう、研修会場を開放して、自己学習を促した。
- 演習中についても、評価を受ける順番待ち等の時間が無駄にならないよう、受講者が練習できるようなスペースを確保した。
- 練習用のベッドを、講師が評価を行うベッドの近くに配置し、講師のアドバイス等を見聞きしながら練習できるようにした。
- できるだけリアルな場面での手技修得を行ってもらうため、居室を想起できるよう、寝間着、布団等を用意。

◎演習の班分け(グループ)に関すること

- 受講希望の際、受講者の経験などを事前アンケート形式で把握を行い、グループ分けにも参考活用。
- グループ分けの際、14時間研修修了者をグループ毎に均一となるよう組み込み、技術取得内容の再確認を促しつつ、演習時間内における進み具合にも、グループ毎で大きな差異が出ないように工夫した。
- 5行為毎に演習を区切って実施することにより、早く終わったグループの講師が、進み具合の遅いグループへの補助を行った。
- 一部免除者(口腔内喀痰吸引)は1つの会場(グループ)の集約した。
- 基本と成るグループ構成の他に、何度も失敗を繰り返す受講者のために、特訓用グループを設け、集中的な指導対応を行った。

◎演習の評価や進行等に関すること

- 評価の視点について、テキスト等を元に、さらに詳細に視点を盛り込んだツールを作成した。
- 指導や評価の偏りを避けるため、同じ受講者の評価に複数の評価者が評価を行うこととした。
- 最終評価については、特設部屋を用意し、受講者が手技の実施に集中できるよう、配慮した。
- 講師が異なると受講者側が混乱するので、可能な限り同じ講師が同じグループを受け持つようにし、最終評価は別の講師が行うようにした。
- グループ毎に評価を行う講師と、全体の進行管理等を行う講師を配置し、進行管理を行う者がグループ毎の進み具合を勘案し、受講者の配置換えを行ったり、体調不良者への対応などにも気をつけながら進めた。
- 進行管理を行う事務局員を配置し、最終評価である5回目のクリアにつき、その場でチェックを行い、6回目以降の実施にスムーズにつながれるようにした。

(工夫点(続き))

◎「救急蘇生法(演習)」に関すること

- 市の防災協会の協力の元、救急救命士をインストラクターとして、心肺蘇生・異物除去からAEDによる除細動までの演習を実施。
- 救急蘇生法A級ライセンス取得者に講師補助者として協力いただいた。
- 日本赤十字社の講師を招いて演習を実施した。
- 救急蘇生法演習用シミュレーターを複数台借用し使用した。
- AED学習キットやDVDを使用した。
- 全ての受講者に対し「普通救命講習」を受講する仕掛けにして、「救命技能認定証」の交付を受けさせた。
- 発見者、救急車要請、AED搬送のロールプレイ(交代しながら全ての役割)を実施した。

◎その他

- 講義(50時間)の中に、「模擬演習(3時間)」(筆記試験終了後に実施)を組み込んだ。
- 演習前に、ビデオに録画した演習風景を見て、事前学習を促した。
- 平成23年度の講師経験者をリーダーとして、前年度の経験をもとに効率的に研修できる様に工夫した。
- 必要な演習回数毎に指導レベルを変化(1回目:講師が手順を読み上げながら、グループ毎に手技を確認。2～3回目:読み上げなしで実施。4～5回目:連続して実施)させ、一つ一つ何が違うのかを確認し、すぐ振り返られるよう対応した。
- 喀痰吸引と経管栄養それぞれの行為を確実に修得出来る様に、演習の日程を別日とした。
- 実際のサービス提供場面を想定し、受講者に、爪や髪の毛の生活、履物や服装の注意を促した。
- 実地研修を担当する指導看護師についても受講者とペアで必須参画させた。
- 手技以上に解剖生理学学習に力点を置き、フリーハンドで解剖図を描き、意味を理解出来るようになるまで指導。
- 特養職員の受講者にも、在宅(訪問介護等)場面を想定して演習を実施。

(今後の課題等)

- 模擬痰による吸引や半固形栄養剤による注入など、さらに手技を実感できるような工夫が必要。
- 半固形栄養剤の実演を通して流動食と栄養剤の違いについて学ぶ機会を設けることにつき検討が必要。
- 清潔な操作を行うための手技の修得という観点から、マスクや手袋等を受講者に持参させること等。
- アンケート等により受講修了者からも意見をもらい、次の講習に反映させること。
- 講師のほか、時間管理や進行を行うスタッフ配置を行い、よりスムーズに実施できるよう、検討が必要。
- 演習開始までに自己学習としている者とそうでない者の学習に差が生じたので、演習前自己学習の徹底に関する何らかの方策について検討が必要。
- 本年度は講義にあわせ1か所で実施したが、実地研修指導看護師なども参加することから、エリア毎複数会場での開催につき検討が必要。
- 講師1人に対し受講者3～5人程度と少数体制での演習実施を行うための講師及び費用の確保が必要。
- 所定のカリキュラムをこなすためには、受講者1人あたり4時間程度を要するため、これを踏まえたグループ編成規模など、より効果的・効率的な実施方法につき検討が必要。

■4-3-1. 実地研修の実施方法

(1)実施主体(実施先)

- | | |
|--|---------------|
| ☐ 当該研修実施機関において実施している。 | (18/85研修実施機関) |
| ☐ 当該研修実施機関以外の機関に委託し、実施している。 | (10/85研修実施機関) |
| ☐ 受講者自身の所属先施設等で実施することとしている。 | (67/85研修実施機関) |
- ※重複あり。

(2)条件整備

- | | |
|---|---------------|
| ☐ 適宜、巡回指導を実施している。 | (16/85研修実施機関) |
| ☐ あらかじめ実地研修の実施期間を定めている(ex 基本研修修了後2ヶ月間) | (55/85研修実施機関) |
| ☐ 受講者自身による確保が困難な場合のみ、実地研修先の調整を実施。 | (20/85研修実施機関) |
| ☐ 実地研修の実施手順について、受講者に指示を出している。 | (49/85研修実施機関) |

■4-3-2.〔研修実施主体別〕 実地研修の実施状況

①第1号研修

都道府県	実施主体名	実地研修実施機関(か所)											実施期間	受講者数 (人)	修了者数 (人)
		特養	老健	介護療養 型医療施設	病院・ 診療所	障害者支 援施設等	特定 施設	訪問介護	グループ ホーム	ショート ステイ	デイ・ サービス	その他			
計		202	106	0	40	77	48	70	24	9	8	11			
01 北海道	1 北海道社会福祉協議会	10	3		15	9	4	4				2	～3月	89	2+実施中
02 青森県	1 (社)青森県老人保健施設協会														
03 岩手県	1 (福)岩手県社会福祉協議会	2	4			2	1						10月～	27	23
04 宮城県	1 (福)宮城県社会福祉協議会		2		1	3	1	2				1	12月～2月	19	実施中
06 山形県	1 山形県老人福祉施設協議会(県委託分)														
	2 山形県老人福祉施設協議会(登録研修機関分)	8				1							7月～	22	実施中
	3 (福)松澤会 特別養護老人ホーム養生園	2											10月～2月	12	実施中
	5 特別養護老人ホーム サンシャイン大森														
	7 特別養護老人ホーム ながまち荘														
	9 介護老人保健施設 かけはし														
06 茨城県	1 茨城県老人福祉施設協議会					4							10月～		4
09 栃木県	1 (社)栃木県看護協会		3					3		1			1月～	12	実施中
10 群馬県	1 群馬県	1	3			3	1	1		3			10月～	30	実施中
11 埼玉県	1 (株)ニッソーネット					7	1	13	1				12月～3月	22	実施中
12 千葉県	1 (社)千葉県看護協会	1	1		1	1	1						1月～3月	14	実施中
	2 (医社団)実幸会 いちはら診療所				1		2						2月～	9	実施中
13 東京都	1 (財)東京都福祉保健財団														
14 神奈川県	3 (社)かながわ福祉サービス振興会					3								5	実施中
16 富山県	1 (学)浦山学園 富山福祉短期大学							4					12月～3月	19	実施中
17 石川県	1 (福)石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター														
	2 (社)地域福祉推進協会 山中通泉居センター														
18 福井県	1 (福)白寿苑 新田塚ハウス	1	1										7月～2月	59	27+実施中
	2 九尾堂ワークショップ介護人材研修センター														
	3 プライムハイツ春江	4	1										10月～12月	14	14
	4 教育ケアセンターかくた														
	5 福井県老人福祉施設協議会	16											10月～3月	16	実施中
	6 介護老人保健施設なごみ														1
19 山梨県	1 (財)総合健康推進財団	2	2				1						8月～	94	実施中
20 長野県	1 (学)佐久学園 佐久大学		4		1	1		1						15	実施中
	2 (学)高松学園 飯田女子短期大学		1			1							11月～2月	4	実施中
	3 (学)松本学園 松本短期大学		1		1	1							1月～2月	15	実施中
	4 (財)介護労働安定センター長野支部				1	1							12月～2月	3	実施中
22 静岡県	1 (福)聖隷福祉事業団														
23 愛知県	1 カレッジ花梨														
	2 日本福祉大学社会福祉総合研修センター														
	3 ヘルパースクール・カイ														
	4														
24 三重県	1 (福)三重県社会福祉協議会	9	8					3	2	3	3		2月～3月	28	実施中
25 滋賀県	1 (社)滋賀県看護協会		1			1		3					10月～3月	6	1+実施中
27 大阪府	2 (福)大阪府社会福祉協議会	3	2			1		1					2月～	11	実施中
28 兵庫県	1 (社)兵庫県看護協会		1		1	7						1	7月～12月	54	54
29 奈良県	1 奈良県														
30 和歌山県	1 和歌山県	1				1							12月～2月	4	実施中
31 鳥取県	4 (福)敬仁会		3		1								1月～3月	10	実施中
32 島根県	1 トリニティカレッジ出雲県福祉専門学校	10	4		3	3	4	1	1				10月～3月	77	14+実施中
	2 島根総合福祉専門学校	9	2		2		1	1	1				12月～3月	38	14+実施中
	3 島根福祉学園 西部医療センター	7	2		2	2						1	12月～3月	23	2+実施中
	4 (医社団)創健会				1								1月～3月	65	実施中
	5 (医)同仁会				1								10月	15	15
34 広島県	1 学校法人木村学園	6				1							11月～	7	実施中
	2 介護老人保健施設 ゆうゆうの園		1		1									11	実施中
	5 山陽病院	1			1								7月～	10	5+実施中
	6 (福)桜樹会	1	1		1								11月～3月	77	実施中
	12 介護老人保健施設 県中央コスモス園														
	13 介護老人保健施設 めぐま		1		1								12月～3月	20	実施中
35 山口県	1 (福)山口県社会福祉協議会	1			2			1		1	1		9月～3月	4	実施中
36 徳島県	1 徳島県老人福祉施設協議会	2	3					1	7	3	1	1	12月～3月	19	実施中
37 香川県	1 (社)香川県看護協会		2										9月～1月	2	2
38 愛媛県	1 愛媛県	3			1								10月～	5	実施中
39 高知県	1 高知県社会福祉協議会		1		1	1							12月～3月	3	実施中
40 福岡県	2 (株)誠心												10月～12月	4	4
42 長崎県	1 長崎県												2月～	22	実施中
43 熊本県	1 (財)総合健康推進財団 九州支部	10				1		1						24	実施中
44 大分県	1 大分県社会福祉協議会	6	9			4		6				1	7～9月、12～2月	29	26
	2 (福)九州キリスト教社会福祉事業団	8	4			2	1	3					9月～10月	18	5+実施中
	3 (社)大分県看護協会	3				2		2					2月～3月	12	実施中
45 宮崎県	1 (福)宮崎県社会福祉協議会	51	15			8	20	2	8		3		11月～2月	157	実施中
46 鹿児島県	1 鹿児島県社会福祉協議会	1											8月～2月	17	1+実施中
	2 鹿児島県医療生活協同組合	23	10			5	7	6	8			4	12月～	79	実施中
47 沖縄県	1 (社)Kukuru		9			1	1	5					1月～3月	16	実施中

②第2号研修

都道府県	実施主体名	実施研修実施機関(か所)											実施期間	受講者数 (人)	修了者数 (人)
		特養 施設	老健 施設	介護老人 福祉施設 等	病院 診療所	障害者 支援施設 等	特定 施設	訪問介護	グループ ホーム	ショート ステイ	デイ サービス	その他			
計		1,363	472	10	48	145	271	158	155	28	26	83			
01 北海道	1 北海道社会福祉協議会	39	8		1	3	8	1				3	～3月	109	5+実施中
02 青森県	1 (社)青森県老人保健施設協会	33	16			5	3	24	10	2			12月～2月	117	10+実施中
03 岩手県	1 (福)岩手県社会福祉協議会	45	18		1	2	1	3					10月～	166	154
04 宮城県	1 (福)宮城県社会福祉協議会	36	19		3	2		2					12月～2月	106	実施中
06 山形県	1 山形県老人福祉施設協議会(県委託分)		1				1		1		1	1	10月～	10	実施中
	2 山形県老人福祉施設協議会(県委託分)	51	1		1	2	2						7月～	115	実施中
	3 (福)広寿会 特別養護老人ホーム長生園	4											10月～2月	7	実施中
	5 特別養護老人ホーム サンシャイン大森	1											10月～12月	25	24
	7 特別養護老人ホーム ながまち荘	4								1			1月～	10	実施中
	9 介護老人保健施設 かけはし		1										12月	7	7
08 茨城県	1 茨城県老人福祉施設協議会	8	2										10月～		10
09 栃木県	1 (社)栃木県看護協会	66	21			6		12	34				1月～	195	実施中
10 群馬県	1 群馬県	5	10			2		1		4			10月～	56	実施中
11 埼玉県	1 (株)ニッソーネット	70	35		2	27	35	63	3				12月～3月	236	実施中
12 千葉県	1 (社)千葉県看護協会	24	16		11	2	3	1					1月～3月	175	実施中
	2 (医社団)実業会 いはら診療所														
13 東京都	1 (財)東京都福祉保健財団	58	15	5		13	41		12				12月～3月	237	実施中
14 神奈川県	3 (社)かながわ福祉サービス振興会	23	3			3			2					45	実施中
16 富山県	1 (学)富山大学 富山福祉短期大学	6	1		4								12月～3月	29	実施中
17 石川県	1 (福)石川県社会福祉協議会 福徳南斎院センター	7					2				1		10月～	154	27+実施中
	2 (社)地域医療開発協会 山中温泉医療センター	2											12月～3月	3	実施中
18 福井県	1 (福)白寿院 新田塚ハウス	6											7月～2月	29	7+実施中
	2 九龍電機ワークショップ介護人材研修センター		1			1							7～8月、10～11月	18	18
	3 プライムハイツ春江	2	1										1月～3月	13	13
	4 放課後ケアセンターかくた							1					9月～11月	7	7
	5 福井県老人福祉施設協議会	61	1			3	1	1				7	10月～3月	74	5+実施中
	6 介護老人保健施設 なごみ												1月～2月	14	実施中
19 山梨県	1 (財)総合健康推進財団	21	21				26		12				8月～	94	実施中
20 長野県	1 (学)佐久大学 佐久大学	23	15			1		3						85	実施中
	2 (学)高松学園 飯田女子短期大学	21	8		2			1		1			11月～3月	92	実施中
	3 (学)松本学園 松本短期大学	16	8		4		1						1月～2月	79	実施中
	4 (財)介護労働安定センター長野支部	39	13			1	7	5	4	8	2	3	12月～2月	92	実施中
22 静岡県	1 (福)豊橋福祉事業団	67	24			14	13		6	3			10月～1月	127	126
23 愛知県	1 カレッジ花梨												11月～	29	8+実施中
	2 日本福祉大学社会福祉総合研修センター	22	2		1	14	10	3		1		4	11月～	83	9+実施中
	4 ヘルパースクール・カイ	1											1月	2	2
24 三重県	1 (福)三重県社会福祉協議会	36	12				6	10	3	2	2		2月～3月	73	実施中
25 滋賀県	1 (社)滋賀県看護協会	13	5					7	1		1	1	10月～3月	34	6+実施中
27 大阪府	2 (福)大阪府社会福祉協議会	20	6			4		2	1		1	1	2月～	54	受講中
28 兵庫県	1 (社)兵庫県看護協会		1		1	7						1	11月～	55	25+実施中
29 奈良県	1 奈良県	37	11			5		16				25	1月～	89	実施中
30 和歌山県	1 和歌山県	23	9			2	2	5	2				12月～2月	59	実施中
31 鳥取県	4 (福)敬仁会	9	11				2						1月～3月	57	実施中
32 島根県	1 トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校														
	2 島根総合福祉専門学校														
	3 島根福祉学園 西部医療センター														
	4 (医社団)創健会														
	5 (医)同仁会														
34 広島県	1 学校法人木村学園	24											11月～	24	実施中
	2 介護老人保健施設 ゆうゆうの園														
	5 山陽病院														
	6 (福)桜樹会														
	12 介護老人保健施設 具中央コスモス園	3	2										7月～	47	38+実施中
35 山口県	1 (福)山口県社会福祉協議会	59	23	5	6	4	23	1	2	3	2	2	9月～3月	101	10+実施中
36 徳島県	1 徳島県老人福祉施設協議会	64	15					13	18		14	27	12月～3月	151	実施中
37 香川県	1 (社)香川県看護協会	46	15			4	15	2	4	3			9月～3月	120	33+実施中
38 愛媛県	1 愛媛県	42	11		4	5	5		8			1	10月～	76	実施中
39 高知県	1 高知県社会福祉協議会	14	2		5				1				12月～3月	51	実施中
40 福岡県	2 (株)誠心						1						1月～	12	2+実施中
42 長崎県	1 長崎県														
43 熊本県	1 (財)総合健康推進財団 九州支部	32	2				3		3			3		58	実施中
44 大分県	1 大分県社会福祉協議会	37	25			4	17	5	12				7～9月、12～2月	100	91+実施中
	2 (福)九龍キリスト教社会福祉事業団	7	3		2		3	2	2				9～10月、12～2月	18	9+実施中
	3 (社)大分県看護協会	30	25				30	5					2月～3月	107	実施中
45 宮崎県	1 (福)宮崎県社会福祉協議会														
46 鹿児島県	1 鹿児島県協老人福祉施設協議会	97	19			9	6	7	13		2	3	8月～	259	42+実施中
	2 鹿児島県医療生活協同組合														
47 沖縄県	1 (社)Kukuru	9	13				4	3				1	1月～3月	30	実施中

■4-3-3. 実地研修における工夫点及び今後の課題（主なもの）

（工夫点）

◎実地研修先確保に関すること。

- 募集段階での受講者側の実地研修受入先確保の状況を把握するため、「実地研修体制確認シート」を作成し受講案内に同封した。
- 講師養成（伝達講習等）の開催状況につき、実地研修委託先への情報提供と参画を促した。
- 第1号研修の実地研修が行えるよう、病院等医療機関の看護師に声をかけ伝達講習等を受講してもらった。
- 小規模事業所所属の受講者への配慮から、指導看護師及び実地研修先の確保は受講応募要件とはせず、都道府県が、追加の講師養成（伝達講習）開催、実地研修先の確保等のフォローを行った。

◎実地研修先確保のための調整等に関すること。

- 受入れがスムーズに行われるよう、県内関係団体協力の元、「委託契約書参考様式」、「手引き」を作成。
- 実地研修の受委託の当事者同士の顔合わせによる不安解消を兼ね、事業者説明会を開催した。
- 受講者が自施設で実地研修を実施できない場合のために、紹介や調整を行った。
- 自施設以外で実地研修を受講する場合も、できるだけ自職場の近隣で受け入れられよう調整した。
- 申込みのあった受講者の所属する全施設・事業者に対し、「他事業所職員の受入れ協力依頼」を行った。
- 自施設等で実施できない受講者を把握し、介護3施設関係団体等に受入れ要請を行った。
- 実地研修における相談窓口を設置し、各実地研修委託先との情報交換を実施した。
- 実地研修に協力いただく利用者本人だけでなく、利用者家族についても説明を行い、理解と協力を得た。

◎実地研修の安全な実施等に関すること。

- 事故発生時の対応マニュアルを整備し、シミュレーションを行い何度も確認した。
- 基本研修修了後、修了者所属法人を対象に実地研修説明会を開催し、実施手順、安全に実施するための留意事項等の周知徹底を図った。
- 実地研修先の視察を行った。
- 実地研修受け入れ施設・事業者に対し、受講者の様子や受け入れ側の要望等を把握するための情報交換会を開催した。
- 「評価票」とは別に「実地研修日誌」の提出を義務づけ、形式的な行為の実施に終わらないよう工夫した。併せて、虚偽の実施報告をしないよう、予防効果を狙った。

◎実地研修を行う受講者への支援等に関すること。

- 「実地研修終了予定計画書」の作成と配布を行い、計画的な実施を促した。
なお、喀痰吸引は（突発的な要素など）必ずしも定期的にあるわけではないため詳細な計画は不要とした。
- 研修期間中、実施状況確認を兼ね、指定期限までの修了を促すための電話連絡など複数回に渡り緩衝。
- 実施研修期間中、巡回指導を実施した。
- 研修期間中（実施研修を行う直前を含む。）演習ができるように、事務所内にシミュレーターを設置し、受講者にもいつでも利用が可能な旨周知するなど、不安払拭のための環境整備を行った。
- 受講者と実地研修の受入れ施設・事業所のスタッフ（指導看護師、施設長・管理者）の間での情報伝達不足（伝達内容の遅れ等が見られる）をできる限り防ぐため、「伝達票」を作成して研修中の使用を促した。
- 「評価票」のチェックをスムーズに表記し易いよう、「ア、イ、ウ」ではなく、「✓、△、×」に変更した。

(今後の課題等)

- 実地研修に先立つオリエンテーション(研修方法や研修教材の説明等)についての実施が必要。
- 施設・事業者の管理者側に対する説明会を開催することが必要。
- 実施研修中の巡回を計画的に行える体制整備について検討が必要。
- 実施研修実施先での様々な事例について、研修指導者等の関与者を集い全体反省会(情報交換及び課題把握等の場)を実施することが必要。

- 感染症の発生時期等も考慮し、実地研修を行う時期を見込んだ研修実施計画の策定が必要。
- 実施研修先の施設長・管理者や看護職員に対し、さらに本研修事業の理解を得ることで、最低限の衛生機材の準備など、より研修をスムーズに行うための取組み検討が必要。

- 実施状況について、「実施計画書」と「実施報告書」のみでしか確認手段がないため不透明な部分もあるので、さらなる状況把握のための仕組みづくりについて検討が必要。
- 実地研修受入れ施設・事業者に対し、承諾書や利用者同意書の写しの提出を求めるなど、体制整備ができているか確認しているが、形式的な記載のみで、ほんとうに安心できる受入体制が整備されているか不安な部分があるため、承諾書の記載内容を掘り下げる等の見直し検討が必要。

- 実地研修修了後、一定期間未実施の間が生じる場合なども想定し得るので、復習・再学習等のフォローアップや修得内容の維持のための取組みについて検討が必要。

■5. 研修実施上の工夫点、今後の課題等（主なもの）

（工夫点）

◎研修開催関係

- 基本研修の実施期間中においては、講義時間外での質問等受付窓口を設置。
- 受講者への配慮から、数日間連続して開催するのではなく、2週間に1回程度の開催日程を組んだ。
- 受講者が集中して修学に臨めるよう、土日を除き、連続して開催日程を組んだ。
- 研修案内はHP掲載及び施設・事業所の管理者向けダイレクトメールの双方で対応した。

◎研修講師関係

- 既に講師経験のある平成23年度の指導者講習修了者を中心としつつ、平成24年度の指導者講習及び伝達講習修了者にはまずは講師補助役として参画してもらう等、講師間での継承にも配慮。
- 講義担当講師と演習担当講師、演習担当講師と実地研修担当講師がそれぞれ異なることから、講師間の組み合わせの場を演習開始前に実施。

◎研修ツールの開発など研修環境の整備

- 市販テキストのみならず、講師のオリジナル資料、関連DVDの補助的使用、小テストの実施、機材を用いた講義など、受講者が知識・技術を習得しやすいよう研修ツールを整備した。
- 受講者の事前学習に役立つよう、市販されているDVDを配布。
- 隣接都道府県との間で、演習で使用するシミュレーターの賃借を行った。
- 複数の講師の間で講義内容や進捗状況の確認が行えるよう、事務局で講義資料を閲覧できるようにした。
- 県内の看護大学、看護学校（県立含む）への協力を仰ぎ、研修しやすい演習会場等を確保。
- 介護職間のネットワークづくりにも重点を置き、介護業務に対するモチベーションアップが図られるよう配慮。
- 人工呼吸器装着者に対応した演習及び実地研修については、カニューレやコネクターの種類の違いによる手順の違いに対応できるよう、複数種類の手順書を作成した。

◎（実地研修に関する調整など）都道府県行政としての取組等

- 実地研修受入先施設・事業者の関係者（施設長や管理者中心）を集め、「実地研修実施のための説明会」を開催。
- 多様な関係機関の協力をもとに、自施設以外での実地研修の実施を可能とする体制を構築。
- 利用者の急遽の体調悪化等により自職場における実地研修が困難となった場合、他の受講者の施設・事業所で実地研修が行えるよう調整した。
- 高い意識で実地研修に臨むことができるよう、県が調整に携わり、自施設とは異なる施設での研修受講方式を導入。
- 演習前に、指導看護師と受講者（介護職員）とで、自職場における喀痰吸引等の提供場面を見学するといった事前学習を行った上で、演習に臨んでもらった。
- 申込等については、第1～3号研修、伝達講習を問わず、都道府県行政に窓口を一本化。
- 研修に関する周知については、介護保険・障害者自立支援事業所の管理者等を対象とした集団指導（の場）を活用。
- 小規模事業所等の介護職員の場合など所属施設・事業所以外（他法人の施設・事業所等）で実地研修を実施する場合の経費（受講料）補填につき、県の単独事業で補助を行うこととした。

(工夫点(続き))

◎登録研修機関への支援・指導等

- 複数の登録研修機関の間での、実地研修を確保できない受講者の実施研修先の受け入れ調整について、県が介入し調整を行っている。
- 登録研修機関の受講者募集の際、県からも事業者団体等に講習会開催案内送付など周知。
- 平成22年度に購入した喀痰吸引等研修備品を、希望する登録研修機関に貸与している。
- 登録研修機関を確保するため、「登録研修機関の登録のための説明会」を開催。
- 平成23年度の研修対象者で「基本研修」までを修了した者を、登録研修機関につなぎ「実地研修」を受講してもらった際、期間が空いてしまったこと等を考慮し、登録研修機関において「基本研修(演習)」を再度受講することを義務づけた。
- 登録研修機関の公正性を担保するため、県の独自登録基準により、20%以上は登録研修機関の所属法人外からの受講者を受講決定することを義務づけた。
- 登録研修機関の登録情報の管理を徹底する観点から、認定特定行為業務従事者、登録特定行為事業者、登録研修機関の登録情報を管理するシステムを開発。

(今後の課題等)

- 受講希望者への受講情報提供体制の構築。
- 施設・事業所の管理者サイドへの「制度説明会」等の継続開催が必要。
- 第1号研修の実施をどうするか検討が必要。
- 「胃ろう」の場合、新規の胃ろう増設者が少ないことや、「経鼻経管栄養」の場合、対象者が幼少の子どもにならざるを得ないことなど、対象者(研修に協力いただく利用者)の確保が困難。
- 実地研修実施施設の拡大・充実が不可欠。
- 小規模事業所の介護職員等、自職場での実地研修確保が困難な受講希望者の受講を可能とする体制づくり(実地研修の受け入れ調整等)が必要。
- 研修に協力いただいている訪問看護師等の一部に、未だに第3号研修と混同している様子が見受けられるため、更なる研修制度の周知が必要。
- 複数の登録研修機関の間において一定水準以上のレベル・質の確保ができる取り組み検討が必要。
- 福祉の登録研修機関の質のばらつき防止や指導監督を行うための体制につき検討が必要。
- 実地研修実施期間の設定につき、「概ね3か月」で実施したが、指導看護師との調整、利用者確保等の面で、一部クリアできない者も見受けられたことから、特例的な期間延長など、実態に応じた期間設定についての検討が必要。
- 14時間研修修了者の一部には、法研修の受講者と比較し知識や技術に差がある場合がある(同じ施設の職員の間でも見受けられる)ので、フォローアップ研修について検討が必要。
- 基本研修の受講から2年以上間が空いてから実地研修を実施する場合が想定され、演習の一部の再受講を考えており、その具体的なプログラム(フォローアップ研修等)の検討が必要。
- 研修で使用する備品や消耗品の再利用化などの経費節減対策について検討が必要。

■6. 厚生労働省への要望等(主なもの)

(喀痰吸引等研修に関すること)

- 制度上の第1号研修、第2号研修だけでなく、行為別に研修修了できるようにしてほしい。
- 研修に協力していただく利用者負担の軽減からも、実地研修の回数は多すぎる。
- 演習と実地研修の必要回数については、実地研修に関わる利用者の安全性の面や、研修事業の効率性の面を踏まえれば、逆転させるくらいの方がいいのではないかと検討してもらいたい。
- 離島等の地域特性や事業所規模(小規模等)の面から、講師である看護師確保が極めて困難。
准看護師も講師として認めてほしい。
- 無資格の介護職員等と有資格者である介護福祉士を同等にするのではなく、介護福祉士には履修免除科目の設定が可能ではないかと検討すべき。
- 一定程度の期間を要する研修なので、「基本研修」と「実地研修」それぞれの段階での研修修了制度の導入する、受講生が複数の研修機関を渡り未履修部分を受講するための「パスポート制」の導入など、現場職員の他県や遠隔地への勤務地異動等に応じた仕組みにできないか。
- 省令規定による基本研修の50時間については、最低限必要な時間とし、科目毎の時間設定については、都道府県等の裁量により決定できないか。
- 人口呼吸器装着者の演習・実地研修修了要件について、人工呼吸器装着者に対する所定回数・要件を修了した場合、あらためて人工呼吸器装着者外に対する要件修了は不要ではないか。
- 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養について、滴下型が通常手順とされているが、半固形タイプの栄養剤を使用した経管栄養のみの研修受講の場合についても修了と認めることができないか。
- 第3号研修については、重度障害児・者だけではなく、在宅高齢者も対象とした研修内容とすべき。

(都道府県喀痰吸引等研修事業等に関すること)

- 都道府県の行う喀痰吸引等研修事業への国庫補助について今後も継続してほしい。
- 国実施の指導者講習について、今後も継続して実施してほしい。
- 補助金の早期内示と、以下の経費につき、国庫補助対象として認めてほしい。
 - ・介護保険事業者及び関係団体に対する研修事業の説明や協力を得るための会議等の費用
 - ・介護福祉士養成施設等への登録研修機関の登録に向けた説明会開催費用
 - ・講師に対するスキルアップ研修(追加研修)等の開催費用
- 研修を修了した介護職員等に対するフォローアップ研修を構築してほしい。
- 「指導者講習」修了者など各都道府県においてリーダーシップを担っている者等を中心に、「フォローアップ研修」を開催してほしい。

(喀痰吸引等研修のテキスト等に関すること)

- 省令上の各科目の必要時間に見合う、「研修テキスト」を作成すべき。
- 喀痰吸引については、感染防止の観点からもう少し手を加えるべき。
- 現場では半固形の経管栄養の実施が多くなってきていることから、テキスト等でも取扱いを重視すべき。

(喀痰吸引等制度に関すること)

- 実地研修の実施に際して医療機関の協力は不可欠。円滑な研修実施を促すためにも、医療機関についても事業者対象とすべきではないか。
- 今後、認定者の中にも相当の期間実際に実施していない者も出てくることも想定されるので、認定証にも更新制の導入が必要ではないか。

(喀痰吸引等制度の定着など、国の取り組みに関すること)

- 介護事業者側が制度について理解が不十分なことが、研修事業を適切に行う上での阻害要因となっているため、今後も制度周知をしっかりと行うべき。
- 実地研修において必要となる指示書を医師に作成してもらう際にも、「登録事業所でなければ実地研修はできない」など制度について正しく理解されていないことが研修事業を適切に行う上での阻害要因となっているため、医師会等関係団体への一層の周知を御願いたい。
- 医行為実施に関する知識・技術の修得ということの重要性に鑑みれば、きちんとした目的意識をもった介護福祉士のみに受講させるべき研修とすべきであったと考えられるので、介護福祉士養成課程の中ではきちんと教育してほしい。
- 実地研修等において、医療と介護の現場での感染管理の認識度合等に差異が見られ、研修を円滑に進めていく上での支障となっていることから、例えば介護・福祉施設に長期従事している看護職員等に対する最新情報の提供や教育体制についても検討してほしい。
- 喀痰吸引等研修に関与した医師、看護師、介護職員だけでは、実際の介護サービス等の提供現場では動いておらず、例えば、介護支援専門員が介護職員以上に医行為実施に関する理解が乏しく、医行為を含むケアプランが立てられないといったことが制度運営の阻害要因になっている例もある。
- 研修のみならず、実施の事業実施にあたっての医療・看護・介護の連携が重要であり、国は「医療と介護の連携」や「地域包括ケアシステムの確立」という打ち出しを行っているならば、特養等の介護施設と病院等の医療機関との連携体制が構築された上で、こうした制度運用が行われるよう、喀痰吸引等制度を総合的に推進するための施策が必要ではないか。

喀痰吸引等制度施行後の状況 (H25年2月末現在値)

○登録特定行為事業者数

(事業所種別)

計	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所	障害者自立支援法・児童福祉法（障害児）関係の施設・事業所	その他
8,991事業所	7,044事業所	1,779事業所	168事業所

(実施可能な特定行為別) ※重複あり

口腔内の喀痰吸引	鼻腔内の喀痰吸引	気管カニューレ内部の 喀痰吸引	胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	経鼻経管栄養
8,270事業所	2,667事業所	1,698事業所	6,956事業所	678事業所

○登録研修機関数

	研修機関数	受講予定者数
計	154	8,054人
第1号＋第2号小計	69	3,258人
第1号研修	35	2,360人
第2号研修	34	898人
第3号研修	85	4,796人

○認定特定行為業務従事者認定証件数（経過措置対象分）

ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）	盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）	在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）	特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号 厚生労働省医政局長通知）	左記小計 ※実質的違法性阻却通知
6,414人	5,621人	15,593人	147,485人	175,113人

介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業）	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について（平成23年10月6日老発1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）	介護職員によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	計
46人	2,334人	17人	7,795人	185,305人

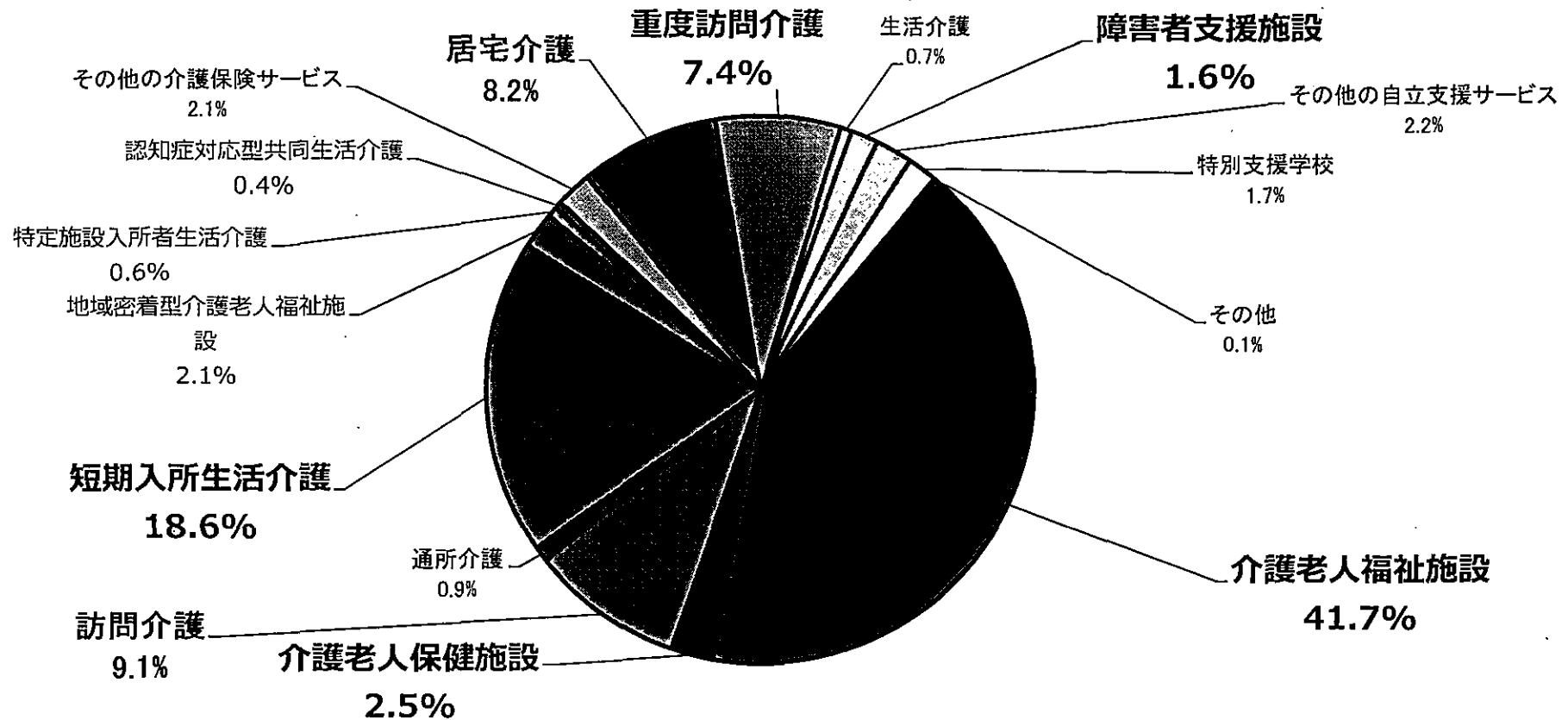
○認定特定行為業務従事者認定証件数

第1号研修	第2号研修	第3号研修	計
67人	309人	3,425人	3,801人

※現在のところ、法施行下での研修実施状況として、H24年度新規は実施中であるため、当該件数については、昨年度からの継続研修の修了に基づく認定件数が中心。

〈参考〉登録特定行為事業者（事業所別か所数／構成割合(グラフ)）

(か所)			(か所)		
介護保険	介護老人福祉施設	3,815	自立支援	居宅介護	751
	介護老人保健施設	227		重度訪問介護	678
	訪問介護	832		生活介護	64
	通所介護	82		障害者支援施設	147
	短期入所生活介護	1,702	他	その他の自立支援サービス	201
	地域密着型介護老人福祉施設	194		特別支援学校	159
	特定施設入所者生活介護	54		その他	9
	認知症対応型共同生活介護	41			
	その他の介護保険サービス	196			



〈参考〉登録研修機関（機関数／受講予定者数構成割合(グラフ)）

機関数(第1・2号研修)

特別養護老人ホーム	16
介護老人保健施設	12
その他の介護事業者	17
事業者団体・関係団体	7
病院・診療所	7
学校・教育産業	10

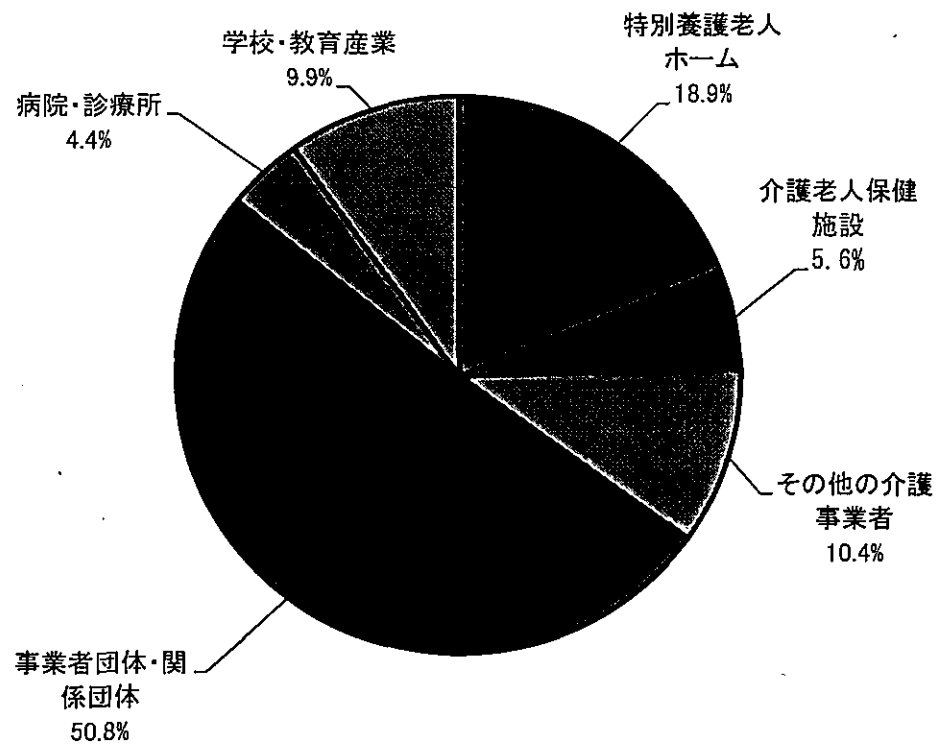
計 69

機関数(第3号研修)

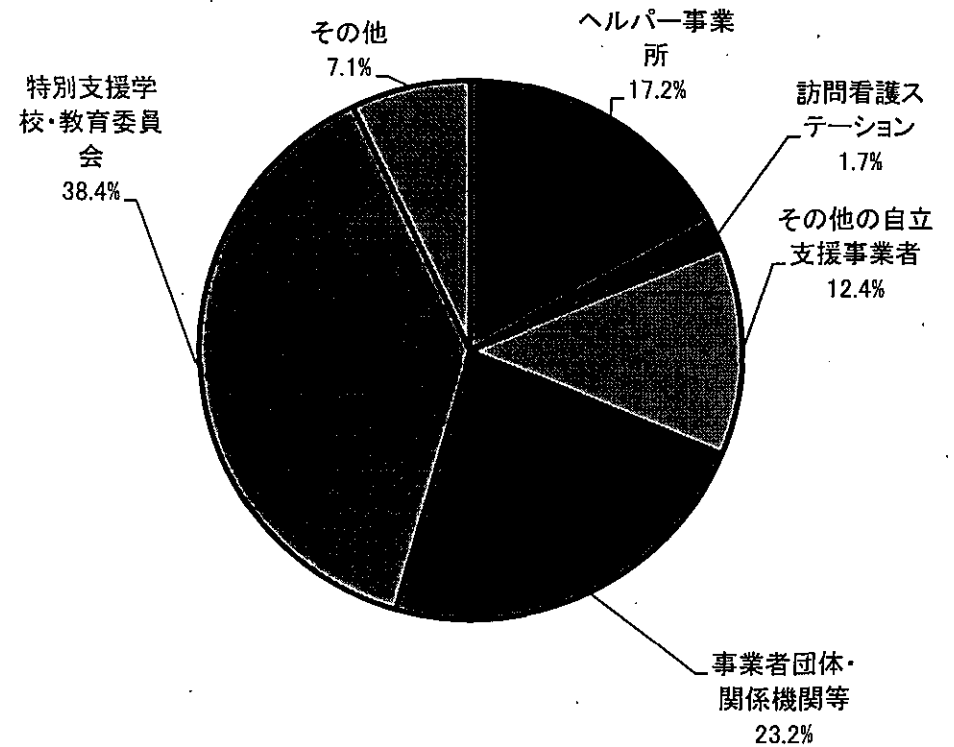
ヘルパー事業所	18
訪問看護ステーション	5
その他の自立支援事業者	21
事業者団体・関係機関等	9
特別支援学校・教育委員会	22
その他	10

計 85

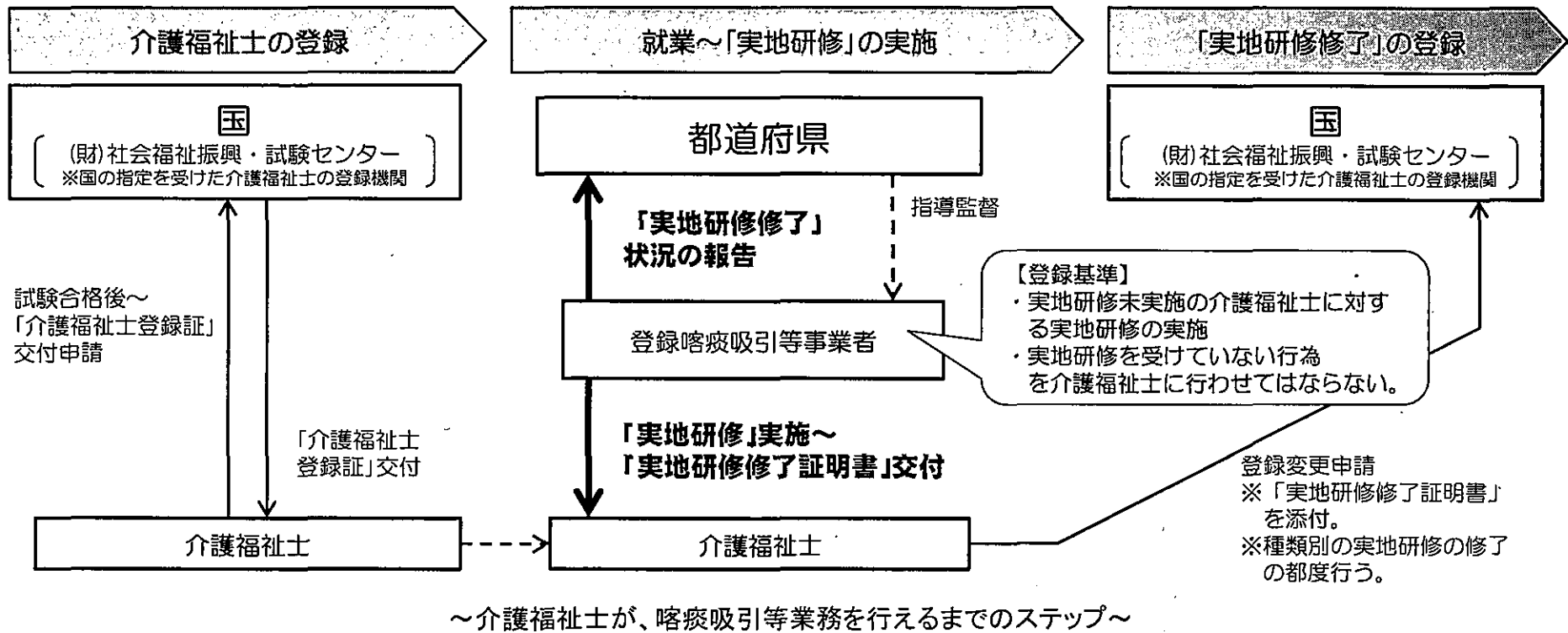
受講予定者数(第1・2号研修)



受講予定者数(第3号研修)



介護福祉士の登録についての管理体制イメージ ※H23.9.2会議資料より



介護福祉士 (H27年 度国家試験 合格者～)	H28年4月～ 試験～登録 就業～「実地研修」受講 登録変更の申請～「登録簿」への付記 喀痰吸引等業務の実施～
介護福祉士 (上記以外 の者)	H24年4月～ 試験等～登録 「喀痰吸引等研修」受講～『認定証』の交付 H27年4月～H38年3月 「特定登録証」申請～「登録簿」への付記 喀痰吸引等業務の実施～※介護福祉士として 喀痰吸引等業務の実施～※認定特定行為業務従事者として

「介護職員等喀痰吸引等制度の実施状況に関する調査研究事業」中間報告結果
(H24 厚生労働省老人保健健康増進等事業: (株) 三菱総合研究所)

※平成25年2月7日時点の速報値につき今後変動があり得る。

1. 調査方法等

1) 調査時期 平成24年11月～平成24年12月

2) 調査対象

施設区分	施設数
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉事業所含む)、 短期入所生活介護	2,654
介護老人保健施設	181
訪問介護、居宅介護、重度訪問介護	1,105
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	193
計	4,133

3) 調査方法 喀痰吸引・経管栄養の実施状況について郵送による質問紙調査

4) 回収数等

施設区分	施設数 (計 1,888)	割合
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉事業所含む)、 短期入所生活介護	1,254	47.2%
介護老人保健施設	72	39.8%
訪問介護、居宅介護、重度訪問介護	439	39.7%
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	123	63.7%

2. 主な調査結果

(1) 利用者・介護職員の状況について

〔介護老人福祉施設〕

・利用者

	事業 所数	い る	い ない	無 回 答
口腔内	1,254 100.0%	934 74.5%	151 12.0%	169 13.5%
鼻腔内	1,254 100.0%	369 29.4%	618 49.3%	267 21.3%
気管カニューレ内部	1,254 100.0%	40 3.2%	1,040 82.9%	174 13.9%
口腔内又は鼻腔内	1,254 100.0%	265 21.1%	253 20.2%	736 58.7%
胃ろう又は腸ろう	1,254 100.0%	1,136 90.6%	87 6.9%	31 2.5%
経鼻経管栄養	1,254 100.0%	480 38.3%	626 49.9%	148 11.8%

・介護職員

	事業 所数	介 護 職 員 が 実 施	今 後 実 施 す る 職 員 定 員 定	介 護 職 員 が 実 施 す る 職 員 定 員 定	無 回 答
口腔内	934 100.0%	793 84.9%	84 9.0%	16 1.7%	41 4.4%
鼻腔内	369 100.0%	116 31.4%	102 27.6%	101 27.4%	50 13.6%
気管カニューレ内部	40 100.0%	22 55.0%	7 17.5%	6 15.0%	5 12.5%
口腔内又は鼻腔内	265 100.0%	171 64.5%	56 21.1%	19 7.2%	19 7.2%
胃ろう又は腸ろう	1,136 100.0%	448 39.4%	210 18.5%	389 34.2%	89 7.8%
経鼻経管栄養	480 100.0%	93 19.4%	83 17.3%	248 51.7%	56 11.7%

〔介護老人保健施設〕

・利用者

	事業所数	いる	いない	無回答
口腔内	72	40	6	26
	100.0%	55.6%	8.3%	36.1%
鼻腔内	72	31	13	28
	100.0%	43.1%	18.1%	38.9%
気管カニューレ内部	72	9	55	8
	100.0%	12.5%	76.4%	11.1%
口腔内又は鼻腔内	72	36	10	26
	100.0%	50.0%	13.9%	36.1%
胃ろう又は腸ろう	72	66	4	2
	100.0%	91.7%	5.6%	2.8%
経鼻経管栄養	72	25	37	10
	100.0%	34.7%	51.4%	13.9%

・介護職員

	事業所数	介して いる が 実施	今 後、 実施 する 予定	介する 職員 が 実施 しない	無 回 答
口腔内	40	16	7	9	8
	100.0%	40.0%	17.5%	22.5%	20.0%
鼻腔内	31	12	5	9	5
	100.0%	38.7%	16.1%	29.0%	16.1%
気管カニューレ内部	9	2	3	3	1
	100.0%	22.2%	33.3%	33.3%	11.1%
口腔内又は鼻腔内	36	14	11	5	6
	100.0%	38.9%	30.6%	13.9%	16.7%
胃ろう又は腸ろう	66	25	19	15	7
	100.0%	37.9%	28.8%	22.7%	10.6%
経鼻経管栄養	25	5	6	11	3
	100.0%	20.0%	24.0%	44.0%	12.0%

〔訪問介護・居宅介護・重度訪問介護〕

・利用者

	事業所数	いる	いない	無回答
口腔内	439	309	72	58
	100.0%	70.4%	16.4%	13.2%
鼻腔内	439	167	173	99
	100.0%	38.0%	39.4%	22.6%
気管カニューレ内部	439	296	100	43
	100.0%	67.4%	22.8%	9.8%
口腔内又は鼻腔内	439	72	111	256
	100.0%	16.4%	25.3%	58.3%
胃ろう又は腸ろう	439	217	169	53
	100.0%	49.4%	38.5%	12.1%
経鼻経管栄養	439	64	260	115
	100.0%	14.6%	59.2%	26.2%

・介護職員

	事業所数	介して いる が 実施	今 後、 実施 する 予定	介する 職員 が 実施 しない	無 回 答
口腔内	309	278	15	7	9
	100.0%	90.0%	4.9%	2.3%	2.9%
鼻腔内	167	145	9	6	7
	100.0%	86.8%	5.4%	3.6%	4.2%
気管カニューレ内部	296	269	11	7	9
	100.0%	90.9%	3.7%	2.4%	3.0%
口腔内又は鼻腔内	72	66	4	2	2
	100.0%	91.7%	5.6%	2.8%	2.8%
胃ろう又は腸ろう	217	119	45	43	10
	100.0%	54.8%	20.7%	19.8%	4.6%
経鼻経管栄養	64	30	12	16	6
	100.0%	46.9%	18.8%	25.0%	9.4%

〔障害者支援施設・生活介護(通所のみ)〕

・利用者

	事業所数	いる	いない	無回答
口腔内	123	80	21	22
	100.0%	65.0%	17.1%	17.9%
鼻腔内	123	54	32	37
	100.0%	43.9%	26.0%	30.1%
気管カニューレ内部	123	38	56	29
	100.0%	30.9%	45.5%	23.6%
口腔内又は鼻腔内	123	31	20	72
	100.0%	25.2%	16.3%	58.5%
胃ろう又は腸ろう	123	106	9	8
	100.0%	86.2%	7.3%	6.5%
経鼻経管栄養	123	28	56	39
	100.0%	22.8%	45.5%	31.7%

・介護職員

	事業所数	介して いる が 実施	今 後、 実施 する 予定	介する 職員 が 実施 しない	無 回 答
口腔内	80	63	11	3	3
	100.0%	78.8%	13.8%	3.8%	3.8%
鼻腔内	54	36	10	3	5
	100.0%	66.7%	18.5%	5.6%	9.3%
気管カニューレ内部	38	28	4	4	2
	100.0%	73.7%	10.5%	10.5%	5.3%
口腔内又は鼻腔内	31	23	4	2	2
	100.0%	74.2%	12.9%	6.5%	6.5%
胃ろう又は腸ろう	106	72	20	10	4
	100.0%	67.9%	18.9%	9.4%	3.8%
経鼻経管栄養	28	15	3	6	4
	100.0%	53.6%	10.7%	21.4%	14.3%

○いずれか又はすべての行為で、介護職員が実施しているもしくは実施を予定している施設

	事業 所数	い項施 ず目・予 れで介 か定し 又護し は職て は全員 員いる がの 実の 実	全員 ない ての 実項 施施 目す で 介予 含 職は	無 回 答
合 計	1,888 100.0%	1,632 86.4%	98 5.2%	158 8.4%
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	1,254 100.0%	1,087 86.7%	75 6.0%	92 7.3%
介護老人保健施設	72 100.0%	50 69.4%	13 18.1%	9 12.5%
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	439 100.0%	389 88.6%	4 0.9%	46 10.5%
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	123 100.0%	106 86.2%	6 4.9%	11 8.9%

(2) 喀痰吸引等を実施する介護職員の確保等について

○「喀痰吸引等研修」を現在受講中の介護職員の有無

	事業 所数	有	無	無 回 答
合 計	1,632 100.0%	830 50.9%	770 47.2%	32 2.0%
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	1,087 100.0%	541 49.8%	522 48.0%	24 2.2%
介護老人保健施設	50 100.0%	36 72.0%	13 26.0%	1 2.0%
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	389 100.0%	176 45.2%	207 53.2%	6 1.5%
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	106 100.0%	77 72.6%	28 26.4%	1 0.9%

○将来的に受講させたい介護職員の割合

	事業 所数	0 割	3 割 未 満	3 割 5 割 未 満	5 割 1 0 割 未 満	1 0 割	無 回 答	(平 単 位 均 割 値)	(標 単 位 偏 差 割)
合 計	1,632 100.0%	51 3.1%	252 15.4%	103 6.3%	353 21.6%	409 25.1%	464 28.4%	6.08	3.65
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	1,087 100.0%	26 2.4%	138 12.7%	46 4.2%	253 23.3%	300 27.6%	324 29.8%	6.61	3.55
介護老人保健施設	50 100.0%	-	12 24.0%	3 6.0%	11 22.0%	13 26.0%	11 22.0%	5.73	3.59
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	389 100.0%	22 5.7%	93 23.9%	47 12.1%	65 16.7%	58 14.9%	104 26.7%	4.45	3.48
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	106 100.0%	3 2.8%	9 8.5%	7 6.6%	24 22.6%	38 35.8%	25 23.6%	7.03	3.44

(3) 医師の指示書の取得方法について

	事業所数	介護職員が依頼する	頼る 看護師を通じて依頼する	通じて依頼する 議等の会議の場を サービス担当者会	その他	無 回 答
合 計	1,632 100.0%	151 9.3%	1,267 77.6%	127 7.8%	202 12.4%	41 2.5%
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	1,087 100.0%	16 1.5%	1,019 93.7%	32 2.9%	58 5.3%	19 1.7%
介護老人保健施設	50 100.0%	1 2.0%	43 86.0%	3 6.0%	4 8.0%	3 6.0%
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	389 100.0%	129 33.2%	117 30.1%	89 22.9%	120 30.8%	18 4.6%
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	106 100.0%	5 4.7%	88 83.0%	3 2.8%	20 18.9%	1 0.9%

(4) 安全管理体制の構築について

○喀痰吸引等の安全に関する委員会・会議の設置有無

	事業 所数	有	無	無 回 答
合 計	1,632 100.0%	1,431 87.7%	159 9.7%	42 2.6%
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	1,087 100.0%	1,021 93.9%	49 4.5%	17 1.6%
介護老人保健施設	50 100.0%	44 88.0%	3 6.0%	3 6.0%
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	389 100.0%	273 70.2%	94 24.2%	22 5.7%
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	106 100.0%	93 87.7%	13 12.3%	-

○会議での検討内容(複数回答)

	事業所数	会 議 の 規 程 に 関 連 す る こ と	略 施 手 関 連 す る こ と の 法 と 実 等	ヒ ヤ リ ハ ン ト 事 業	例 策 換 等 の 報 告 ハ ン ト 事 業	略 施 手 関 連 す る こ と の 法 と 実 等	略 施 手 関 連 す る こ と の 法 と 実 等	略 施 手 関 連 す る こ と の 法 と 実 等	略 施 手 関 連 す る こ と の 法 と 実 等	略 施 手 関 連 す る こ と の 法 と 実 等	略 施 手 関 連 す る こ と の 法 と 実 等	無 回 答
合 計	1,431 100.0%	441 30.8%	853 59.6%	811 56.7%	704 49.2%	904 63.2%	733 51.2%	640 44.7%	543 37.9%	408 28.5%	40 2.8%	88 6.1%
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	1,021 100.0%	343 33.6%	606 59.4%	613 60.0%	536 52.5%	667 65.3%	545 53.4%	511 50.0%	406 39.8%	288 28.2%	22 2.2%	47 4.6%
介護老人保健施設	44 100.0%	12 27.3%	16 36.4%	27 61.4%	23 52.3%	22 50.0%	14 31.8%	16 36.4%	8 18.2%	7 15.9%	4 9.1%	3 6.8%
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	273 100.0%	58 21.2%	178 65.2%	118 43.2%	95 34.8%	159 58.2%	128 46.9%	72 26.4%	95 34.8%	87 31.9%	9 3.3%	31 11.4%
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	93 100.0%	28 30.1%	53 57.0%	53 57.0%	50 53.8%	56 60.2%	46 49.5%	41 44.1%	34 36.6%	26 28.0%	5 5.4%	7 7.5%

(5) ヒヤリハット事例について

○ヒヤリハット事例報告体制の有無

	事業所数	有	無	無回答
合 計	1,632	1,351	229	52
	100.0%	82.8%	14.0%	3.2%
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	1,087	909	143	35
	100.0%	83.6%	13.2%	3.2%
介護老人保健施設	50	42	6	2
	100.0%	84.0%	12.0%	4.0%
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	389	307	71	11
	100.0%	78.9%	18.3%	2.8%
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	106	93	9	4
	100.0%	87.7%	8.5%	3.8%

○直近7ヶ月(平成24年4月～10月)のヒヤリハット有無(「有」の件数:複数回答)

	事業 所数	口 腔 内 喀 痰 吸 引	鼻 腔 内 喀 痰 吸 引	気 管 カ ニ ュ ー レ	内 部 喀 痰 吸 引	胃 ろ う よ る は 腸 管 栄 養	経 鼻 経 管 栄 養
合 計	1,351 100.0%	110 8.1%	18 1.3%	27 2.0%	223 16.5%	48 3.6%	
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	909 100.0%	94 10.3%	15 1.7%	2 0.2%	190 20.9%	46 5.1%	
介護老人保健施設	42 100.0%	-	-	-	2 4.8%	2 4.8%	
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	307 100.0%	12 3.9%	2 0.7%	21 6.8%	11 3.6%	-	
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	93 100.0%	4 4.3%	1 1.1%	4 4.3%	20 21.5%	-	

※ヒヤリハットの有無については、1件以上記載されていたものを「有」とカウントしている。

○ヒヤリハット報告制度についての課題(複数回答)

事業所数	標準的な報告手順が分かりやすい	利用者の安全が最優先で、報告が後回しになりがち	職員の業務が忙しすぎて、報告が難しい	報告が義務付けられているが、報告の場や方法が不明確	ヒヤリハット発生時の対応が迅速で、報告がしやすい	ヒヤリハット発生時の対応が遅く、報告が難しい	その他
合 計	1,351	125	30	316	199	120	225
	100.0%	9.3%	2.2%	23.4%	14.7%	8.9%	16.7%
介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)、短期入所生活介護	909	91	21	225	152	86	142
	100.0%	10.0%	2.3%	24.8%	16.7%	9.5%	15.6%
介護老人保健施設	42	4	2	9	9	7	5
	100.0%	9.5%	4.8%	21.4%	21.4%	16.7%	11.9%
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	307	28	7	68	30	21	48
	100.0%	9.1%	2.3%	22.1%	9.8%	6.8%	15.6%
障害者支援施設、生活介護(通所のみ)	93	2	-	14	8	6	30
	100.0%	2.2%	-	15.1%	8.6%	6.5%	32.3%

福祉・介護人材確保緊急支援事業

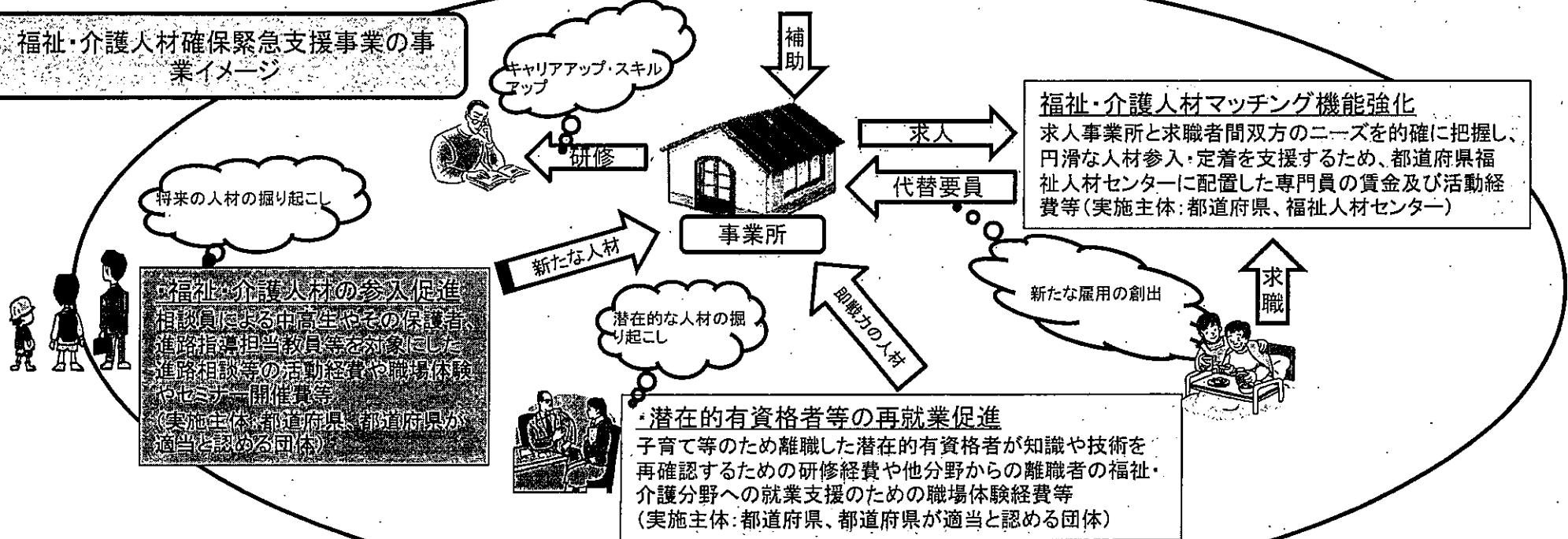
○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。

○よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ



効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

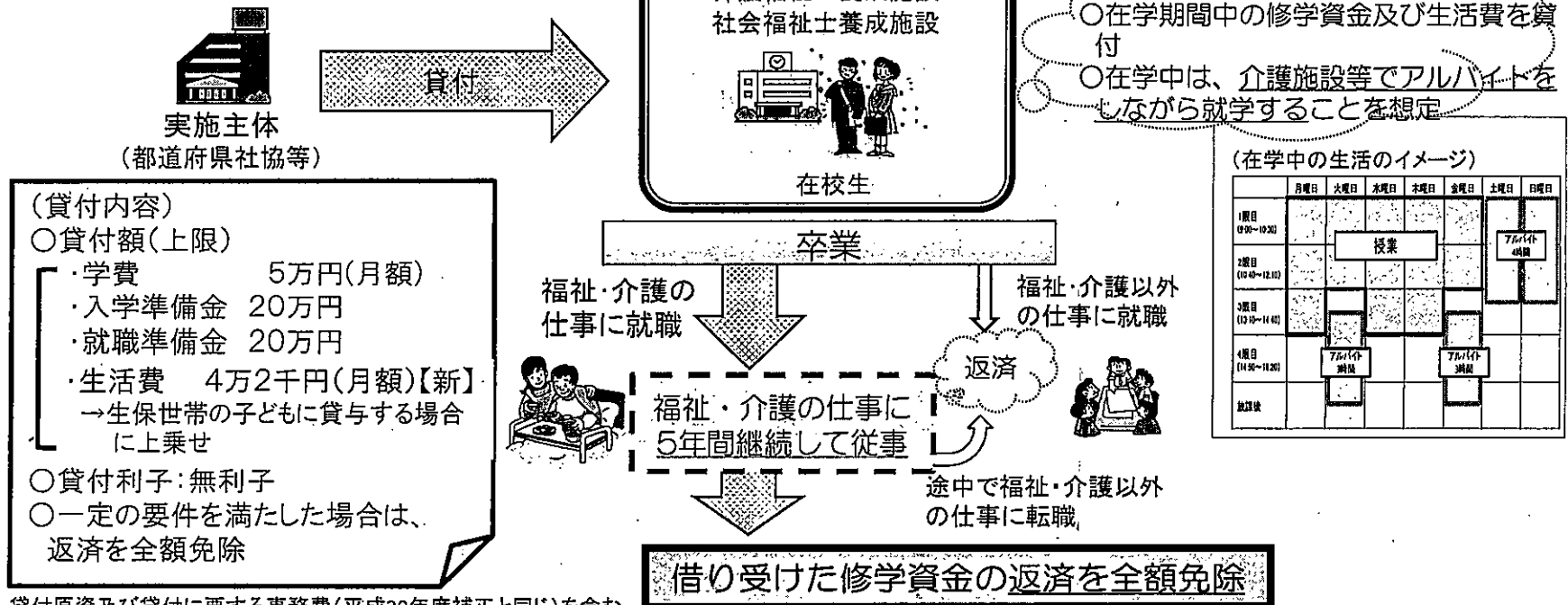
介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費 81億円

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。
若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士養成施設等の入学者に対し修学資金の貸付を行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保する。
- また、家庭の経済格差が子どもの教育格差につながる傾向がある一方で、生活保護世帯の者が高等学校卒業後に大学や専修学校等への進学を希望した場合に、学費や生活費等を支援する仕組みが十分ではない。
貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士養成施設等への就学を希望する場合に、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を上乗せする貸付内容の拡充を行う。

87

〈介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み〉



※ 事業費には、貸付原資及び貸付に要する事務費(平成20年度補正と同じ)を含む

介護福祉士等修学資金貸付制度について

	都道府県実施分 (直接補助)	団体実施分 (間接補助)		
		平成20年度 (第二次補正)	平成23年度 (第三次補正)	平成24年度 (予備費)
予算額	セーフティネット補助金の内数	320億円	16.6億円	81.4億円
貸付対象養成施設	○ 介護福祉士養成施設(1年課程、2年以上課程、実務者研修(※平成24年度から)) ○ 社会福祉士養成施設(一般養成施設、短期養成施設)			
貸付対象者	優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に必要性が認められる者(具体的な貸付基準は都道府県が設定)			
	東日本大震災により被災した者を追加			
貸付限度額	① 月額 5万円 ② 入学準備金 20万円(初回に限る) ③ 就職準備金 20万円(最終回に限る) ※ 実務者研修の場合は一人あたり総額20万円			左記①～③に加えて ④ 生活費加算(※) 生活扶助居宅1類相当額 (参考)東京23区 月額4.2万円
補助率	1/2	10/10	3/4	3/4
実施主体	都道府県	都道府県が適当と認める団体(都道府県社会福祉協議会等)		

※ 生活費加算の貸付対象は、生活保護世帯などの子どもが高校卒業後などに介護福祉士・社会福祉士養成施設に進学する場合。

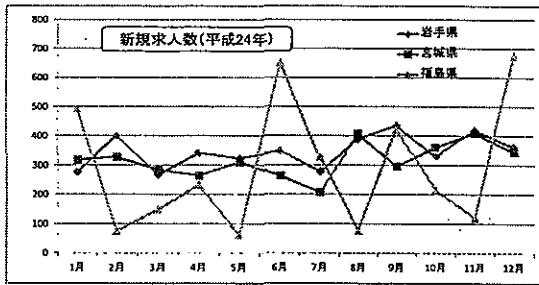
次のいずれにも該当する場合には、返還免除となる。

- ① 養成施設等の卒業の日から1年(社会福祉士国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、
- ② 原則として、貸付を受けた都道府県の区域内において
- ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、
- ④ 以後5年間当該業務に従事すること

被災三県の求人・求職動向

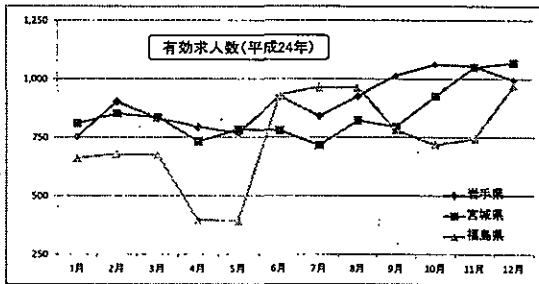
(資料出所) 福祉人材センター「福祉人材情報システム」

参考資料 9



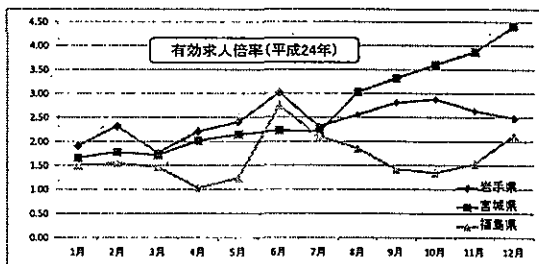
新規求人数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	277	400	288	342	323	350	278	389	435	330	420	363
宮城県	318	328	284	264	310	263	207	408	296	361	410	345
福島県	494	75	146	233	61	651	328	78	423	215	121	676
全国計(被災3県除く)	16,951	17,692	13,747	12,909	14,806	18,021	17,997	17,750	19,356	17,502	17,406	16,548

新規求人数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	150	114	146	131	123	302	342	235	439	423	266	322
宮城県	257	223	99	101	144	141	171	227	372	296	298	269
福島県	176	115	85	59	48	274	252	222	216	577	55	139
全国計(被災3県除く)	15,187	14,544	11,445	10,505	11,533	13,827	15,212	14,702	16,044	15,412	15,894	13,955



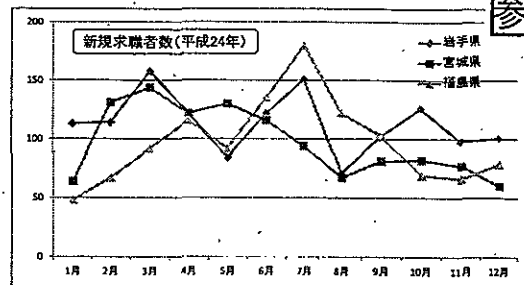
有効求人人数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	753	903	833	785	770	926	842	927	1,014	1,062	1,055	996
宮城県	810	852	836	732	785	780	717	824	797	928	1,050	1,069
福島県	661	679	677	397	394	933	964	963	783	719	748	972
全国計(被災3県除く)	43,597	44,871	42,981	38,045	37,238	42,835	47,547	50,354	52,880	52,327	52,355	50,416

有効求人人数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	457	391	348	323	319	501	682	671	851	970	967	846
宮城県	482	514	489	359	302	352	366	437	685	801	852	791
福島県	329	407	347	226	168	366	543	723	653	957	793	704
全国計(被災3県除く)	37,481	37,431	36,503	30,946	29,340	33,558	38,000	40,549	42,334	42,310	43,327	41,807



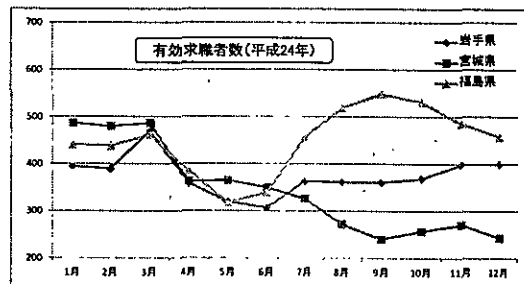
有効求人倍率(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	1.91	2.32	1.77	2.21	2.41	3.02	2.32	2.56	2.81	2.88	2.64	2.49
宮城県	1.66	1.78	1.72	2.02	2.15	2.23	2.20	2.03	3.32	3.60	3.87	4.40
福島県	1.50	1.55	1.47	1.03	1.24	2.75	2.11	1.86	1.43	1.35	1.53	2.12
全国計(被災3県除く)	1.62	1.78	1.68	1.91	1.84	2.23	2.31	2.30	2.37	2.30	2.23	2.17

有効求人倍率(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	0.91	0.71	0.64	0.80	0.85	1.19	1.56	1.51	2.00	2.22	2.12	2.09
宮城県	0.73	0.72	0.69	0.69	0.55	0.64	0.78	1.02	1.59	1.70	1.84	1.69
福島県	0.58	0.69	0.60	0.53	0.41	0.95	1.41	1.93	1.72	2.45	1.80	1.62
全国計(被災3県除く)	1.22	1.21	1.17	1.09	1.11	1.26	1.50	1.52	1.58	1.58	1.58	1.51



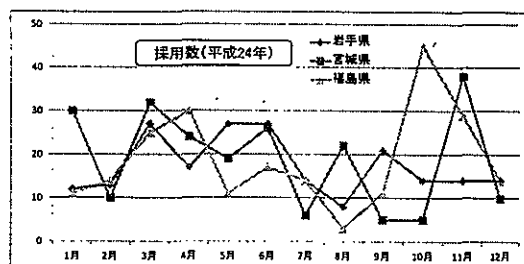
新規求職者数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	113	114	158	122	84	122	151	71	102	126	98	101
宮城県	84	131	144	122	130	116	94	67	81	82	77	60
福島県	48	67	92	116	92	135	180	122	103	69	66	79
全国計(被災3県除く)	4,784	6,784	5,839	7,398	6,564	8,164	7,097	6,321	5,782	6,473	6,141	5,529

新規求職者数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	160	123	72	137	93	121	147	104	72	116	111	66
宮城県	140	118	72	77	94	74	45	65	67	103	69	60
福島県	43	80	84	93	75	38	47	69	89	62	116	43
全国計(被災3県除く)	4,052	5,327	4,953	5,450	4,621	5,317	5,147	5,824	4,565	4,421	5,033	4,136



有効求職者数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	395	390	471	359	320	307	363	362	381	389	399	400
宮城県	487	480	487	353	365	350	326	272	240	257	271	243
福島県	441	439	482	386	318	339	457	519	549	532	486	458
全国計(被災3県除く)	26,874	25,123	25,569	19,955	19,159	19,223	20,618	21,902	22,286	22,774	23,451	23,279

有効求職者数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	502	549	539	405	375	420	438	444	425	437	457	405
宮城県	662	714	704	524	545	549	469	429	430	471	482	468
福島県	568	590	579	429	408	384	385	375	379	390	441	435
全国計(被災3県除く)	30,698	30,783	31,299	26,394	26,430	26,582	25,384	26,638	26,670	26,855	27,458	27,528

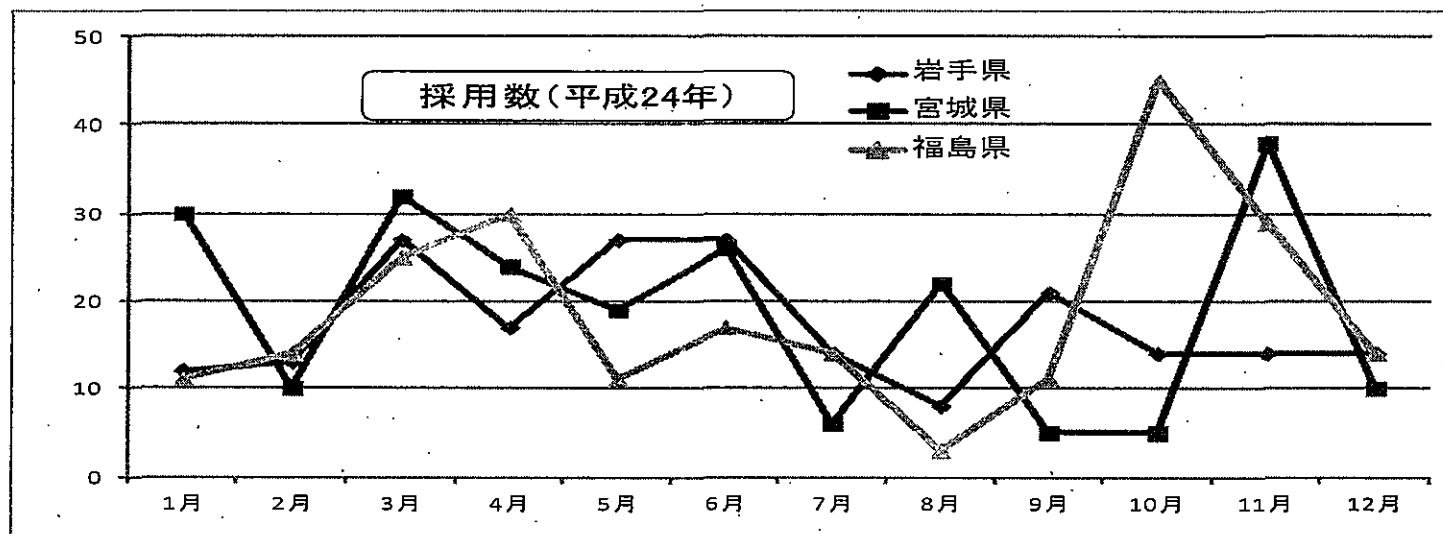


採用数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
岩手県	12	10	27	17	27	27	14	8	21	14	14	14	208
宮城県	30	10	32	24	19	28	8	22	5	5	38	10	227
福島県	11	14	25	30	11	17	14	3	11	45	23	14	224
全国計(被災3県除く)	778	885	1,649	951	846	570	593	697	613	884	865	881	10,313

採用数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
岩手県	13	8	13	5	20	11	16	6	20	20	13	6	151
宮城県	13	6	9	4	10	11	25	8	6	10	13	5	120
福島県	3	3	3	3	4	9	2	2	2	1	2	28	62
全国計(被災3県除く)	723	953	1,522	839	708	520	563	677	679	780	762	937	9,683

4月以降の
採用人数

被災三県の福祉人材センターにおける取り組み(福祉施設等への採用実績)



採用数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
岩手県	12	13	27	17	27	27	14	8	21	14	14	14	208
宮城県	30	10	32	24	19	26	6	22	5	5	38	10	227
福島県	11	14	25	30	11	17	14	3	11	45	29	14	224
全国計(被災3県除く)	778	986	1,649	951	846	570	593	697	613	884	865	881	10,313

採用数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
岩手県	13	8	13	5	20	11	16	6	20	20	13	6	151
宮城県	13	6	9	4	10	11	25	8	6	10	13	5	120
福島県	3	3	3	3	4	9	2	2	2	1	2	28	62
全国計(被災3県除く)	723	953	1,522	839	708	520	563	677	679	780	762	937	9,663

出典: 中央福祉人材センター「福祉人材情報システム」

都道府県福祉人材センター 事業実施状況

◆事業実施体制(平成24年4月1日時点)

都道府県名	福祉人材センター職員総数								キャリア支援専門員保有資格					
	職種別内訳													
	所長	その他 一般職 員	専任相 談員※	兼任相 談員※	キャリア 支援 専門員	事業所 向けアド バイザー	その他	社会福 祉士	介護福 祉士	介護支 援専門 員	キャリ アカウンセ ラー	ハローワ ークOB	その他	
01.北海道	8	1	4			3		1					精神保健福祉士、社会福祉主事	
02.青森県	10	1	1	3		2	3							
03.岩手県	10	1	3	1		5		2	1					
04.宮城県	4	1	3											
05.秋田県	7		1	2		1	3							
06.山形県	8		4		2	2			1					
07.福島県	9	1	3	2		3		1	1				保育士、社会福祉主事	
08.茨城県	12	1	3	1	1	4	2				1			
09.栃木県	12	1	2	2		7			1	1			保育士、産業心理カウンセラー	
10.群馬県	11		3	2		6		2	2	1			保育士	
11.埼玉県	14	1	2	5		3	3				1			
12.千葉県	9	1	1	3		3	1						職業紹介業務経験者、ホームヘルパー2級	
13.東京都	28	1	7	4		5	11	1	3					
14.神奈川県	10	1	3	2		4		1	1	1			ホームヘルパー2級	
15.新潟県	6	1	1		1	2	1	1	1					
16.富山県	8	1	2	2	1	2		1	2	2				
17.石川県	6	1	3			1	1							
18.福井県	7	1	2	1		2	1				1			
19.山梨県	7	1	2	1		2	1							
20.長野県	10	1	2	1		4	2					1	社労士、ホームヘルパー2級、衛生管理者	
21.岐阜県	12	1	2		2	3	2	2					社会福祉主事、保育士	
22.静岡県	11	1	2		4	2	2	1						
23.愛知県	6	1	4				1							
24.三重県	7	1	1	1		4			1	1			看護師	
25.滋賀県	6	1	3			2		1	1				社会福祉主事、教員	
26.京都府	9	1	4			2	2				1			
27.大阪府	23	1	2	6		11	3	3	5	3	1		ホームヘルパー1・2級、認知症ケア専門士	
28.兵庫県	5	1	1	1		2								
29.奈良県	6	1	2			3					2	1		
30.和歌山県	8	1	3	2		2		2			1		教員	
31.鳥取県	8	1	3		1		3							
32.島根県	9	1	3	1		4			1		1		社会福祉主事	
33.岡山県	10	1	4			4	1							
34.広島県	7	1	2		1		3	1	1					
35.山口県	8	1	1	4			2				1		社労士	
36.徳島県	4	1	1			2						1		
37.香川県	5	1		3			1							
38.愛媛県	11	1	3		2	5		1	2	2			精神保健福祉士、社労士、保健師	
39.高知県	6	1	3			1	1							
40.福岡県	11	1	4			3	3							
41.佐賀県	8	1	2		1	4		1					ホームヘルパー、保育士	
42.長崎県	8	1	1	1		4	1					1	栄養士、中華料理、社会福祉主事、福祉人材確保、福祉指導員	
43.熊本県	14	1	3	2		3	5						教員	
44.大分県	12	1	3	2		4	1	1		1		1	(県職員OB、民間企業OB)	
45.宮崎県	8	1	1	4	1		1							
46.鹿児島県	9	1	8					1	1					
47.沖縄県	6	1	2	2			1							
計	433	44	120	61	17	126	6	59	21	25	12	10	5	
センター数	-	44	46	27	11	38	3	27	16	16	8	9	5	

※専任相談員・兼任相談員は求人・求職相談担当職員、福祉人材確保相談担当職員を専任・兼任別に再分類したもの

都道府県名	事業所向けアドバイザー保有資格					来所者数 (平成24年4～12月平均)	
	公認会計士	社会保険労務士	中小企業診断士	弁護士	税理士	来所者数	(うち学生)
01.北海道						222.0	8.6
02.青森県	1	1		1		88.8	12.1
03.岩手県		4				148.8	10.3
04.宮城県						92.1	7.7
05.秋田県						48.7	4.0
06.山形県						91.2	5.8
07.福島県						61.4	4.9
08.茨城県		1				55.4	4.9
09.栃木県						206.7	6.1
10.群馬県						353.2	9.3
11.埼玉県						222.1	未集計
12.千葉県						352.1	39.5
13.東京都						358.7	未集計
14.神奈川県						311.2	2.0
15.新潟県						130.1	4.7
16.富山県						70.0	3.2
17.石川県						119.1	未集計
18.福井県						92.1	5.1
19.山梨県						101.4	10.9
20.長野県						441.3	16.4
21.岐阜県	1	1			1	218.6	1.2
22.静岡県	1	3				653.3	15.2
23.愛知県						129.0	3.1
24.三重県						41.0	3.3
25.滋賀県						57.3	未集計
26.京都府						131.2	7.8
27.大阪府						373.7	未集計
28.兵庫県						74.0	5.4
29.奈良県						247.3	3.0
30.和歌山県	1	1	1	1		109.0	7.0
31.鳥取県						29.0	未集計
32.島根県						93.9	7.1
33.岡山県		2				161.7	2.9
34.広島県						87.8	5.4
35.山口県		4				9.7	1.3
36.徳島県						46.7	2.7
37.香川県						57.3	20.3
38.愛媛県		1			1	40.3	未集計
39.高知県						128.6	3.5
40.福岡県						141.7	2.0
41.佐賀県						30.4	未集計
42.長崎県						103.4	8.3
43.熊本県	3	3	3	3		63.9	1.4
44.大分県		1				334.2	9.1
45.宮崎県						114.4	0.4
46.鹿児島県	1	2				181.9	7.8
47.沖縄県						99.9	3.2
計	8	24	4	5	2	7,325.6	276.9
センター数	6	12	2	3	2		

◆福祉・介護人材マッチング支援事業実績(23・24年度ともに数値は4～12月(9ヶ月間)の実績)

【キャリア支援専門員等の出張相談の状況】

都道府県名	ハローワーク							市町村社協							養成校、大学、高校等						
	23年度			24年度				23年度			24年度				23年度			24年度			
	箇所数	回数	相談数	箇所数	回数	相談数	求職登録数※	箇所数	回数	相談数	箇所数	回数	相談数	求職登録数	箇所数	回数	相談数	箇所数	回数	相談数	求職登録数
01.北海道	18	170	367	18	149	313	50								14	16	193	7	7	57	44
02.青森県	6	12	40	8	15	69	35														
03.岩手県	2	34	85	1	16	48	未集計				2	16	35	12				8	19	6	未集計
04.宮城県	9	34	105	9	63	207															
05.秋田県	4	46	166																		
06.山形県	7	111	609	7	63	286	79								1	1	7				
07.福島県	6	90	187	8	86	300	113														
08.茨城県	13	42	84	3	54	64	10	18	22	22	7	32	79	38	41	83	172	9	16	210	182
09.栃木県	11	170	441	11	98	539		8	8	29											
10.群馬県				7	48	63	8								2	2	44	2	2	16	
11.埼玉県	12	91	374	13	44	157		2	2	83					4	7	14	1	1	4	1
12.千葉県	4	27	67	12	79	285									1	6	23	1	8	29	
13.東京都	17	349	1,099	14	357	877	173	2	26	69	2	23	30								
14.神奈川県	12	411	1,296	11	289	862					2	2	16					2	2	6	
15.新潟県	7	93	385	8	101	430												5	6	119	73
16.富山県	6	15	140	6	81	138	未集計														
17.石川県	10	130	211	9	49	114	20														
18.福井県	4	129	178												11	11	438	8	8	121	121
19.山梨県	1	16	19	7	58	未集計	未集計								20	20		11	11		
20.長野県				12	108	1,018	611											64	64	未集計	97
21.岐阜県	10	210	545	8	190	584	40														
22.静岡県	6	63	293	9	67	288	46								1	1	14	1	1	6	
23.愛知県	13	115	320	10	99	273		8	70	74	2	18	22								
24.三重県	9	57	275	9	58	267	107								3	5	80				
25.滋賀県	1	8	33	1	7	24	10								5	6	33	3	4	40	33
26.京都府				5	31	76		7	45	109								1	1	6	
27.大阪府	7	8	53	7	9	33					2	2			19	81	1,296	46	86	73	932
28.兵庫県	19	22	58	12	13	33	未集計								1	1	14	1	1	7	未集計
29.奈良県	3	59	246	3	77	280	41								10	27	156	8	21	129	
30.和歌山県				1	14	28		17	43	89	6	16	46	18							
31.鳥取県	3	3	6												1	1	15				
32.島根県	5	41	79	1	10	41	未集計	2	19	39	2	15	30	未集計	14	16	69	2	2	14	未集計
33.岡山県	3	60	92	3	21	44	17	2	30	37	2	15	38	23				33	41	41	
34.広島県	9	43	192																		
35.山口県	9	159	392	9	111	490		8	16	16					15	47	47				
36.徳島県	4	36	118	8	69	159	未集計	1	1	12					1	1	5	1	1	13	未集計
37.香川県	3	44	127	2	36	26	16								4	5	169				
38.愛媛県	7	257	559	7	248	421															
39.高知県	6	50	101	5	45	68	11				7	13	23	8				1	1	3	
40.福岡県	12	134	271	12	133	276															
41.佐賀県	5	45	195	60	60	222	8											3	3	34	33
42.長崎県	5	61	179	5	62	182	77								2	2	162				
43.熊本県	8	72	154	9	148	274	52				1	7	1		5	5	153				
44.大分県	6	260	206	6	230	290	73				2	16	7	4	1	1	13	2	2	56	
45.宮崎県	6	11	24																		
46.鹿児島県	12	288	603	12	301	804	235	62	249	274	24	42	93	37	32	67	67	20	64	612	306
47.沖縄県															2	2	34				
計	320	4,076	10,974	368	3,797	10,953	1,832	137	531	853	61	217	420	140	210	414	3,218	240	372	1,602	1,822
センター数	42			41				12			13				23			24			

※ハローワークへの出張相談における求職登録数は、後日福祉人材センターに来所する等して登録にいたった数

都道府県名	就職説明会、合同面接会等(他所主催)※1							その他※2							施設・事業所				
	23年度			24年度				23年度			24年度				23年度		24年度		
	箇所数	回数	相談数	箇所数	回数	相談数	求職登録数	箇所数	回数	相談数	箇所数	回数	相談数	求職登録数	箇所数	回数	箇所数	回数	開拓求人数
01.北海道	12	12	88	12	13	115	47	2	2	14	1	1	10	5	147	148	207	207	140
02.青森県															43	43	53	53	31
03.岩手県	17	17	207	13	13	40	未集計	9	83	161	9	81	114		201		472	472	255
04.宮城県	5	7	35	3	3	18	3				1	1	8		68	82	305	308	44
05.秋田県															4	4			
06.山形県	4	4	17	8	8	46									45	45	80	80	147
07.福島県	9	9	65	11	11	76	29								28	28	25	25	
08.茨城県	13	13	87	6	6	23	2	21	43	58	1	8	41	13		742	43	49	8
09.栃木県	12	12	32	6	6	16	未集計				3	3	5	未集計	49	49	35	35	
10.群馬県								2	35	17	7	8	49		65	67	152	160	43
11.埼玉県	9	9	134	1	1	4	1	2	4	42	2	2		3	355	420	250	280	未集計
12.千葉県	3	3	57	10	11	217	31								32	32	16	18	10
13.東京都				1	1	35	未集計	1	3	10	1	2	1	未集計	20	20	64	64	14
14.神奈川県	20	20	216	10	11	42									19	29	29	32	29
15.新潟県	4	5	40	7	9	58	12												
16.富山県	3	3	5	3	3	10									12	12	13	13	1
17.石川県	17	18	132	9	20	88	未集計								90	92	13	14	
18.福井県	8	8	53	5	5	136	93	3	3	29	3	3	51	21	226	226	118	118	118
19.山梨県				7	9	77	20								17	17	55	108	未集計
20.長野県	2	2	17	5	5	48	22	12	108	973					2,196	1,190	1,190		
21.岐阜県								1	101	48					132	154	305	363	34
22.静岡県	5	15	47	11	12	68	15				4	5	10	6	68	68	49	49	3
23.愛知県				12	12	112	5				1	18	39		27	11	4	4	
24.三重県	17	17	102	6	6	32	11				11	18	162	114	95	95	76	76	7
25.滋賀県	10	13	101	6	6	56	3	2	22	52	3	32	51	39	70	80	68	71	30
26.京都府	21	21	257	23	27	586	288	2	222	1,101					529	529			
27.大阪府	17	26	509	22	34	229	186	9	18	115					109	109	506	506	636
28.兵庫県	5	5	47	5	5	74	未集計	1	9	44	1	9	27	未集計	48	48	8	8	3
29.奈良県	2	2	35	1	1	4		5	5	24	5	13	70	2	155	173	117	128	未集計
30.和歌山県	2	2	12	6	6	30	19	5	5	24	17	23	312	69	125	125	94	124	
31.鳥取県	6	9	35												119	121			
32.島根県	23	23	132	9	9	32	未集計	14	28	135	1	6	29	未集計	158	176	82	125	69
33.岡山県	4	4	43	3	3	81	35										52	52	
34.広島県	9	15	75												61	87			
35.山口県	11	14	27	10	10	21					13	20	37		602	1,029	323	490	
36.徳島県				2	2	9	未集計				1	1	4	未集計			34	34	未集計
37.香川県	3	3	14	6	6	22	4	7	27	129	4	25	80	50	55	56	15	15	104
38.愛媛県				2	2	4													
39.高知県	1	1	2	4	6	235	22				2	2	5		148	268	79	184	3
40.福岡県	1	1	2	1	1	1		2	18	7	2	18	5				2	1	3
41.佐賀県				5	6	399	97	3	3	36	2	2	359	3	12	4	28	28	13
42.長崎県	11	11	28	7	12	49	4	1	1	2					372	402	238	391	281
43.熊本県	3	3	22												24	10	58	62	2
44.大分県	4	4	66	2	3	22	6	2	2	7	2	2	30	30	320	388	220	340	319
45.宮崎県	12	17	71												245	245			
46.鹿児島県	11	11	43	18	18	231	95								1,948	2,374	911	1,876	936
47.沖縄県	1	1	10					2	2	16					57	148			
計	317	360	2,865	278	322	3,346	1,050	108	744	3,044	97	303	1,499	355	6,900	10,952	6,389	8,153	3,283
センター数	37			38				22			24				40		39		

※1「就職説明会、合同面接会等」は他所(HW、他県人材センター、行政等)が主催したもの

※2「その他」は県の就職支援機関(女性・若年層・中高年者等に特化したキャリアセンター、就職活動支援センター等)を含む

【キャリア支援専門員等のセミナー・講演会への派遣状況】

都道府県名	ハローワーク							市町村社協							養成校、大学、高校等						
	23年度			24年度				23年度			24年度				23年度			24年度			
	箇所数	回数	参加数	箇所数	回数	参加数	求職登録数※	箇所数	回数	参加数	箇所数	回数	参加数	求職登録数	箇所数	回数	参加数	箇所数	回数	参加数	求職登録数
01.北海道	5	11	62	7	33	226	不明								12	18	342	13	18	520	72
02.青森県	2	9	22	5	13	246	7														
03.岩手県																					
04.宮城県	1	1	9	1	1	26		1	1	25					1	1	15	2	2	47	
05.秋田県	1	1	10																		
06.山形県																					
07.福島県	7	55	598	9	104	721	274											17	21	1,213	155
08.茨城県															6	6	60	3	3	203	
09.栃木県				1	2	24												1	2	34	
10.群馬県																					
11.埼玉県				10	13	82									7	10	369	6	8	287	148
12.千葉県															5	8	76	9	11	756	290
13.東京都	3	5		1	1	未集計	未集計								10	10		12	13	未集計	未集計
14.神奈川県											2	2	16					2	2	17	
15.新潟県	1	1	40																		
16.富山県															1	1	40	3	3	111	81
17.石川県	1	2	70												9	19	608	20	29	422	未集計
18.福井県															11	16	416	8	8	121	121
19.山梨県	1	10	96	1	8	125	未集計											2	14	238	34
20.長野県				12	108	1,018															
21.岐阜県																					
22.静岡県											1	1	17	5	13	13	472	4	5	312	57
23.愛知県				1	1	25									1	1	68				
24.三重県															4	6	120	5	10	177	175
25.滋賀県															5	5	184	3	4	40	33
26.京都府															8	9	301	15	15	523	
27.大阪府	3	3	76	2	2	47									27	90	2,269	45	85	2,259	932
28.兵庫県	4	4		3	3	89	未集計								6	6	未記入	2	2	67	未集計
29.奈良県															10	27	466	8	21	356	211
30.和歌山県											2	5	81					7	10	260	8
31.鳥取県															2	6	130				
32.島根県				2	3	35	未集計								33	46	645	27	48	881	未集計
33.岡山県																					
34.広島県															2	3	240				
35.山口県																					
36.徳島県	1	4	16	8	70	106	未集計														
37.香川県				1	9	106	5											4	4	98	105
38.愛媛県																					
39.高知県	6	54	512	5	45	547	1				2	2	31		4	4	89	9	17	214	
40.福岡県	2	18	213	1	9	105															
41.佐賀県	5	5	90	4	4	119	1								9	9	180	4	5	108	80
42.長崎県															7	9	175	6	11	432	102
43.熊本県																		1	1	84	
44.大分県																					
45.宮崎県																					
46.鹿児島県															14	17	368	14	21	344	293
47.沖縄県															12	21	639				
計	43	183	1,814	74	429	3,647	288	1	1	25	7	10	145	5	219	361	8,272	252	393	10,124	2,897
センター数	13			18				1			4				23			28			

※ハローワークへの出張相談における求職登録数は、後日福祉人材センターに来所する等して登録にいたった数

都道府県名	就職相談会、合同面接会等(他所主催)※1							その他※2						
	23年度			24年度				23年度			24年度			
	箇所数	回数	参加数	箇所数	回数	参加数	求職登録数	箇所数	回数	参加数	箇所数	回数	参加数	求職登録数
01.北海道														
02.青森県														
03.岩手県														
04.宮城県														
05.秋田県														
06.山形県	4	4	297								1	2	40	
07.福島県	5	5	174	2	2	23								
08.茨城県								2	2	39	1	1	103	
09.栃木県														
10.群馬県														
11.埼玉県				1	1	5		2	7	171				
12.千葉県				2	3	49					1	1	143	
13.東京都								2	2		2	2	未集計	未集計
14.神奈川県	2	2	61											
15.新潟県														
16.富山県														
17.石川県														
18.福井県	1	1	15	3	3	93	93							
19.山梨県				7	8									
20.長野県								1	2	42				
21.岐阜県														
22.静岡県	14	15	492					6	9	167	4	8	127	83
23.愛知県	6	6	42								1	1	14	
24.三重県														
25.滋賀県														
26.京都府														
27.大阪府	1	1	8	2	2	35		1	1	12				
28.兵庫県								1	1		3	3	55	未集計
29.奈良県														
30.和歌山県								8	8	27	3	3	126	
31.鳥取県														
32.島根県														
33.岡山県	1	1	150											
34.広島県	1	1	1					7	13	314				
35.山口県				3	6	52	3							
36.徳島県				2	2	267		3	15	220				
37.香川県								5	9	91				
38.愛媛県														
39.高知県	2	2	23	1	1	23					2	3	42	
40.福岡県														
41.佐賀県	2	2	694	1	1	17								
42.長崎県				1	1									
43.熊本県	1	1	40											
44.大分県											2	2	45	
45.宮崎県	1	6	77											
46.鹿児島県											1	2	85	23
47.沖縄県	1	1	437											
計	42	48	2,511	25	30	564	96	38	69	1,083	21	28	780	106
センター数	14			11				9			11			

※1「就職相談会、合同面接会等」は他所(HW、他県人材センター、行政等)が主催したもの

※2「その他」は県の就職支援機関(女性・若年層・中高年者等に特化したキャリアセンター、就

【事業所向けアドバイザー派遣】

都道府県名	経営計画策定				採用計画策定				人事制度構築				職員研修				各種規程類作成			
	23年度		24年度		23年度		24年度		23年度		24年度		23年度		24年度		23年度		24年度	
	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数
01.北海道	5	5							9	9										
02.青森県																				
03.岩手県			1	1			1	1			1	1					13	13	1	1
04.宮城県	3	3	1	1							5	8					2	2		
05.秋田県	1	2															5	6		
06.山形県																				
07.福島県	10	30																		
08.茨城県									2	2							2	2		
09.栃木県	5	5	1						2	2			2	2			18	18	9	
10.群馬県																				
11.埼玉県	3	2	2	4	2	2			2	2	3	6	1	3				1		
12.千葉県																				
13.東京都																				
14.神奈川県																				
15.新潟県					1	1									1	2			1	1
16.富山県																				
17.石川県																				
18.福井県																	2	2		
19.山梨県															33	47				
20.長野県	1	1	8	9													3	3	2	2
21.岐阜県	8	8	1	1					8	8	1	1	1	1	1	1	6	6	2	2
22.静岡県	15	15																		
23.愛知県	3	3							3	3			33				6	6		
24.三重県	6	7							7	11							1	1		
25.滋賀県																				
26.京都府																				
27.大阪府	36	36	41	41																
28.兵庫県																				
29.奈良県																				
30.和歌山県																				
31.鳥取県																				
32.島根県																				
33.岡山県															28	28				
34.広島県	1	40							2	2			25	79						
35.山口県																	9	48		
36.徳島県	1	2	1	1					9	18									13	13
37.香川県	1	1	1	1					1	1	1	1					1	1		
38.愛媛県	7	20									8	11					10	41	14	33
39.高知県																				
40.福岡県																				
41.佐賀県	14	14	41	41	4	4			2	2			20	20			37	37		
42.長崎県													2	2			1	1		
43.熊本県	7	7	3	11					55	58	11	21	2	2	12	34			2	2
44.大分県									5	12					1	1	4	10	3	7
45.宮崎県																				
46.鹿児島県	13	17	4	4	3	3	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1		
47.沖縄県													96	96						
計	140	218	105	115	10	10	3	3	109	132	31	51	184	207	77	114	121	199	47	61
センター数	19		11		4		2		14		8		9		7		18		8	

都道府県名	その他				合計			
	23年度		24年度		23年度		24年度	
	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数	箇所数	回数
01.北海道					14	14		
02.青森県								
03.岩手県			1	1	13	13	5	5
04.宮城県	7	7			12	12	6	9
05.秋田県					6	8		
06.山形県								
07.福島県	36	36	19	39	46	66	19	39
08.茨城県					4	4		
09.栃木県	3	3	2		30	30	12	
10.群馬県								
11.埼玉県			1	2	8	10	6	12
12.千葉県			10	30			10	30
13.東京都								
14.神奈川県								
15.新潟県	4	4	7	8	5	5	9	11
16.富山県								
17.石川県								
18.福井県	1	1			3	3		
19.山梨県							33	47
20.長野県			9	9	4	4	19	20
21.岐阜県	1	1	3	3	24	24	8	8
22.静岡県					15	15		
23.愛知県					45			
24.三重県	2	3			10	16		
25.滋賀県								
26.京都府								
27.大阪府					36	36	41	41
28.兵庫県	48	48			48	48		
29.奈良県								
30.和歌山県			14	17	14	14	14	17
31.鳥取県								
32.島根県								
33.岡山県							28	28
34.広島県	1	112			29	233		
35.山口県			10	49	9	48	10	49
36.徳島県	5	10	3	7	15	30	17	21
37.香川県	7	14			10	17	2	2
38.愛媛県	1	1	4	4	18	62	26	48
39.高知県								
40.福岡県								
41.佐賀県	104	104	136	136	181	181	177	177
42.長崎県	1	1			4	4		
43.熊本県	7	5	1	1	72	72	29	69
44.大分県	2	3	1	2	11	25	5	10
45.宮崎県	10	16			10	16		
46.鹿児島県			7	9	21	25	15	18
47.沖縄県					96	96		
計	240	369	228	317	813	1,131	491	661
センター数	17		15		29		20	

※「その他」には複数の分野にわたる相談の件数を含む

就職説明会・合同面接会の開催(主催)							
23年度				24年度			
箇所数	回数	参加者数		箇所数	回数	参加者数	求職登録数
2	2	476		1	1	345	35
				7	7	192	22
4	5	209		6	7	486	81
				1	1	330	3
3	3	163		4	4	287	62
8	9	571		5	5	298	72
8	8	241		10	10	87	未集計
				3	4	513	83
2	2	109		2	2	283	11
				2	3	240	
				4	4	84	49
8	8	333		18	18	1,418	272
				2	2	128	
7	7	269		1	1	331	22
1	2	154		1	2	242	58
1	2	722					
6	8	1,832					
10	34	1,716		7	26	1,028	198
4	4	1,301		4	4	1,028	92
2	2	186					
8	8	101		2	3	245	53
3	3	171		3	9	541	未集計
4	4	745		3	3	468	95
2	2	118					
				4	4	121	36
				2	2	313	未集計
				2	2	104	34
2	2	13		2	2	35	10
				2	2	348	11
3	3	101		1	1		13
3	3	137		7	7	35	11
6	6	450		5	5	381	60
4	4	99					
101	131	10,217		111	141	9,911	1,383
23				28			

※マッチング支援強化事業にて実施したものに限り

都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

平成24年4～12月

県名	新規求 人数(a)	新規求 人件数	有効求 人数(b)	有効求 人件数	新規求 職者数 (c)	有効求 職者数 (d)	内学生		紹介・応募人数		
									内紹介人数	内応募人数	
01.北海道	4,573	2,594	1,367	768	2,149	720	156	(21.7%)	1,302	458	844
02.青森県	972	521	262	141	1,086	398	99	(24.9%)	334	172	162
03.岩手県	3,230	1,753	932	504	977	360	145	(40.3%)	844	293	551
04.宮城県	2,864	1,286	853	383	829	299	97	(32.5%)	929	183	746
05.秋田県	2,167	1,196	646	354	540	178	53	(29.8%)	347	109	238
06.山形県	1,427	806	409	229	485	163	49	(30.0%)	316	121	195
07.福島県	2,786	1,220	763	335	962	449	15	(3.3%)	406	38	368
08.茨城県	3,946	1,714	1,243	530	1,118	413	114	(27.6%)	604	195	409
09.栃木県	3,011	1,292	958	406	522	185	46	(24.8%)	880	130	750
10.群馬県	6,103	3,012	1,873	916	2,890	1,097	311	(28.4%)	1,664	589	1,075
11.埼玉県	8,565	3,745	2,734	1,157	2,430	944	189	(20.0%)	3,271	551	2,720
12.千葉県	9,330	3,033	2,966	943	1,159	583	70	(12.0%)	2,085	169	1,916
13.東京都	15,535	7,126	4,700	2,129	3,458	1,212	315	(26.0%)	15,537	2,831	12,706
14.神奈川県	6,001	2,796	1,862	856	986	329	42	(12.8%)	3,018	269	2,749
15.新潟県	1,529	704	465	207	400	128	13	(10.1%)	212	38	174
16.富山県	3,311	1,648	1,020	506	946	411	167	(40.6%)	491	242	249
17.石川県	2,562	1,421	812	443	1,567	610	128	(21.0%)	635	294	341
18.福井県	2,400	1,356	755	423	1,146	435	164	(37.7%)	520	282	238
19.山梨県	1,897	927	628	287	478	180	37	(20.6%)	596	97	499
20.長野県	4,149	1,936	1,313	608	1,857	662	173	(26.1%)	592	161	431
21.岐阜県	1,879	758	594	235	699	294	52	(17.7%)	296	105	191
22.静岡県	7,659	4,251	2,313	1,230	2,826	1,038	682	(65.7%)	1,613	1,007	606
23.愛知県	4,956	2,357	1,539	724	954	445	65	(14.6%)	1,539	193	1,346
24.三重県	2,334	1,062	742	337	1,070	387	52	(13.4%)	404	145	259
25.滋賀県	2,642	1,230	845	371	937	432	61	(14.1%)	603	164	439
26.京都府	5,214	2,151	1,518	622	1,724	710	166	(23.4%)	1,179	462	717
27.大阪府	7,375	3,680	2,275	1,112	3,229	1,144	170	(14.9%)	5,256	1,279	3,977
28.兵庫県	2,676	1,395	845	424	579	266	30	(11.3%)	1,189	107	1,082
29.奈良県	2,548	1,342	769	388	1,085	359	211	(58.7%)	1,168	408	760
30.和歌山県	2,149	1,053	622	302	1,019	388	127	(32.7%)	536	262	274
31.鳥取県	883	341	274	99	372	153	14	(9.2%)	165	29	136
32.島根県	2,776	1,524	813	434	1,699	711	209	(29.4%)	536	274	262
33.岡山県	4,393	1,911	1,431	606	1,112	397	53	(13.3%)	678	142	536
34.広島県	3,276	1,343	1,130	450	802	326	13	(4.0%)	503	44	459
35.山口県	1,111	441	352	137	930	354	23	(6.5%)	262	77	185
36.徳島県	992	581	293	170	1,802	602	46	(7.6%)	220	105	115
37.香川県	2,058	931	652	298	656	278	36	(13.0%)	298	71	227
38.愛媛県	1,349	600	457	192	358	131	32	(24.4%)	190	22	168
39.高知県	1,108	736	333	220	1,772	596	77	(12.9%)	287	157	130
40.福岡県	4,063	1,961	1,179	559	1,290	542	65	(12.0%)	1,071	171	900
41.佐賀県	624	365	190	108	1,836	611	11	(1.8%)	120	45	75
42.長崎県	4,328	2,213	1,348	676	2,359	786	147	(18.7%)	1,047	703	344
43.熊本県	988	558	299	162	717	209	64	(30.6%)	453	223	230
44.大分県	2,263	1,235	678	371	1,615	605	254	(42.0%)	804	415	389
45.宮崎県	1,128	629	376	207	461	182	25	(13.8%)	671	44	627
46.鹿児島県	1,691	791	472	221	956	320	25	(7.8%)	229	41	188
47.沖縄県	2,504	1,124	755	328	1,292	490	32	(6.5%)	582	85	497
合計	161,325	76,649	49,655	23,105	60,136	22,512	5,125	(22.8%)	56,482	14,002	42,480
全国平均値	3,432	1,631	1,056	492	1,279	479	109	(22.8%)	1,202	298	904

注) 表の合計について、四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

*有効求人数・有効求人件数・有効求職者数は、平成23年4～12月の平均。

*新規求人数・新規求人件数・新規求職者数・紹介人数・応募人数・採用人数は累計。

*紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

*応募人数は、福祉人材情報システムが発行した応募用紙の件数(求職者が自ら申し込んだ件数)。

*採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募用紙を利用して、採用が決まった人数。

紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

平成24年4～12月

採用人数(e)	紹介による採用人数	有効求人倍率(b/d)	充足率(e/a)	就職率(e/c)
166	156	1.90	3.6%	7.7%
115	99	0.66	11.8%	10.6%
156	145	2.59	4.8%	16.0%
155	97	2.86	5.4%	18.7%
109	53	3.63	5.0%	20.2%
52	49	2.50	3.6%	10.7%
174	15	1.70	6.2%	18.1%
114	114	3.01	2.9%	10.2%
167	46	5.17	5.5%	32.0%
359	311	1.71	5.9%	12.4%
362	189	2.90	4.2%	14.9%
113	70	5.09	1.2%	9.7%
744	315	3.88	4.8%	21.5%
135	42	5.66	2.2%	13.7%
14	13	3.63	0.9%	3.5%
167	167	2.48	5.0%	17.7%
130	128	1.33	5.1%	8.3%
165	164	1.74	6.9%	14.4%
48	37	3.49	2.5%	10.0%
195	173	1.98	4.7%	10.5%
109	52	2.02	5.8%	15.6%
689	682	2.23	9.0%	24.4%
136	65	3.46	2.7%	14.3%
75	52	1.92	3.2%	7.0%
198	61	1.96	7.5%	21.1%
181	166	2.14	3.5%	10.5%
371	170	1.99	5.0%	11.5%
48	30	3.17	1.8%	8.3%
222	211	2.14	8.7%	20.5%
128	127	1.60	6.0%	12.6%
28	14	1.79	3.2%	7.5%
251	209	1.14	9.0%	14.8%
103	53	3.60	2.3%	9.3%
81	13	3.46	2.5%	10.1%
30	23	1.00	2.7%	3.2%
48	46	0.49	4.8%	2.7%
60	36	2.35	2.9%	9.1%
32	32	3.48	2.4%	8.9%
77	77	0.56	6.9%	4.3%
96	65	2.18	2.4%	7.4%
11	11	0.31	1.8%	0.6%
165	147	1.71	3.8%	7.0%
69	64	1.43	7.0%	9.6%
288	254	1.12	12.7%	17.8%
95	25	2.07	8.4%	20.6%
63	25	1.48	3.7%	6.6%
73	32	1.54	2.9%	5.7%
7,367	5,125	2.21	4.6%	12.3%
157	109			

参考) 平成23年度比
(平成24年4～12月の累計/平成23年4～12月の累計)

新規求人数(a)	新規求人件数	新規求職者数(c)	採用人数(e)
127.1%	140.0%	113.2%	116.9%
194.8%	195.9%	120.8%	250.0%
125.0%	147.7%	101.0%	133.3%
141.9%	161.6%	126.8%	168.5%
109.2%	117.0%	84.1%	95.6%
99.2%	108.6%	98.6%	50.0%
151.2%	165.5%	152.2%	328.3%
204.2%	204.5%	157.5%	144.3%
112.2%	117.1%	106.7%	120.1%
120.4%	125.2%	137.3%	93.5%
140.3%	138.1%	88.0%	157.4%
108.8%	120.5%	113.1%	176.6%
119.0%	125.8%	96.4%	81.7%
139.6%	139.2%	87.8%	117.4%
157.5%	155.8%	163.9%	140.0%
131.4%	121.8%	106.1%	90.3%
108.0%	104.4%	131.0%	70.7%
120.5%	127.0%	149.6%	131.0%
102.2%	100.3%	97.8%	154.8%
94.1%	109.4%	226.7%	91.1%
114.9%	119.6%	134.2%	83.2%
128.5%	139.1%	114.5%	109.0%
147.9%	152.7%	137.3%	209.2%
87.8%	86.8%	136.5%	111.9%
106.6%	106.9%	137.2%	133.8%
143.0%	144.4%	141.5%	149.6%
107.1%	114.0%	129.3%	114.5%
106.3%	129.0%	51.4%	65.8%
106.5%	118.6%	92.9%	111.6%
105.9%	118.2%	135.7%	107.6%
144.3%	157.1%	97.1%	68.3%
83.4%	96.3%	81.1%	85.4%
109.7%	122.7%	208.2%	183.9%
102.4%	108.3%	209.4%	289.3%
153.0%	147.5%	129.3%	24.8%
132.8%	121.5%	690.4%	171.4%
227.4%	196.0%	146.1%	300.0%
127.5%	135.7%	147.3%	145.5%
100.4%	107.4%	273.5%	87.5%
136.7%	135.7%	101.2%	92.3%
(24年度よりシステム加入のため未集計)			
115.1%	119.9%	165.9%	89.2%
111.8%	117.2%	139.2%	156.8%
100.8%	104.0%	145.2%	130.3%
70.2%	70.0%	82.8%	88.0%
375.8%	311.4%	112.3%	196.9%
117.3%	121.9%	171.8%	152.1%
120.7%	126.6%	128.6%	109.5%

○都道府県福祉人材センター・パンクー覧

都道府県福祉人材センター一覧(平成25年2月現在)

北海道	北海道福祉人材センター	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2・7内	011-272-6662
青森	青森県福祉人材センター	〒030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-777-0012
岩手	岩手県福祉人材センター	〒020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城	宮城県福祉人材センター	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	022-262-9777
秋田	秋田県福祉保健人材・研修センター	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形	山形県福祉人材センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島	福島県福祉人材センター	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城	茨城県福祉人材センター	〒310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-4544
栃木	栃木県福祉人材・研修センター	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬	群馬県福祉マンパワーセンター	〒371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6600
埼玉	埼玉県福祉人材センター	〒330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-833-8033
千葉	千葉県福祉人材センター	〒260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル内	043-222-1294
東京	東京都福祉人材センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター内	03-5211-2860
神奈川	かながわ福祉人材センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-4816
新潟	新潟県福祉人材センター	〒950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ内	025-281-5523
富山	富山県健康・福祉人材センター	〒930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)内	076-432-6156
石川	石川県福祉人材センター	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-234-1151
福井	福井県福祉人材センター	〒910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨	山梨県福祉人材センター	〒400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ内	055-254-8654
長野	長野県福祉人材研修センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内	026-226-7330
岐阜	岐阜県福祉人材総合対策センター	〒500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	058-276-2510
静岡	静岡県社会福祉人材センター	〒420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館シズウェル内	054-271-2110
愛知	愛知県福祉人材センター	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-231-3224
三重	三重県福祉人材センター	〒514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-224-1082
滋賀	滋賀県福祉人材・研修センター	〒525-0072	草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都	京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都内	075-252-6297
大阪	大阪府福祉人材センター	〒542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫	兵庫県福祉人材センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-271-3881
奈良	奈良県福祉人材センター	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山	和歌山県福祉保健研修人材センター	〒640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内	073-435-5211
鳥取	鳥取県福祉人材センター	〒689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6336
島根	島根県福祉人材センター	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5957
岡山	岡山県福祉人材センター	〒700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内	086-226-3507
広島	広島県社会福祉人材育成センター	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-254-3415
山口	山口県福祉人材センター	〒753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島	徳島県福祉人材センター	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター内	088-625-2040
香川	香川県福祉人材センター	〒760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-833-0250
愛媛	愛媛県福祉人材センター	〒790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知	高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-3511
福岡	福岡県福祉人材センター	〒816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ内	092-584-3310
佐賀	佐賀県福祉人材・研修センター	〒840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎	長崎県福祉人材研修センター	〒852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本	熊本県福祉人材・研修センター	〒860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分	大分県福祉人材センター	〒870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎	宮崎県福祉人材センター	〒880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-32-9740
鹿児島	鹿児島県福祉人材・研修センター	〒890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄	沖縄県福祉人材研修センター	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

福祉人材バンク一覧(平成25年2月現在)

北海道	函館市福祉人材バンク	〒040-0063	函館市若松町33-6	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	〒070-0035	旭川市5条通4丁目893-1 旭川市ときわ市民ホール内	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	〒085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター内	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	〒080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	〒090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館内	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	〒053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市市民活動センター内	0144-32-7111
青森	弘前福祉人材バンク	〒036-8063	弘前市宮園2-8-1 弘前市社会福祉センター内	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	〒039-1166	八戸市根城8-8-155 八戸市総合福祉会館内	0178-47-2940
群馬	高崎市福祉人材バンク	〒370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館内	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	〒373-0853	太田市浜町2-7 太田市福祉会館内	0276-48-9599
神奈川	川崎市福祉人材バンク	〒211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5川崎市総合福祉センター(エポックなか)	044-739-8726
福井	嶺南福祉人材バンク	〒914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
静岡	浜松市福祉人材バンク	〒432-8035	浜松市中区成子町140-8 浜松市福祉交流センター内	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	〒410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル内	055-952-2942
愛知	豊橋市福祉人材バンク	〒440-0055	豊橋市前畑町115 豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111
	小牧市福祉人材バンク	〒485-0041	小牧市小牧5-407 小牧市社会福祉協議会内	0568-77-0123
兵庫	姫路市福祉人材バンク	〒670-0955	姫路市安田3-1 姫路市自治福祉会館内	079-284-9988
和歌山	紀南福祉人材バンク	〒646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号	0739-26-4918
島根	島根県福祉人材センター石見分室	〒697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる内	0855-24-9340
高知	安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8 総合社会福祉センター内	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880-35-5514
福岡	北九州市福祉人材バンク	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた内	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	〒830-0027	久留米市長門石町1-1-34 久留米市総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	〒820-0011	飯塚市大字柏の森956-4 飯塚市社会福祉協議会内	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	〒824-0063	行橋市大字中津熊501 総合福祉センターウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎	佐世保福祉人材バンク	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分	日田市福祉人材バンク	〒887-0003	日田市上城内町1番8号 日田市総合保健福祉センター内	0973-24-7590
沖縄	名護市福祉人材バンク	〒905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター内	0980-53-4142

都道府県福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況

参考資料 12

	一般のハローワークとの連携				福祉人材コーナーを設置しているハローワークとの連携			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)
(1) ハローワークとの連携による共催事業の実施	31	66.0%	37	78.7%	37	78.7%	43	91.5%
(2) 福祉人材センター運営委員会へのハローワーク担当者の出席	7	14.9%	14	29.8%	33	70.2%	32	68.1%
(3) ハローワーク主催の福祉人材確保対策担当者連絡会議への出席	3	6.4%	11	23.4%	27	57.4%	31	66.0%
(4) 福祉人材センター等各種施策の周知・広報の依頼	45	95.7%	46	97.9%	47	100.0%	46	98%
(5) ハローワークの各種施策の周知・広報に対する協力	34	72.3%	38	80.9%	44	93.6%	40	85.1%
(6) ハローワークへの労働市場情報の提供	11	23.4%	12	25.5%	16	34.0%	19	40.4%
(7) ハローワークへの求職者情報の提供	4	8.5%	5	10.6%	9	19.1%	9	19.1%
(8) ハローワークへの求人情報の提供	26	55.3%	24	51.1%	35	74.5%	37	78.7%
(9) ハローワークからの労働市場情報の提供	11	23.4%	18	38.3%	19	40.4%	28	59.6%
(10) ハローワークからの求職者情報の提供	2	4.3%	5	10.6%	5	10.6%	5	10.6%
(11) ハローワークからの求人情報の提供	14	29.8%	23	48.9%	34	72.3%	37	78.7%
(12) ハローワーク主催「介護就職デイ」への参加、協力	37	78.7%	41	87.2%	41	87.2%	41	87.2%

	平成24年度					
	センター数	割合(%)	出張箇所数	参考) ハローワーク数	出張先割合(%)	
(13) ハローワークへの出張相談	44	93.6%	382	福祉人材コーナー設置所を除く	488	78.3%
				総計	545	70.1%

※ハローワークにおける出張相談は、原則福祉人材コーナーを設置していないハローワークにて実施

○福利厚生センター関係資料

都道府県地方事務局(業務受託団体)一覧

(平成25年2月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2階	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YMCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2959
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0923	長野市大字若里7-1-7	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359
三重県社会福祉事業職員共済会	514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2F	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る375 ハートピア京都内	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	680-0846	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内	086-226-2827
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ1F	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

福利厚生センターサービスメニュー一覧(平成25年2月現在)

健康管理

- 健康生活用品給付
- こころとからだの電話健康相談
- 生活習慣病予防健診費用助成
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

万が一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修

余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外旅行
- テーマパーク、提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール

情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウエルクラブFAXニュース

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウエル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住まいのサービス
- ショッピング
- カーライフ

ソウエルクラブ “クラブオブ” 《2012年10月スタート》

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング等、75,000か所以上の施設が優待利用



ソウェルクラブサービスメニュー一覧

(平成25年2月現在)

区分	サービスメニュー	サービス内容
健康支援事業	生活習慣病予防健診費用助成	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診(法定健診は除く)を受診した場合、検査項目に応じて2,830円～4,120円を助成。(乳・子宮がん検診費用を上乗せして、3,650円～4,940円を助成)
	健康生活用品給付	・健康生活に関わる品目の中から希望する1品を全会員に給付
	電話健康相談	・24時間365日、いつでも、どこからでも無料で、専門の医師やカウンセラーに健康に関する電話相談ができる。メンタルヘルス相談は心理専門職が対応し、必要な場合は面接カウンセリングが年5回まで無料で受けられる。 また、携帯電話やネットでの相談も実施
	スポーツクラブ	・コナミスポーツ、ルネサンスと提携し、法人会員料金で利用できる。
余暇支援事業	クラブ・サークル活動支援	・スポーツや教養・文化サークル活動への助成(会員1人当たり1,000円を助成)
	指定保養所 ・KKR宿泊施設 ・休暇村 ・グリーンピア ・ダイワロイヤルホテル 会員制リゾート施設 ・セラヴィリゾート泉郷 ・ラフォーレ倶楽部	・優待料金に加え、ソウェルクラブから 会員1人1泊2,500円の助成 ・標準宿泊料金の10%割引に加え、 ・標準宿泊料金の5%～10%割引に加え、 ・室料が特別優待料金に加え、
	テーマパーク	・会員と会員家族または同行者は、利用料金が法人会員料金に ・会員と会員家族または同行者は、利用料金が法人会員料金に
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	・東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパン、ハウステンボス、スペースワールドなど会員割引8～20%
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など会員割引3～10%
	ホテル・旅館・ペンション	・提携宿泊施設の割引利用。会員割引5～30%または特別料金適用
	レンタカー	・ニッポンレンタカー(最大55%割引)、日産レンタカー(最大47.2%割引)、マツダレンタカー(最大56%割引)、オリックス自動車レンタカー(最大40%割引)、トヨタレンタカー(5%割引)、Jネットレンタカー(最大56%割引)
	ソウェルクラブ“クラブオフ” (H24・10月開始)	・全国の宿泊施設、テーマパーク・日帰り温泉施設・映画館などのレジャー施設、レストランなど飲食施設、店頭やネットでのショッピング、育児や介護サービスなど幅広い分野のサービスが優待料金で利用できる。対象施設は75,000か所以上。
	共済事業給付金 ・会員の死亡 ・ “ (就業中、通勤時の事故の場合) ・会員の配偶者の死亡 ・入院見舞金 ・災害見舞金(法人) ・ “ (会員)	・ 60万円 ・ 180万円 ・ 10万円 ・ 就業中、通勤時の事故による場合。1日につき1,000円。手術を行った場合には5万円～20万円加算 ・ 災害救助法適用地域内で一定規模以上の被害を被った場合、1法人20万円 ・ “ 1会員1万円
	任意加入の保険 ・ソウェル積立保険 ・ソウェル団体生命保険 ・ソウェル傷害保険 ・ソウェル入院保険 ・ソウェルがん保険 ・ペット保険	任意に加入できる割安な保険 ・死亡保障、医療保障、年金積立を一つにセットした総合保険 ・死亡保障(高度障害を含む)に限定した保険 ・あらゆるケガを補償 ・病気、ケガによる入院を補償 ・がん限定した保険 ・保険の対象となる診療費の50%を補償
生活支援事業	永年勤続記念品贈呈	・勤続満5年から30年まで5年刻みで記念品を贈呈(品目の中から1品を選択)
	結婚お祝い品贈呈	・会員が結婚した場合に贈呈(商品券 10,000円)
	出産お祝い品贈呈	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈(商品券 10,000円)
	入学お祝い品贈呈	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈(商品券 5,000円)
	ローン ・住宅ローン(銀行提携) ・特別資金ローン(みずほ銀行)	・融資額 最高 5,000万円。一般利用者より金利が固定型で0.1%、変動型で0.2%割安 平成24年度においても、引き続き「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施 ・融資額 最高 300万円。教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より金利が3.0%程度割安
	スポーツ、カルチャー ショッピングなど	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、カルチャー、スクールなど会員割引。 ・デパート、結婚式場、引越しサービス、文具消耗品、家電商品など会員割引。ソウェルweb書店5～15%割引
	海外研修	・海外の福祉事情を学習する海外研修
啓発支援事業	メンタルヘルス講習会	・職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を認識し、メンタルヘルス問題への対応能力を習得する。
	接客講習会	・電話対応、接客方法等職場で必要な接客マナーやクレームの対応を習得する。
	レクリエーション・リーダー養成講習会	・職場で活かせるレクリエーションについて、実践的に学習する。
	広報講習会	・広報の役割、広報誌の作成方法について習得する。
	パソコン講習会	・パソコンの主要ソフトの使い方や実践テクニックを習得する。
	その他の講習会	・上記講習会以外に社会福祉法人新会計基準・ディズニーアカデミー・社会福祉施設防災危機管理のあり方講習会を実施。
	資格取得記念品贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈(品目の中から1品を選択)
地域事業	会員交流事業	・地方事務局が主催する割安な料金で、会員同士の親睦、リフレッシュを図る事業 (観劇・コンサート、国内旅行、テーブルマナー講習会、スポーツ観戦、テーマパークなど)
	地域開発メニュー	・地方事務局が地域で身近に割安な料金で利用できるメニューを開発したもの(レジャー施設、生活関連施設など)
その他の支援事業	広報活動 ・ソウェルクラブハンドブック ・ソウェルクラブFAXニュース ・会員情報誌「ソウェルクラブ」 ・ホームページ ・オリジナルカレンダー ・オリジナル手帳	・全てのサービスの内容や利用方法などを掲載、全会員に配布 ・各事業のタイムリーな情報を掲載、毎月各事業所にFAX送信 ・会員同士の交流・仕事や生活に役立つ記事を掲載、年4回全会員に配布 ・利用促進及び加入促進を目的とした最新情報を随時提供 ・書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布 ・サービスの概要入りの手帳を希望する会員に配布

都道府県別加入状況(平成24年10月1日現在)

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	768	37,335	865	88.8%
青森県	73	3,167	510	14.3%
岩手県	62	3,507	294	21.1%
宮城県	43	2,957	222	19.4%
秋田県	79	4,236	210	37.6%
山形県	104	5,275	223	46.6%
福島県	94	4,966	269	34.9%
茨城県	118	5,147	478	24.7%
栃木県	88	2,999	323	27.2%
群馬県	97	3,519	476	20.4%
埼玉県	140	6,026	715	19.6%
千葉県	73	2,704	572	12.8%
東京都	282	20,635	1,008	28.0%
神奈川県	47	2,340	731	6.4%
新潟県	46	4,205	396	11.6%
富山県	96	5,662	193	49.7%
石川県	63	2,890	283	22.3%
福井県	43	2,211	211	20.4%
山梨県	33	1,123	229	14.4%
長野県	62	2,503	334	18.6%
岐阜県	92	4,683	284	32.4%
静岡県	119	4,569	424	28.1%
愛知県	91	6,379	594	15.3%
三重県	141	6,076	294	48.0%
滋賀県	62	2,139	239	25.9%
京都府	87	3,930	430	20.2%
大阪府	87	5,961	1,081	8.0%
兵庫県	79	2,973	749	10.5%
奈良県	42	2,022	199	21.1%
和歌山県	49	1,668	207	23.7%
鳥取県	23	1,357	113	20.4%
島根県	18	740	251	7.2%
岡山県	71	5,074	343	20.7%
広島県	126	10,596	433	29.1%
山口県	66	3,702	291	22.7%
徳島県	76	3,011	161	47.2%
香川県	77	3,593	181	42.5%
愛媛県	58	3,980	207	28.0%
高知県	40	1,181	161	24.8%
福岡県	147	6,500	1,042	14.1%
佐賀県	35	1,517	229	15.3%
長崎県	86	3,894	506	17.0%
熊本県	94	3,756	626	15.0%
大分県	73	3,517	317	23.0%
宮崎県	58	2,753	369	15.7%
鹿児島県	50	2,161	563	8.9%
沖縄	106	2,918	370	28.6%
合計	4,464	224,057	19,206	-

(注) 社会福祉法人数、厚生労働省調べ(平成24年3月末現在)による法人数。

平成25年度 社会福祉研修実施計画（案）（委託・補助事業）

課 程 名		目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間	申込締切日及び 申込書提出先
国の委託事業 108	1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1 回	2,000 人	1 年 〔面接授業4日〕	①25.7.5(金)～7.8(月) ④25.8.1(木)～8.4(日) ②25.7.16(火)～7.19(金) ⑤25.8.5(月)～8.8(木) ③25.7.28(日)～7.31(水) ⑥25.8.23(金)～8.26(月) ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	25.4.1(月) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1 回	300 人	1 年 〔面接授業5日〕	①25.9.8(日)～9.12(木) ⑤25.11.10(日)～11.14(木) ②25.9.13(金)～9.17(火) ⑥25.11.23(土)～11.27(水) ③25.10.20(日)～10.24(木) ⑦25.11.28(木)～12.2(月) ④25.10.31(木)～11.4(月) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	25.4.1(月) 社会福祉研修 主管部まで
	3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース (3) サービス管理コース	1 回 1 回 1 回	200 人 200 人 200 人	3 日 3 日 3 日	(1) 経営管理コース 25.7.2(火)～7.4(木) (2) 人事管理コース 25.8.27(火)～8.29(木) (3) サービス管理コース 25.7.9(火)～7.11(木)	25.5.24(金) 25.7.19(金) 25.5.31(金) 中央福祉学院まで
国の補助事業	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者、又は平成25年3月卒業見込みの者	1 回	200 人	1 年 〔面接授業5日〕	25.9.30(月)～10.4(金)	25.4.1(月) 社会福祉研修 主管部まで
	5 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」 指導者養成研修課程	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。各科目の展開・指導方法を修得する。	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1 回	50 人	3 日	25.4.20(土)～4.22(月)	25.4.1(月) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修（平成25年度(案)）

研 修 名	目 的	対 象 者	受講 定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	適切な指導監査を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・老人福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・障害者福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
福祉事務所所長研修	社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、より効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とする。	福祉事務所所長	70人	3日間
生活保護自立支援研修担当育成研修	管内における自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、職員の自立支援技術の向上や自立支援プログラムの効果的運営に向けた職場内での研修企画運営の手法を修得することを目的とする。	(1) 都道府県・指定都市において生活保護の研修・企画を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する研修・企画を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携を充実させて、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とする。	児童相談所の児童福祉司または児童心理司としての実務経験が3年以上5年以下の者	60人	3日間
介護保険指導監督中堅職員研修	適正な介護保険制度の実施にむけた指導監督の意義と課題を理解した上で、実地指導・監査の標準化や業務管理体制の監督業務に資する知識を修得するとともに、根拠にもとづいた適切な指導監査の具体的な手法を修得することを目的とする。	第1回：各都道府県（出先機関含む）及び第2回：指定都市・中核市において、介護保険指導監督業務に従事している指導的立場の職員	各回 80人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員が、婦人保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保健・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とする。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員	30人	3日間
都道府県障害程度区分指導者研修	障害程度区分認定の調査内容及び市町村審査会における審査判定・および個別支援への活用についての理解を深め、適切な給付のための障害程度区分に関する専門的知識及び技術を高めることを目的とする。	都道府県が行う障害者自立支援法の障害程度区分関係研修の講師予定者等	80人	1日間
ユニットケアに関する研修				
a サービスマネジメント	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）のサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局のサービスマネジメント担当者	60人	3日間
b 施設整備	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備を適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局の施設整備担当者	60人	3日間
【問い合わせ先】	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/			

社会福祉士会・介護福祉士会 会員数 都道府県別一覧

(平成25年1月末現在)(単位:人)

	社会福祉士	介護福祉士
	(社)日本社会福祉士会会員数	(社)日本介護福祉士会会員数
北海道	1,731	1,136
青森	515	706
岩手	523	519
宮城	527	495
秋田	297	475
山形	451	375
福島	574	493
茨城	571	430
栃木	452	445
群馬	570	723
埼玉	1,395	544
千葉	1,282	755
東京	3,496	1,487
神奈川	2,559	1,171
新潟	1,097	1,704
富山	428	2,003
石川	467	1,244
福井	355	302
山梨	305	650
長野	938	2,966
岐阜	485	297
静岡	1,192	1,601
愛知	1,349	1,211
三重	623	694
滋賀	430	689
京都	864	900
大阪	1,968	2,647
兵庫	1,414	1,300
奈良	300	262
和歌山	241	338
鳥取	275	619
島根	355	382
岡山	604	1,445
広島	908	1,345
山口	620	1,841
徳島	243	266
香川	361	933
愛媛	483	877
高知	223	647
福岡	1,447	2,942
佐賀	187	479
長崎	560	815
熊本	687	589
大分	468	1,315
宮崎	413	1,433
鹿児島	665	1,087
沖縄	424	260
全国計	36,322	45,837

都道府県社会福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局連絡先		電話
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4丁目1	在宅サッポロSCビル2階	011-717-6886
青森	030-0822	青森県青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-723-2560
岩手	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30	青山和敬荘内	019-648-1411
宮城	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19	PROP三条館内	022-233-0296
秋田	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
山形	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	963-8033	福島県郡山市亀田2-19-14	チャレンジビル2階	024-924-7201
茨城	310-0851	茨城県水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
栃木	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルワーク共同	028-600-1725
群馬	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7	群馬県公社総合ビル5階	027-212-8388
埼玉	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5	ベルメゾン小島103	048-857-1717
千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター4階	043-238-2866
東京	162-0051	東京都新宿区西早稲田2-2-8	全国財団ビル5階	03-3200-2944
神奈川	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
新潟	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
山梨	400-0073	山梨県甲府市湯村2-6-20	ハイツオザワ202	055-254-3531
長野	380-0836	長野県長野市南県町685-2	長野県食糧会館6F	026-266-0294
富山	939-0341	富山県射水市三ヶ579	富山福祉短期大学内	0766-55-5572
石川	920-2144	石川県白山市大竹町口17-1	高齢者専用住宅シニアホーム香林苑内	076-273-0220
福井	918-8011	福井県福井市月見3-2-37	NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
岐阜	500-8261	岐阜県岐阜市茜部大野2-219		058-277-7216
静岡	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1番70号		054-252-9877
愛知	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田5-21-3	サンマンション鶴舞402	052-264-0687
三重	514-0003	三重県津市桜橋2-131	三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
滋賀	520-2352	滋賀県野洲市富波乙681-55		077-518-2640
京都	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之	京都社会福祉会館2F	075-803-1574
大阪	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館1階	06-4304-2772
兵庫	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター5階	078-265-1330
奈良	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地	大和ビル3階	0742-26-2757
和歌山	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
鳥取	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5	鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	0857-59-6336
島根	699-1621	島根県仁多郡奥出雲町上阿井424-1	特別養護老人ホームあいサンホーム内	0854-56-0081
岡山	700-0813	岡山県岡山市北区石関町2-1	岡山県総合福祉会館6階	086-201-5253
広島	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3019
山口	753-0072	山口県山口市大手町9-6	社会福祉会館内	083-928-6644
徳島	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地	徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
香川	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611		0877-98-0854
愛媛	791-8012	愛媛県松山市姫原2-3-21	NPO法人家族支援フォーラム内	089-922-1937
高知	781-0014	高知県高知市薮野南町 28番地19	リップルガーデン I-104	088-855-5921
福岡	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12	アイビーコートⅢビル601号	092-483-2944
佐賀	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3	佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
長崎	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
熊本	862-0910	熊本県熊本市健軍本町1-22	東部ハイツ105	096-285-7761
大分	870-0907	大分県大分市大津町2-1-41	大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
宮崎	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22	宮崎県福祉総合センター人材研修センター内	0985-86-6111
鹿児島	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
沖縄	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-135-1	くしばるビル207	098-943-4249

都道府県介護福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局担当者所在地		電 話
北海道	001-0010	札幌市北区北十条西4-1	SCビル2階	011-707-4700
青 森	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-731-2006
岩 手	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	岩手県社会福祉協議会 福祉人材研修課	019-637-4527
宮 城	984-0816	仙台市若林区河原町1-5-11	川村ハイツ308号	022-398-5767
秋 田	019-1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙102-30	畠山 朋寿 方	090-2027-0294
山 形	990-0021	山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-687-1516
福 島	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘79		090-7065-1740
茨 城	310-0851	水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5階	029-353-7244
栃 木	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	とちぎソーシャルケアサービス共同事務所	028-600-1725
群 馬	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉協議会 利用支援グループ内	027-255-6226
埼 玉	330-0056	さいたま市浦和区東仲町4-16	ヘルゾーネK・M 1-D号	048-871-2504
千 葉	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター3階	043-248-1451
東 京	135-0003	江東区猿江1-3-7	パーク・ノヴァ猿江恩賜公園102号	03-5624-2821
神奈川	220-0003	横浜市西区楠町9-7	TAKビル3階	045-323-1085
新 潟	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5531
富 山	939-8084	富山市西中野町1-1-18	オフィス西中野ビル1階	076-422-2442
石 川	920-0964	金沢市本多町3-1-10	石川県社会福祉会館3階	076-255-2572
福 井	918-8238	福井市和田2-2115	コーシン I 103号	0776-63-5868
山 梨	400-0221	南アルプス市在家塚775-1	ハイツ中込1-201	055-282-7433
長 野	380-0836	長野市南県町1001-3	ロワール丸ビル4階	026-223-6670
岐 阜	501-0234	瑞穂市牛牧913-10		058-322-3971
静 岡	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館4階	054-253-0818
愛 知	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2	桜華会館南館	052-202-8260
三 重	514-0003	津市桜橋2-131		059-264-7741
滋 賀	525-0014	草津市駒井沢町302		077-568-1758
京 都	602-8143	京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館 2階	075-801-8060
大 阪	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-6766-3633
兵 庫	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター5階	078-242-7011
奈 良	634-0063	橿原市久米町569	ヒロタウエストゲート神宮前405号	0744-35-5286
和歌山	646-0004	田辺市下万呂49-1	KH107号	0739-33-7610
鳥 取	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材センター内	0857-59-6336
島 根	690-0044	松江市浜乃木1-22-26-1	藤原 方	0852-33-7294
岡 山	700-0813	岡山市北区石関町2-1	岡山県総合福祉会館5階	086-222-3125
広 島	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3016
山 口	754-0893	山口市大字秋穂二島1062		083-987-0122
徳 島	779-3105	徳島市国府町東高輪字天満369-1	徳島健祥会福祉専門学校内	0886-42-9666
香 川	762-0044	坂出市本町3-5-26	トマトマンション203号	0877-46-0143
愛 媛	790-0804	松山市中一万町7-8		089-987-8123
高 知	780-8567	高知市朝倉戊375-1	高知県社会福祉協議会 介護普及・相談課	088-844-9271
福 岡	812-0012	福岡市博多区博多駅中央街7-1	シック博多駅前ビル5階	092-474-7015
佐 賀	846-0002	多久市北多久町大字小侍869		0952-75-3292
長 崎	852-8104	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟4階	095-842-1237
熊 本	862-0950	熊本市中央区水前寺6-41-5	千代田レジデンス県庁東210号	096-384-7125
大 分	870-0921	大分市萩原4-8-58	大分県整骨会館3階	097-551-6555
宮 崎	880-0007	宮崎市原町2-22	宮崎県福祉総合センター 人材研修館内	0985-22-3710
鹿児島	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	県社会福祉センター4階	099-206-3050
沖 縄	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合福祉センター 西棟4階	098-887-3344

都道府県精神保健福祉士協会等名簿

都道府県協会名	郵便番号	事務局所在地		電話番号
北海道精神保健福祉士協会	001-0010	札幌市北区北10条西4-1	SCビル2階	011-887-9709
青森県精神保健福祉士協会	039-3501	青森市大字浅虫字内野27-2	浅虫温泉病院 相談室 気付	017-752-3004
岩手県精神保健福祉士会	025-0033	花巻市諏訪500	(独)国立病院機構 花巻病院医療相談室 気付	0198-24-0511
宮城県精神保健福祉士協会	980-0811	仙台市青葉区一番町1丁目13-20	村上ビル3F	022-398-9432
秋田県精神保健福祉士協会	019-2413	大仙市協和上淀川五百刈田352	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 気付	018-892-3751
山形県精神保健福祉士協会	999-3103	上山市金谷字金谷神927-5	(福)鶴翔会 こまぐさの里 気付	023-673-2148
福島県精神保健福祉士会	963-0209	郡山市御前南6-16	すがのクリニック 気付	024-966-3300
茨城県精神保健福祉士会	300-0213	かすみがうら市牛渡5513-1	(福)明清会 ほびき園 気付	029-898-3661
栃木県精神保健福祉士会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階 ときぞソーシャルケアサービス共同事務所 気付	028-600-1725
群馬県精神保健福祉士会	370-3603	北群馬郡吉岡町陣場98	田中病院 気付	0279-54-2106
埼玉県精神保健福祉士協会	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	埼玉県立精神保健福祉センター 気付	048-723-1111
千葉県精神保健福祉士協会	286-0845	成田市押畑896	(医)厚生会 成田病院 医療福祉課 気付	080-2347-0051
東京精神保健福祉士協会	180-0013	武蔵野市西久保1-6-25-302	就労支援センターMEW 気付	080-5679-8385
神奈川県精神保健福祉士協会	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2	神奈川県精神保健福祉センター 気付	045-821-5354
新潟県精神保健福祉士協会	945-1341	柏崎市茨目1260-1	茨目地域生活支援センター 気付	0257-22-1215
富山県精神保健福祉士協会	930-0103	富山市北代5200	和教会生活支援センター 気付	076-434-8100
石川県精神保健福祉士会	922-0831	加賀市幸町2-63	加賀こころの病院 地域ケアセンター	0761-72-0880
福井県精神保健福祉士協会	918-8537	福井市下六条町201	(医)厚生会 福井厚生病院 ストレスケアセンター 気付	0776-41-3377
山梨県精神保健福祉士協会	400-0851	甲府市住吉4丁目11-5	すみよし障がい者就業・生活支援センター 気付	055-221-2133
長野県精神保健福祉士協会	390-0872	松本市北深志1-5-18	かとうメンタルクリニック 気付	0263-34-6141
岐阜県精神保健福祉士協会	505-0004	美濃加茂市峰屋町上峰谷3555	地域生活支援センターひびき 気付	0574-25-1294
静岡県精神保健福祉士協会	410-8575	沼津市中瀬町24-1	沼津中央病院 医療相談課 気付	055-931-4100
愛知県精神保健福祉士協会	444-0104	額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔8	京ヶ崎岡田病院 気付	0564-62-1421
三重県精神保健福祉士協会	511-0101	桑名市多度町柳井1702番地	(医社)橋会 多度あやめ病院 医療福祉室 気付	0594-48-2171
滋賀県精神保健福祉士会	526-0045	長浜市寺田町257	(社福)青樹会 セフィロト病院 気付	0749-62-1652
京都精神保健福祉士協会	611-0011	宇治市五ヶ庄三番割32-1	(医)栄仁会 宇治おうばく病院内	0774-32-8399
大阪精神保健福祉士協会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-6764-7839
兵庫県精神保健福祉士協会	650-0004	神戸市中央区中山手通6-1-30	兵庫県社会福祉研修所 気付	078-362-8920
奈良県精神科ソーシャルワーカー協会	633-0062	桜井市栗殿1000	桜井総合庁舎内 奈良県精神保健福祉センター 気付	0744-43-3131
和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会	641-0054	和歌山市塩屋3-6-2	(医)宮本病院 地域活動支援センター 気付	073-444-2468
鳥取県精神保健福祉士会	683-0015	米子市日原319-1	(医)勤誠会 米子病院 医療福祉相談室内 気付	0859-26-1611
島根県精神保健福祉士会	690-0015	松江市上乃木5-1-8	(医)青葉会 松江青葉病院 地域医療連携室 気付	0852-21-3565
岡山県精神保健福祉士協会	702-8508	岡山市浦安本町100-2	(財)慈恵会 慈恵病院 生活福祉支援室 気付	086-262-1191
広島県精神保健福祉士協会	720-0542	福山市金江町築江590-1	医療法人永和会 下永病院 気付	084-935-8811
山口県精神保健福祉士協会	743-0063	山口県光市島田5丁目3番1号	(医)愛命会 大田病院 気付	0833-77-0621
徳島県精神保健福祉士協会	770-0005	徳島市南矢三町3丁目11-23	(医)睦み会自立訓練事業所ウイスパー 気付	088-631-1615
香川県精神保健福祉士協会	761-0443	高松市川島東町1914-1	(社福)翠臨福祉会 精神障害者地域生活支援センターほっと 事業所 気付	087-840-3770
一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会	790-0932	松山市東石井町5-3-13	指定相談支援事業所トボス松山	090-7146-3691
高知県精神保健福祉士協会	780-8535	高知市西町100	細木ユニティ病院 在宅部 気付	070-5686-4260
一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会	810-0021	福岡市中央区今泉1丁目4番18号	F・C測上医療福祉専門学校内 気付	092-737-3153
佐賀県精神保健福祉士協会	847-0022	唐津市鏡4304-1	松籙病院内	0955-77-1011
長崎県精神保健福祉士協会	850-0835	長崎県長崎市桜木町3-14	(医)志仁会 西脇病院 医療福祉相談課内 気付	095-827-1187
熊本県精神保健福祉士協会	865-0048	玉名市小野尻5番	地域活動支援センター ふれあい 気付	0968-73-1022
大分県精神保健福祉士協会	879-7501	大分県大分市竹中1403	(医)善慈会 大分丘の上病院 (医)善慈会 大分丘の上病院	097-540-5085
宮崎県精神保健福祉士会	880-0123	宮崎県宮崎市大字芳士80	(医)清芳会 井上病院 気付	0985-39-5396
鹿児島県精神保健福祉士協会	891-0304	鹿児島県指宿市東方7531	(医)全隆会 指宿竹元病院	0993-23-2311
一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会	904-0012	沖縄市安慶田4-10-3	(医)卯の会 新垣病院 気付	098-933-2756

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)

- 1. 目的** ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの(労働力不足への対応が目的ではない)。日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
- 2. 受入れ国** ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
- 3. 人数枠** 平成25年度 300人(インドネシア、フィリピンとも同じ) ※日本の労働市場への影響を考慮し上限を設定
- ・平成20年度実績:104人(インドネシア人候補者104人)
 - ・平成21年度実績:406人(インドネシア人候補者189人・フィリピン人候補者217人(就学コース27人を含む))
 - ・平成22年度実績:159人(インドネシア人候補者77人・フィリピン人候補者82人(就学コース10人を含む))
 - ・平成23年度実績:119人(インドネシア人候補者58人・フィリピン人候補者61人)
 - ・平成24年度実績:145人(インドネシア人候補者72人・フィリピン人候補者73人)
 - ・平成25年度(マッチング成立時):200人(インドネシア人候補者110人・フィリピン人候補者90人)
- 4. 在留期間** ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
・滞在中の在留資格は「特定活動」。
- 5. 要件
(就労コース)** ・候補者 …… 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者
・受入施設 …… ①定員30名以上の介護施設であること
②介護職員数(※)が法令に基づく配置基準を満たすこと
(※)平成25年4月1日から、(1)受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者、又は(2)日本語能力試験N2以上を保有している候補者は、介護職員として算定可能としている。
③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること
④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと
⑤適切な研修体制を確保すること 等
- 6. その他** ・受入れの実務は、協定に基づく唯一の受入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について

1 第25回介護福祉士国家試験の実施について

○ 今年度の介護福祉士国家試験では322名のEPA候補者が受験(平成23年度95名)

(参考1)EPA候補者受験者数

・インドネシア人介護福祉士候補者 184名(20年度入国者(再受験者)18名、21年度入国者165名、22年度入国者1名)

・フィリピン人介護福祉士候補者 138名(21年度入国者136名、22年度入国者1名、23年度入国者1名)

※ このうち、実技試験必要者は51名(全て21年度入国者)

(参考2)今年度の介護福祉士国家試験の受験者は136,377人(速報値)(対前年▲1.1%) ※平成24年度試験 137,961人

2 合格発表までのスケジュール

○ 筆記試験 1月27日(日) 30都道府県で実施

○ 実技試験 3月 3日(日) 12都道府県で実施

○ 合格発表 3月28日(木)14時(一般受験者と同様、実技試験免除者を含め合否発表)

※ EPA候補者については、ご本人の同意を得て、合格者の氏名、受入施設を公表予定

3 EPA候補者への配慮

試験時間を一般受験者の1.5倍に延長

(今年度から実施)

※ 一般受験者 210分、EPA候補者 315分

全ての漢字にふりがなを付記

(今年度から実施)

分かりやすい日本語への改善

(一部は平成22年度から実施)

※ 設問の指示形式を肯定表現に統一、疾病名への英語併記、英語に原語を持つカタカナの英語併記 等

EPA候補者の試験会場を、1試験地につき1会場に集約し、
一般の受験者とは別室で受験

(EPA候補者が初めて受験した
平成23年度から実施)

EPA介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いの見直しについて

受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した等の候補者について、職員の基本の配置基準(例：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員：利用者＝1：3の基準、夜勤の基本の配置基準)の算定対象に加えることにする。

【見直しの具体的内容(受入指針告示の改正)】

- ① 受入れ施設での適切な研修体制を確保するため、「法令に基づく職員等の配置の基準(配置基準)を満たすこと」は、引き続き、受入れ施設の要件とする。
- ② 候補者は労働契約に基づき就労していることから、(1)受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者又は(2)日本語能力試験N2以上を保有している候補者について、配置基準の算定対象とする。

《候補者の配置基準上の取扱い》

(現行)

	労働契約 締結時(入国前)	就労 開始日後	6ヶ月 経過後	1年 経過後
職員の基本の配置基準	×	×	×	×
夜勤に係る加算及び昼間 ユニット単位での配置基準等	×	△	△	○

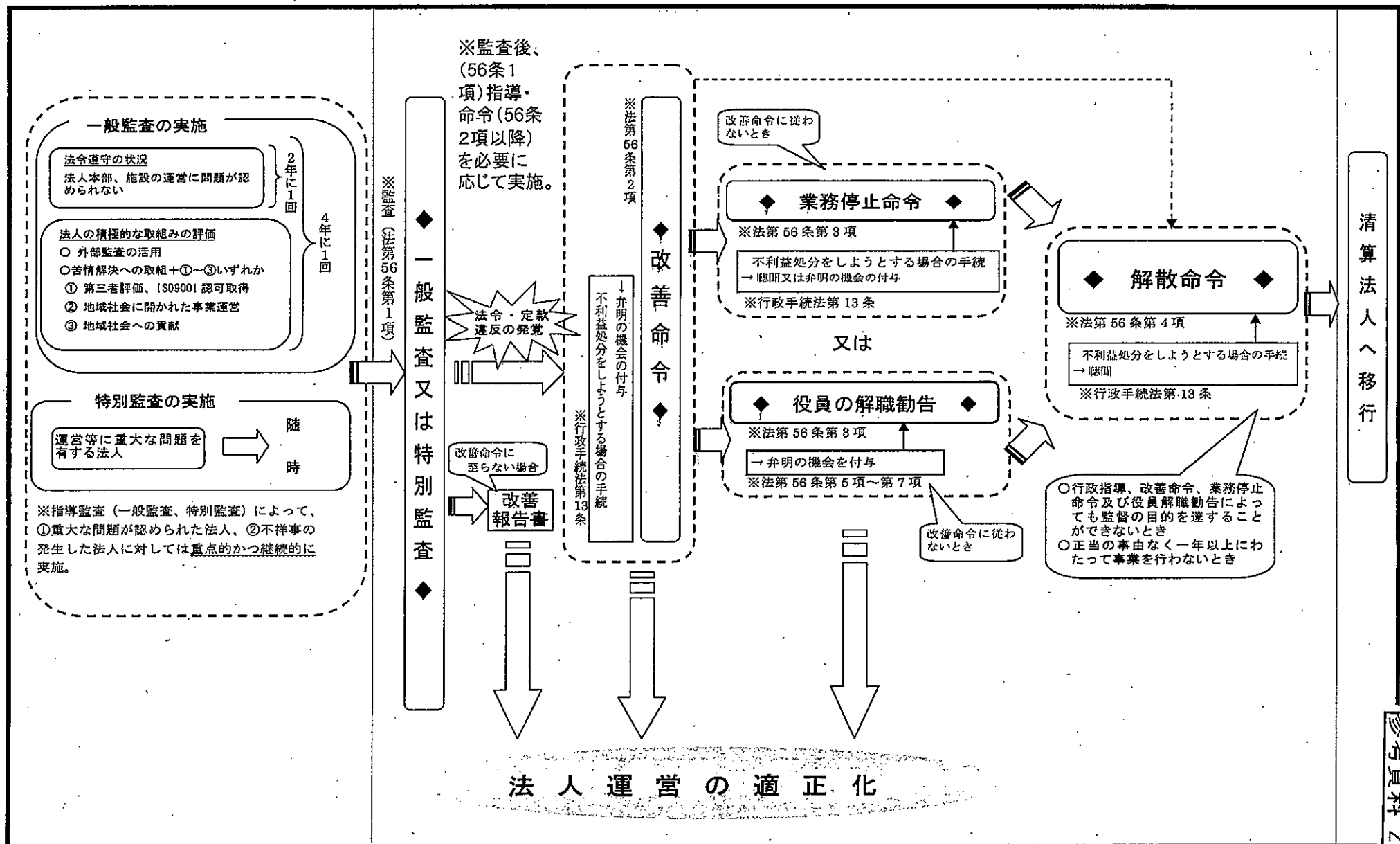
(見直し後：平成25年4月1日から)

	労働契約 締結時(入国前)	就労 開始日後	6ヶ月 経過後	1年 経過後
職員の基本の配置基準	×	△	○	○
夜勤に係る加算及び昼間 ユニット単位での配置基準等	×	△	○	○

×：候補者を算定対象とすることは不可 △：N2以上を保有している候補者のみ算定対象 ○：候補者を算定対象とすることが可能

(※)なお、候補者を夜勤に配置するにあたっては、(1)候補者以外の介護職員の配置又は(2)緊急時のため候補者以外の介護職員等との連絡体制の整備を求めるとともに、候補者の学習時間への影響を考慮し適切に配慮するよう求める通知を発出。

○指導監査後の対応について



○第三者評価の受審件数(都道府県別)

(平成24年度調査 平成23年度実績)

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	都道府県別 7年間実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	88
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	129
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	144
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	19
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	17
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	14
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	29
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	14
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	50
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	62
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	144
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	264
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	12,647
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	856
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	75
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	51
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	157
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	22
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	36
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	123
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	75
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	235
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	376
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	79
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	16
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	1,230
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	351
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	265
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	8
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	20
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	131
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	14
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	50
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	157
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	15
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	27
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	50
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	7
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	42
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	10
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	43
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	143
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	81
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	7
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	32
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	14
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	18,422

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

社会福祉法人の新会計基準について

平成 23 年 7 月 27 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

1. 新基準を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(以下、「新基準」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20. 4~H23. 3 全25回)

委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資するものとする。
- ◆ 新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準（平成20年4月）、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準の構成

- (1) 基準と注解：会計ルール of 基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針：会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。
- (3) 移行時の取扱い：従来の会計ルールから新会計基準へ移行するにあたっての取扱いを示したもの。

4. 新基準における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」にすることができる)
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい (会計基準にすることができる)
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による
	授産施設		授産施設会計基準による
	重症心身障害児施設		病院会計準則による
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
	病院・診療所		病院会計準則による
公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可	
収益事業		一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用	

◆ 新基準

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	<u>全ての社会福祉法人に新基準を適用する</u>
公益事業		
収益事業		

(2) 計算書類の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
 - ② 事業活動収支計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
- +
- ⑤ その他の明細書等

(注) 適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準

【財務諸表】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動計算書
- ③ 貸借対照表

+

- ④ 附属明細書(※)
- ⑤ 財産目録

(※) 附属明細書

- ・ 当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・ 財務諸表を補完する役割を持つ。

(3) 区分方法の変更 ～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算書類を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

- ・事業区分を拠点（一体として運営される施設、事業所及び事務所）別に区分

（注）ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする。

③サービス区分

- ・その拠点で実施する事業別（例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護等）に区分

（注）現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いとする。

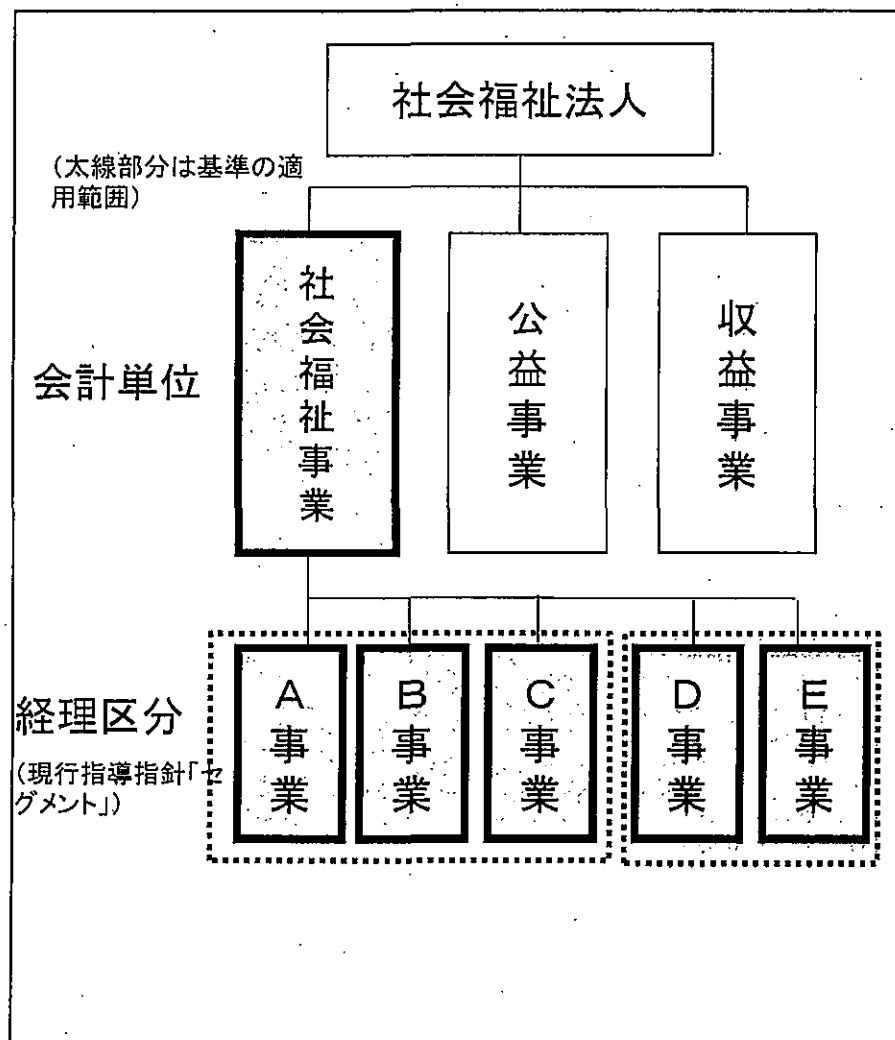
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。

（注1）拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。

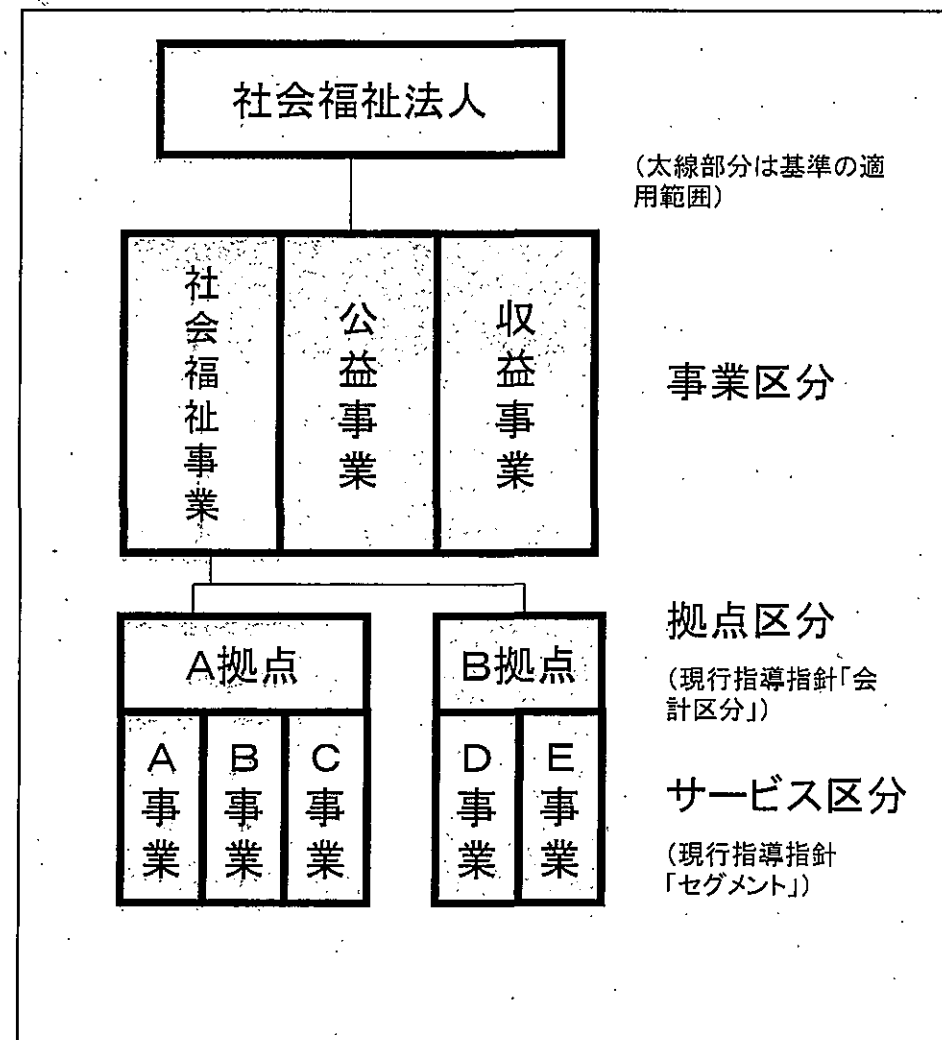
（注2）介護老人福祉施設、障害福祉サービス事業所等では拠点区分事業活動明細書のみを作成し、保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。

(「区分方法の変更」イメージ)

◆ 現行基準



◆ 新基準



(4) 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表 の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
集計 法人全体 (事業区分別)	〇〇第1号の2様式	〇〇第2号の2様式	〇〇第3号の2様式		左記様式では 事業区分間の 内部取引消去 を行う
集計 事業区分 (拠点区分別)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では 拠点区分間の 内部取引消去 を行う
集計 拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は 記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計を サービス別に区分表 示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3では サービス区分間 の内部取引消 去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. 〇印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

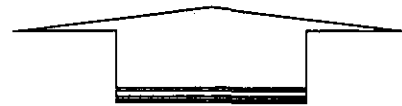
(5)その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
 - 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定。
 - 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
 - ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
 - 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
 - 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
 - 会計処理方法を明確化。

5. 移行期間について

＜移行期間に関する方針＞

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・ 平成27年度(予算)には全ての法人において移行する。



＜理由＞

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 一定の法人が先行的に移行することで、その他の法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した法人の実務者が実例を講義・周知することにより、その他の法人においても、より円滑な移行が期待できる。

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等

◆ 新基準

(1) 全事業に係る附属明細書

- ・基本財産及びその他の固定資産の明細書
- ・引当金の明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・借入金明細書
- ・寄附金収益明細書
- ・補助金事業等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書
- ・基本金明細書
- ・国庫補助金等特別積立金明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書
- ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書

(2) 就労支援事業に係る附属明細書

- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業製造原価明細書
- ・就労支援事業販管費明細書
- ・就労支援事業明細書 等

- 現行基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、8項目を追加し、15項目に拡充。
また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
(下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象
- ⑦その他必要な事項



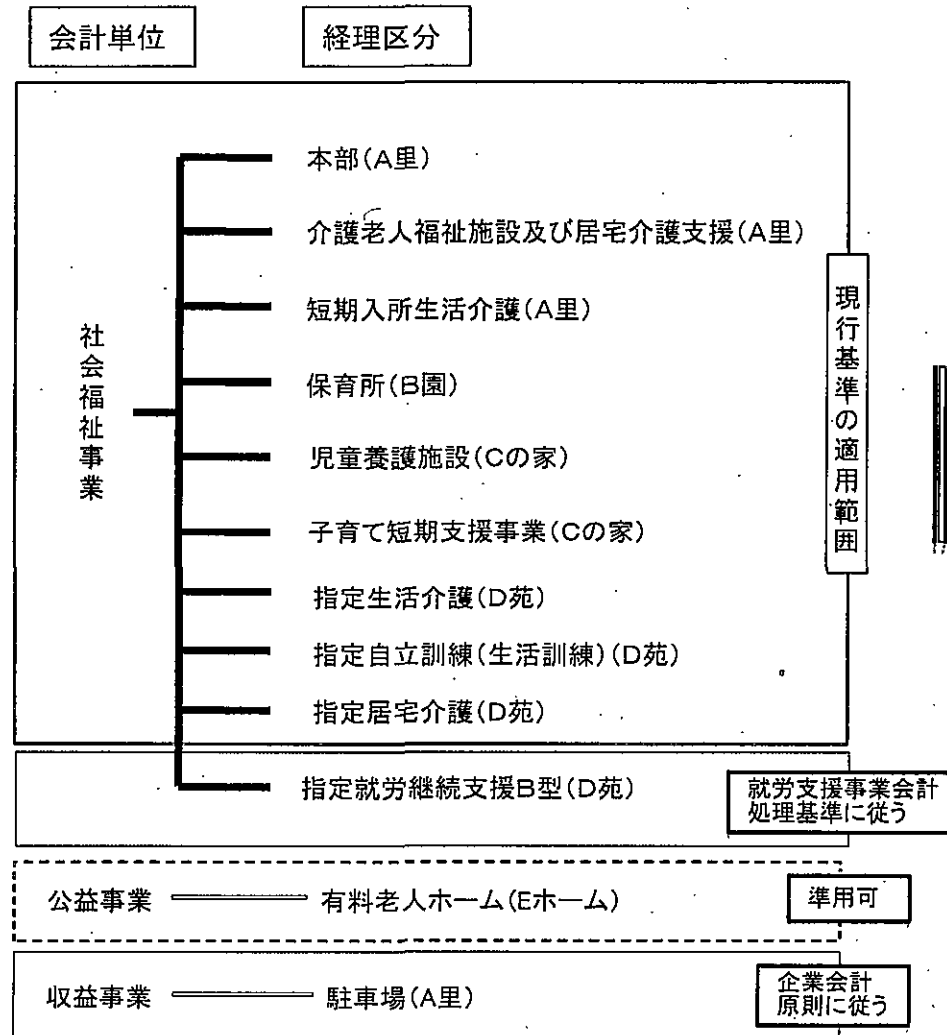
◆ 新基準で新たに加えた注記事項

- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ⑥満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ☆⑦関連当事者との取引内容
- ☆⑧重要な偶発債務

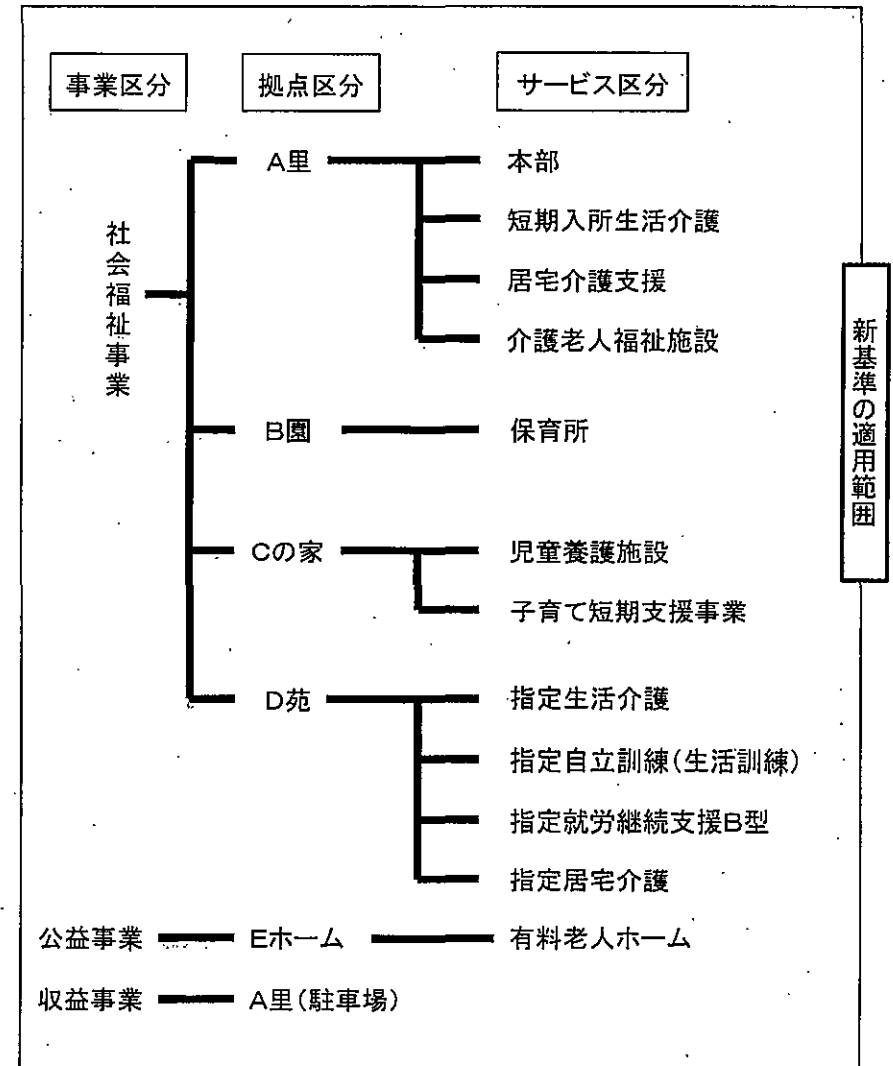
参考3-①

(「区分方法の変更」の事例による説明①)

現行基準



新基準



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

拠点	各拠点で運営している事業
A里	介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。 また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。 さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。
B園	「保育所」(「地域子育て支援拠点事業」若しくは「一時預かり事業」を実施している場合は、保育所と同一のサービス区分とすることができる。)
Cの家	「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。
D苑	障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。 また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。
Eホーム	「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。

参考4-① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→ 現行基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。

そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→ 基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→ 現行基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するものとする。

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他の引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他の引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他の引当金



◆ 新基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4－③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

○ 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、例えば以下の会計手法を導入する。

(ア) 1年基準(ワン・イヤー・ルール)

→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ) 金融商品の時価会計

→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ) リース会計

→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(エ) 退職給付会計

→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法

(オ) 減損会計

→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(カ) 税効果会計

→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注) 簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4－④ 退職共済制度の取扱いの明確化

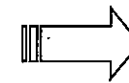
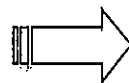
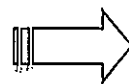
- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方法のほか、簡便な処理方法を明示する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。

②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

③採用している退職手当制度
従来、注記なし。



◆ 新基準

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度
ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金とする方法。

③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

参考4-⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注) 共同募金配分金等については、現行基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 指導指針

【共同募金配分金等の取扱い】

- ① 一般配分金：寄附金として処理
- ② 特別配分金：明記なし
- ③ 受配者指定寄附金：寄附金として処理

◆ 新基準

【共同募金配分金等の取扱い】

- ① 一般配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ② 特別配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ③ 受配者指定寄附金：寄附金として処理

(1) 移行期間終了をもって廃止する主な通知

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援施第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援施第8号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 4 「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援施第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 6 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 7 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援保発第23号・障障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 8 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」 等
(平成12年2月17日付け社援施第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者には適用されるものとして存続(一部改正)する主な通知

- 1 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 2 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 3 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 4 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」 等
(平成19年7月31日付け障障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

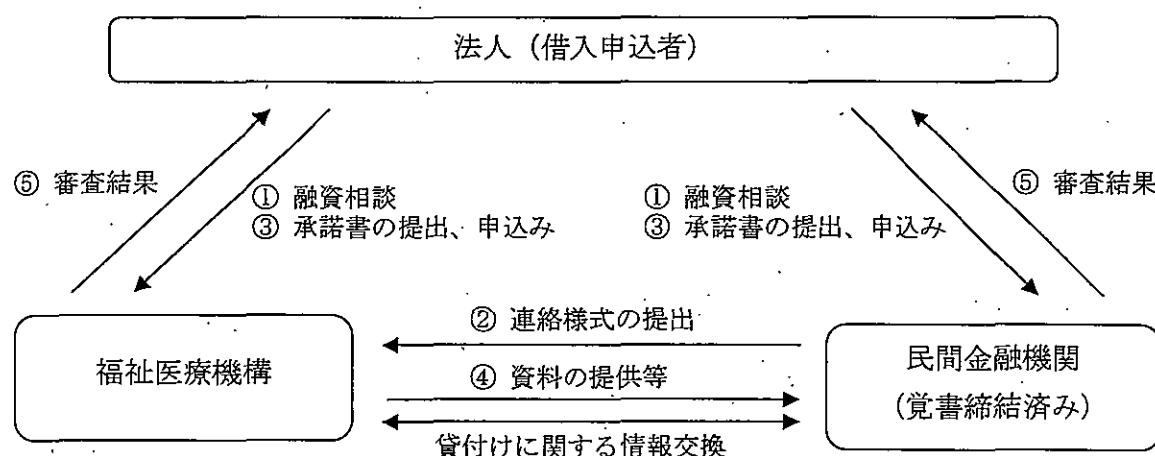
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資貸付締結金融機関一覧

(平成25年1月31日現在)

都道府県 本店/本部 所在地	金 融 機 関 名 (順 不 同)				
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	北門信用金庫
	江差信用金庫	留萌信用金庫			
青 森	みちのく銀行	青森銀行	青い森信用金庫		
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫		
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫
秋 田	秋田銀行	北都銀行			
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
	米沢信用金庫				
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫
	筑波銀行				
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫
	大田原信用金庫				
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫		
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	川口信用金庫
千 葉	千葉興業銀行	千葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合
	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫		
	東京都市銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
東 京	青函信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	三發UFJ信託銀行	東京スター銀行
	東京東信信用金庫	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	さわやか信用金庫
	世田谷信用金庫	集陽信用金庫			
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫	神奈川県医師信用組合	
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫				
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	奥能信用金庫	
福 井	福井銀行	福井銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合
	都留信用組合				
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	松本信用金庫	長野県信用組合			
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	関信用金庫	大垣信用金庫			
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫
	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	富士信用金庫		
愛 知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いらい信用金庫
	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫
	瀬戸信用金庫				
三 重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	桑名信用金庫
	北伊勢上野信用金庫				
滋 賀	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	
京 都	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
大 阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
	摂津水戸信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫	大阪東信用金庫	
	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
兵 庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合
	但馬信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	兵庫信用金庫	
奈 良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
鳥 取	鳥取銀行	米子信用金庫			
島 根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行	
岡 山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫		
広 島	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫
山 口	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫		
徳 島	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫		
香 川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	
愛 媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高 知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
福 岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
	北九州銀行				
佐 賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫		
長 崎	十八銀行	親和銀行			
熊 本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫
大 分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	
宮 崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行			
鹿児島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
	鹿児島信用金庫	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいら農業協同組合		
沖 縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫			
合 計			300機関		